

第2次松戸市 地域福祉計画(案)

あなたが主役～参加と支えあいのまちを目指して～



平成26年1月
松戸市

ごあいさつ

本市は、平成25年4月1日に「市制施行70周年」を迎え、現在では人口48万人と全国で30番目、県下では3番目の大都市となりました。

これまで提唱してまいりました「子育て、教育、文化を軸とした都市ブランド創り」「人と人とのつながりを大切にするまち」を様々な形で具現化してまいりたいと考えております。松戸市総合計画後期基本計画、第4次実施計画の最終年度となり、「市民が主役の魅力あるまつど」の実現に向けて、残された課題や計画した事業に全力で取り組んでまいります。



さて、「松戸市地域福祉計画」は、松戸市総合計画を上位計画として平成18年に策定され、「みんなで築く福祉のまち」を計画の基本理念として地域福祉の推進に努めてまいりました。この「第2次松戸市地域福祉計画」は、松戸市地域福祉計画推進委員会及び松戸市地域福祉計画見直し専門部会において、取り組む課題を整理し、議論を重ね策定しました。

本計画では重点的に取り組む項目として、「地域の支え合い活動の推進～孤立させない地域づくり～《声かけ・見守りの推進》」を掲げています。また、4つの基本目標のテーマ「あなたが主役～参加と支え合いのまちを目指して～」を推進する項目として、推進項目1「地域での防災・災害時要援護者対策」、推進項目2「地域福祉推進のための担い手の育成」、推進項目3「地域でも交流・ふれあいの場づくり」、推進項目4「ふるさとづくりの推進」を設定し、参加と支え合いのまちを目指します。

また、本計画は地域福祉の理念と体制づくりの指針を示すもので、松戸市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」のひとつの方向を示すものです。

最後に、本計画の見直しにおきまして多くの時間を費やした、松戸市地域福祉計画推進委員、松戸市地域福祉計画見直し専門部会委員の皆様には心より感謝申し上げますとともに、ご協力をいただきました市民・関係各機関・団体の皆様方に心から御礼を申し上げます。

平成26年1月

松戸市長 本郷谷 健次

第2次松戸市地域福祉計画によせて

地域福祉計画が初めて策定されたのは平成18年3月のことです。この計画の推進機関として、松戸市地域福祉計画推進委員会が設置されております。本委員会は計画の進捗状況を検証してまいりましたが、計画の見直しが喫緊の課題となったため、本委員会の中に、「計画見直し専門部会」を設置いたしました。



この計画見直し専門部会では、平成24年7月から平成25年5月にかけて延べ9回にわたり部会が開催され、計画の進捗状況の調査、分析が行われてきました。

松戸市地域福祉計画推進委員会も平成24年度から平成25年度にわたり3回開催され、計画見直し専門部会からの報告を検討・評価し、計画の推進に努めたところです。

本計画は、基本理念である「みんなで築く福祉のまち」の実現に向けて、「安心して暮せるまちづくり」「自立と参加の促進」「支え合い共に生きるまちづくり」「福祉文化の創造」の4つの基本目標を掲げています。

今回の見直しの手順としましては、取り組み課題を整理し、その中で、さらに重点項目、推進項目として計画に位置づけるものを柱として整理しました。

基本目標に対する各取り組み課題に関して、「現状と課題」を明記し、「施策の方向性」と「それぞれの役割」にまとめた形で表現しました。また、「それぞれの役割」には、個人（自助）と地域（共助）と行政（公助）の役割を分かりやすく明記いたしました。私の所属する松戸市医師会の取り組みにおきましても地域医療を積極的に取り組むべき計画に位置づけております。

今後、この計画が、地域福祉活動計画と連動しながら、誰もが住み慣れた家庭や地域の中で、お互いに助け合い、支え合う福祉の文化が松戸市内津々浦々に根付き、醸成していくことを願ってやみません。

本計画の見直しを精力的に議論し、まとめていただいた計画見直し専門部会の皆様をはじめ、関わっていただいた多くの皆様方に心より感謝を申し上げます。

平成26年1月

松戸市地域福祉計画推進委員会 委員長
松戸市医師会長 柳澤 正敏

目次

第1章 計画の概要	1
1 第2次松戸市地域福祉計画策定の背景	2
2 本市がおかれている社会的状況	4
3 松戸市地域福祉計画の位置づけ	10
4 第2次松戸市地域福祉計画の期間	14
5 第2次松戸市地域福祉計画策定にあたっての取り組み	15
6 地域福祉を推進するための基本単位〔圏域〕	20
7 施策の体系	22
8 第2次松戸市地域福祉計画の重点項目	24
第2章 安心して暮らせるまちづくり	33
1 障壁のないまちづくり	34
2 快適な生活環境づくり	36
3 健康づくりの推進	38
4 地域医療の充実	41
5 地域での防犯・安全対策	43
6 地域での防災・災害時要援護者対策	45
7 相談支援・情報提供の充実	48
8 利用者本位のサービスの提供・福祉サービスの質の向上	50
9 生活を守る権利擁護の普及	53
第3章 自立と参加の促進	55
1 制度ボランティア活動の推進	56
2 生涯学習の推進	61
3 就労の支援	63
4 地域福祉推進のための担い手の育成	65
5 障害者の自立した地域生活の支援	67
6 当事者団体への支援	69

第4章	支え合い共に生きるまちづくり	71
1	ボランティア活動への支援、NPO活動への支援	72
2	社会福祉協議会との連携強化	74
3	地域での支え合い活動の推進 ～孤立させない地域づくり～《声かけ・見守りの推進》	76
4	子どもや高齢者等への虐待の防止	80
5	地域での交流・ふれあいの場づくり	83
6	子ども・子育て支援	86

第5章	福祉文化の創造	89
1	心のバリアフリー	90
2	世代間交流	92
3	福祉教育の推進	94
4	ふるさとづくりの推進	96

第6章	計画の推進	99
1	推進体制の確立	100
2	地域資源の活用	103
3	財源の確保	108
4	計画の進捗管理	111

第7章	今後の計画の推進のために ～これまでの活動事例～	113
1	地域での支え合い活動の取り組み	115
2	高齢者支援連絡会の取り組み	119
3	地域支え合い体制づくり事業の取り組み	131

資料編	135
用語集	163
計画見直し専門部会委員からのメッセージ～計画に込めた願い～	170

※本文中の*印が付いている用語については、163ページからの「用語集」に説明があります

第1章 計画の概要

- 1 第2次松戸市地域福祉計画策定の背景
- 2 本市がおかれている社会的状況
- 3 松戸市地域福祉計画の位置づけ
- 4 第2次松戸市地域福祉計画の期間
- 5 第2次松戸市地域福祉計画策定にあたっての
取り組み
- 6 地域福祉を推進するための基本単位〔圏域〕
- 7 施策の体系
- 8 第2次松戸市地域福祉計画の重点項目

1 第2次松戸市地域福祉計画策定の背景

平成18年3月に策定した「松戸市地域福祉計画」は、同18年度から同22年度の5年間を計画期間とし、必要に応じて見直しを行うこととしています。そのため、これまでの取り組みの状況及び、見直しの必要性を検討した結果、少子化や超高齢化の進展などの大きな課題とそれに対する今後の方向性についての変更はないものの、国から出された平成22年8月13日付けの「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」、また平成23年3月11日に起きた「東日本大震災」、さらには、平成23年4月「松戸市総合計画 後期基本計画」の策定によって、取り組みの重要性がより急務になってきているため、第2次松戸市地域福祉計画を策定することになりました。

社会的背景

近年、人口減少と急速に進展する少子高齢化、核家族化やひとり暮らし世帯の増加による家族力の低下や自分の死に対する意識の低下、景気低迷による雇用喪失など社会を取り巻く環境は大きく変化を続けています。

また、自殺やホームレス、児童をはじめとする虐待の問題や社会からの孤立やひきこもり、所在不明高齢者などの新たな社会問題が発生しています。こうした社会状況の背景に加え、生活習慣や価値観の多様化、プライバシー意識の高まりなどにより、かつてのような家族や近隣をはじめとする住民相互のつながりがより希薄になっています。

公的な福祉サービスは、その時々ニーズに応じ、分野ごとに整備されています。介護保険法に基づく介護サービスや障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスなどの分野では、質・量ともに飛躍的に充実しました。しかしながら、制度の谷間にあって対応できない問題があるほか、住民の多様なニーズに対し、「福祉は行政だけがおこなうもの」という考え方では対応が難しくなっています。

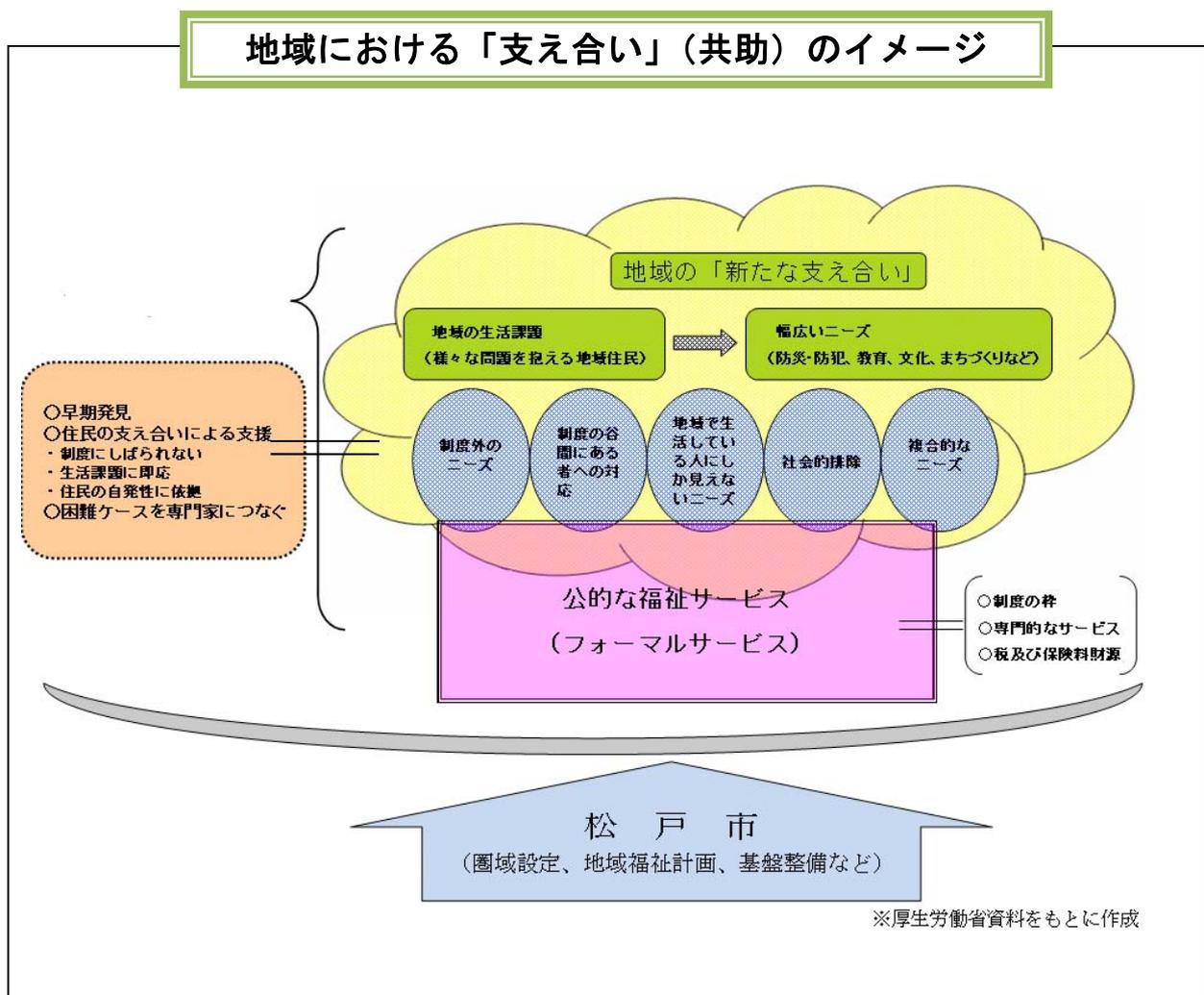
その一方で、従来からの地縁、血縁という人間関係に加え、地域の課題に自発的に取り組むボランティア*・NPO*など、価値観を共有する「知縁」、「志縁」といった関係も形成され、その活動も年々広がりを見せ、新たな人のつながりが生まれていることも見逃せません。

こうした背景の下、国では、平成20年3月に報告書「地域における『新たな支え合い』を求めて―住民と行政の協働による新しい福祉―」が取りまとめられました。その報告書において、基本的なニーズは公的な福祉サービ

スで対応するという原則を踏まえつつ、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大、強化し、地域の多様な生活課題を広く受け止め、柔軟に対応する地域福祉を進める必要があるとされています。

さらに、東日本大震災を契機に、家族との絆、近隣や地域社会とのつながりの大切さが改めて見つめ直されるとともに、市民一人ひとりが自分の死を意識し、どのような最期を迎えるかについて考えるきっかけとなりました。地域社会を構成する市民、ボランティアやNPO、各種の団体、行政がお互いに連携・協力して、それぞれに求められる役割に基づき、これからの地域社会づくりを進めていく、「新たな支え合い」（共助）の拡大・強化が求められています。

地域における「支え合い」（共助）のイメージ



2 本市がおかれている社会的状況

松戸市は、市政を施行した昭和18年の人口が約4万人であり、昭和30年代半ばまでは農業主体のまちとしてゆるやかな人口の増加傾向をたどってきましたが、その後、東京の都心から20km圏に位置していたため、東京のベッドタウンとして、昭和30年代からの団地整備とそれに伴う人口増加を背景に大きく成長し、現在では48万人を擁する生活都市となりました。

平成24年1月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した日本の将来推計人口によると、人口推計の出発点である平成22年の日本の総人口は1億2,806万人（同年国勢調査）であり、出生中位推計の結果に基づけば、以降長期の人口減少過程に入るとされている状況の中、松戸市総合計画後期基本計画では、松戸市の平成32年の人口を50万人と設定する一方、将来の人口推計では、松戸市の人口はゆるやかに減少していくものと推計しています。（図表1-1）

図表1-1
松戸市の将来人口推計

（単位：人、各年10月1日）

	平成19年	平成22年	平成25年	平成28年	平成32年
設定人口	478,000	480,000	490,000	495,000	500,000
（14歳以下比）			12.0%	11.0%	9.8%
（15-64歳比）			65.8%	64.6%	64.6%
（65歳以上比）			22.2%	24.4%	25.6%
上段：実績	476,792	(485,545)			
下段：推計		477,830	477,421	476,182	473,615

出典 松戸市総合計画 後期基本計画

- ・設定人口の年齢3区分による構成比は参考です。
- ・H22の（ ）内の実績は、H22.9.1現在の常住人口です。
- ・推計人口については、平成21年1月実績の人口推計のうち、現実型の推計値（住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計）をH19の乖離をもとに常住人口に換算しています。
- ・推計と設定人口との差は、子育て世代の定住促進などによる人口増を見込んでいます。

（1）高齢化率と高齢者世帯の推移

全国的な高齢化の波は、松戸市にとっても例外ではありません。急激な都市化により短期間に人口が増えた松戸市では、急激に高齢化が進むと予測されます。

人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）が14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれますが、松戸市では平成15年に高齢化率が14%を超えています。平成30年には、25%を超えると予測されていて、市民の4人に1人が65歳以上になります。

また、本市の単身高齢者世帯数は、平成22年に17,470世帯となっ

ています。高齢者夫婦世帯も増加しており、高齢者夫婦世帯と単身高齢者世帯を合わせた高齢者のみの世帯数が、平成22年に、はじめて高齢者のいる世帯の半分以上を超えました。(図表1-2)

図表1-2
総世帯数・高齢者世帯の推移 (各年10月1日)

年	総世帯数	高齢者のいる世帯					
		世帯数	割合 (%)	高齢者夫婦世帯		単身高齢者世帯	
				世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
平成12年	182,703	40,817	22.3	8,149	4.5	8,609	4.7
平成17年	192,962	53,491	27.7	12,066	6.3	12,603	6.5
平成22年	209,570	67,615	32.3	17,234	8.2	17,470	8.3

出典 第6期松戸市高齢者保健福祉計画・第5期松戸市介護保険事業計画

- ・総世帯数：施設世帯等を含む
- ・高齢者夫婦世帯：夫婦とも65歳以上の世帯

☞ 地区社会福祉協議会別世帯数については資料編153ページに掲載しています。

(2) 介護認定を受けている方の状況

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者の人数も増えています。平成22年の実績値では、13,946人が要支援・要介護認定を受けていて、この人数は平成26年には、17,174人になると推計されています。(図1-3)

図表1-3
要介護認定者 (単位：人、各年10月1日)

介護度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
要支援1	1,387	1,707	1,548	1,720	1,716	1,722
要支援2	2,112	2,079	2,050	2,300	2,304	2,349
要介護1	1,644	1,867	2,182	2,314	2,431	2,555
要介護2	2,615	2,962	3,342	3,317	3,497	3,666
要介護3	2,216	2,170	2,186	2,598	2,741	2,880
要介護4	1,629	1,699	1,822	2,008	2,121	2,231
要介護5	1,283	1,462	1,577	1,596	1,685	1,771
認定者総数	12,886	13,946	14,707	15,853	16,495	17,174
第1号被保険者数	93,843	96,861	99,536	104,845	109,820	114,561

出典 第6期松戸市高齢者保健福祉計画・第5期松戸市介護保険事業計画

- ・平成21～23年については実績値、平成24年以降は推計値

(3) 孤独死*の現状

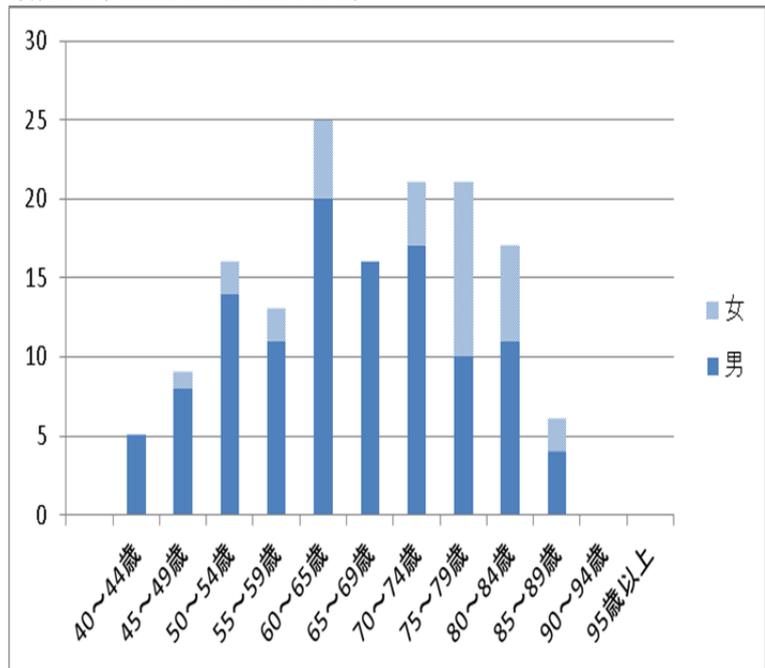
孤独死が全国的に問題となっています。松戸・松戸東警察署の検視による調査のデータによると、本市でも毎年孤独死が、100件以上ある状況です。

孤独死は単身世帯や高齢者に限りませんが、単身高齢者世帯の増加に伴い、孤独死の増加が懸念されます。(図表1-4、1-5)

図表1-4

松戸市内年齢階層別孤独死人数(単位:人、平成24年1月1日~12月31日)

年齢階層	男	女	計
40~44歳	5	0	5
45~49歳	8	1	9
50~54歳	14	2	16
55~59歳	11	2	13
60~64歳	20	5	25
65~69歳	16	0	16
70~74歳	17	4	21
75~79歳	10	11	21
80~84歳	11	6	17
85~89歳	4	2	6
90~94歳	0	0	0
95歳以上	0	0	0
合計	116	33	149

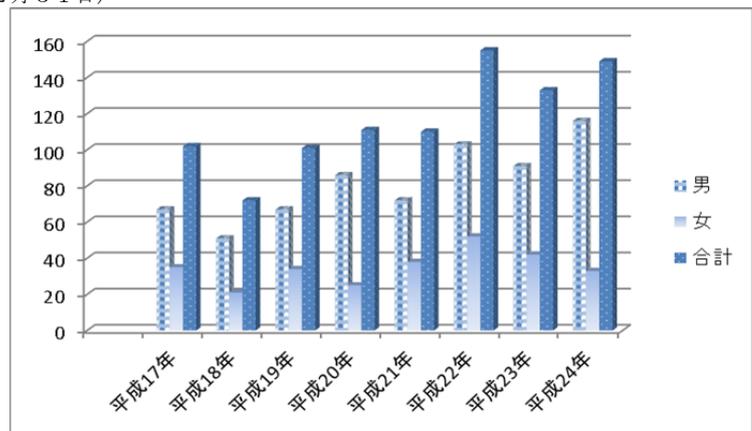


資料 地域福祉課(データ提供:松戸警察署、松戸東警察署)

図表1-5

松戸市内年別孤独死人数(単位:人、各年12月31日)

年	男	女	計
平成17年	67	35	102
平成18年	51	21	72
平成19年	67	34	101
平成20年	86	25	111
平成21年	72	38	110
平成22年	103	52	155
平成23年	91	42	133
平成24年	116	33	149



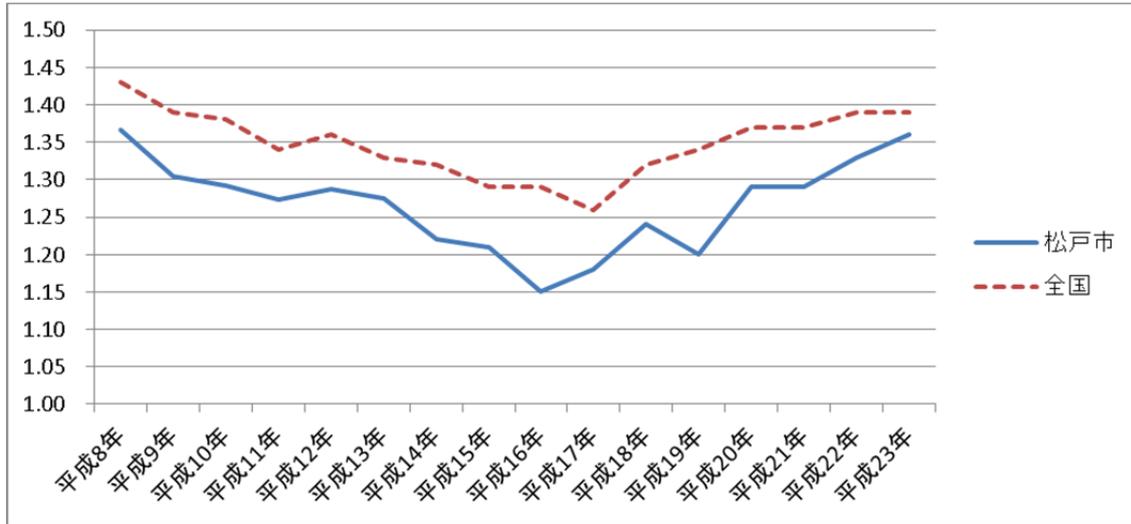
資料 地域福祉課(データ提供:松戸警察署、松戸東警察署)

・平成17~22年については50歳以上、平成23年~は40歳以上で集計

(4) 合計特殊出生率*

全国的に少子高齢化が問題となる中で、本市でも、合計特殊出生率は平成8年から減少傾向にありましたが、平成23年には1.36に回復しています。
(図表1-6)

図表1-6
合計特殊出生率(%)



資料 千葉県ホームページ 人口動態総覧

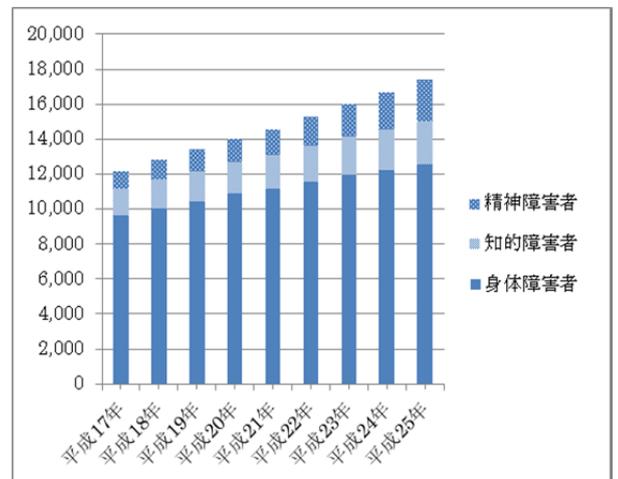
(5) 障害のある人の状況

本市の身体障害者手帳*所持者は平成25年3月31日現在で12,566人、療育手帳*所持者2,458人、精神障害者保健福祉手帳*所持者2,388人となっていて、3障害とも増加傾向にあります。合計では17,412人と松戸市民の約30人に1人が何らかの障害を有していることとなります。
(図表1-7)

図表1-7
障害者手帳所持者数 (単位:人、各年3月31日)

年	身体障害者	知的障害者	精神障害者	合計
平成17年	9,636	1,554	977	12,167
平成18年	10,071	1,645	1,135	12,851
平成19年	10,464	1,723	1,219	13,406
平成20年	10,878	1,842	1,287	14,007
平成21年	11,155	1,954	1,478	14,587
平成22年	11,553	2,098	1,613	15,264
平成23年	11,954	2,176	1,867	15,997
平成24年	12,214	2,333	2,122	16,669
平成25年	12,566	2,458	2,388	17,412

資料 障害福祉課



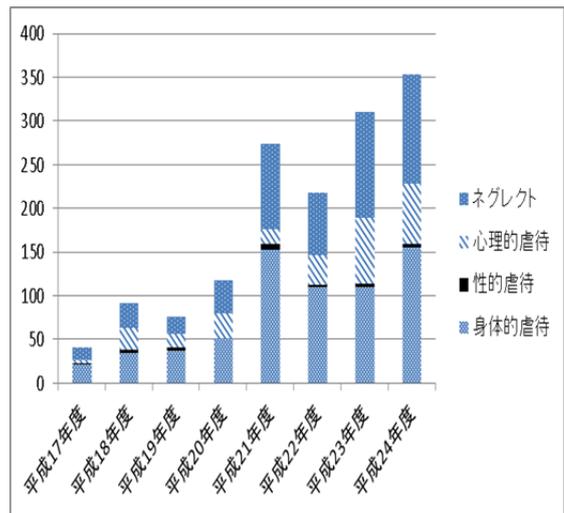
(6) 虐待相談件数

【児童虐待】

本市に寄せられる児童虐待の相談件数は、計画策定当時と比べ、大幅に増加しています。平成24年度には353件の相談が寄せられました。その内訳としては、身体的虐待155件、性的虐待4件、心理的虐待69件、ネグレクト125件となっています。(図表1-8)

図表1-8
家庭児童相談室における児童虐待相談受付件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
平成17年度	21	1	4	15	41
平成18年度	34	4	25	28	91
平成19年度	36	5	15	20	76
平成20年度	51	0	28	38	117
平成21年度	152	7	17	98	274
平成22年度	110	2	34	71	217
平成23年度	109	5	75	121	310
平成24年度	155	4	69	125	353



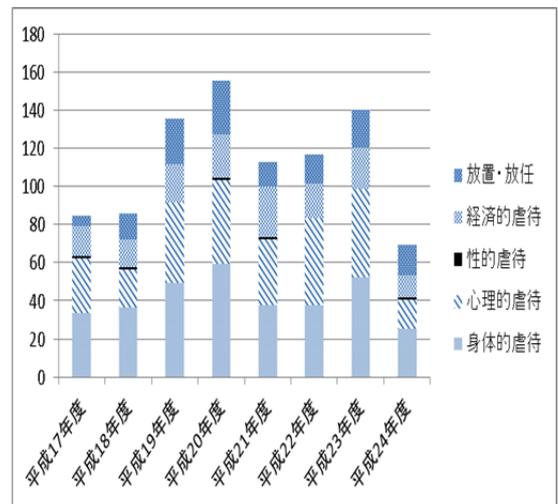
資料 子ども家庭相談課

【高齢者虐待】

平成24年度の相談人数は70人(実人数)で、相談件数は、身体的虐待が26件、性的虐待1件、心理的虐待15件、経済的虐待12件、放置・放任16件(重複あり)となっています。(図表1-9)

図1-9
高齢者虐待相談件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	経済的虐待	放置・放任
平成17年度	34	1	29	16	5
平成18年度	37	1	20	15	13
平成19年度	50	0	42	20	24
平成20年度	60	1	44	23	28
平成21年度	38	1	35	26	13
平成22年度	38	0	46	18	15
平成23年度	53	0	46	22	20
平成24年度	26	1	15	12	16



資料 高齢者支援課

【障害者虐待】

本市では、障害者虐待防止法の施行に伴い、平成24年度10月1日から「松戸市障害者虐待防止センター」を設置いたしました。同センターにおいては、平成24年10月1日から平成25年3月31日までに24件の通報・届出があり、そのうち18件を同センターが対応しています。相談内容の種類の内訳としては、身体的虐待7件、性的虐待0件、心理的虐待10件、経済的虐待5件、ネグレクト3件（重複含む）となっています。

（図表1-10）

図表1-10
障害者虐待相談受付件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	経済的虐待	ネグレクト
平成24年度	7	0	10	5	3

資料 障害福祉課

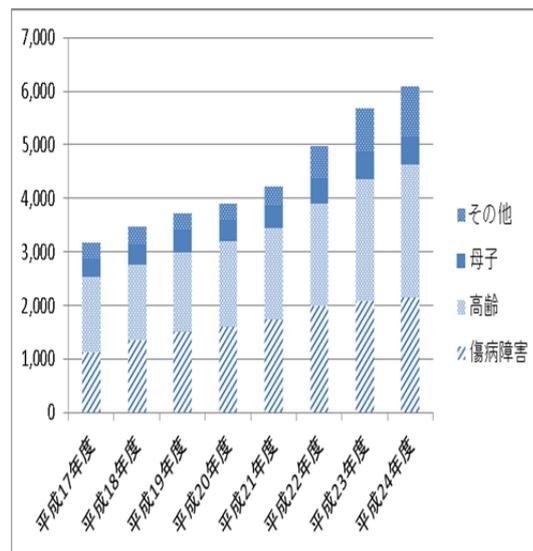
（7）生活保護の受給状況

平成17年当時と比べ、生活保護世帯が増加しており、中でも特に、『その他の世帯』の伸び率が高くなっています。これは、稼働年齢層で働ける状況であるにもかかわらず働くことができずに、生活保護を受給する世帯が増加していることを示しています。（図表1-11）

図表1-11
生活保護状況（世帯別類型）（単位：人、各年4月1日現在）

年 度	傷病 障害	高齢	母子	その他	総世 帯数	保護率 (%)
平成17年	1,130	1,392	350	305	3,177	10.06
平成18年	1,350	1,403	383	341	3,477	11.21
平成19年	1,498	1,489	401	325	3,713	11.78
平成20年	1,599	1,584	427	298	3,908	12.26
平成21年	1,737	1,717	426	339	4,219	12.96
平成22年	1,977	1,915	463	627	4,982	15.13
平成23年	2,070	2,294	493	824	5,681	17.06
平成24年	2,152	2,479	518	939	6,088	18.32
平成25年	2,147	2,733	516	964	6,360	19.10

資料 生活支援一課



3 松戸市地域福祉計画の位置づけ

「松戸市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に定められた、市町村地域福祉計画として策定する計画です。誰もが住みなれた地域での支え合いにより、安心して幸せな生活を送るために、地域福祉推進の主役である市民や社会福祉関係の事業者、そして社会福祉活動の担い手が行う地域での取り組みや市の支援策についてまとめたものです。

社会福祉法（抜粋）

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（1）個別計画との関係

本市では、平成10年に、「松戸市総合計画*」を策定しました。この総合計画は、将来の本市の発展方向を展望し、21世紀の新たな時代に向けて推進すべき基本的方向を「基本構想」とし、基本構想の実現のために必要な施策の方向を体系的に整理するものとして「基本計画」を策定しています。

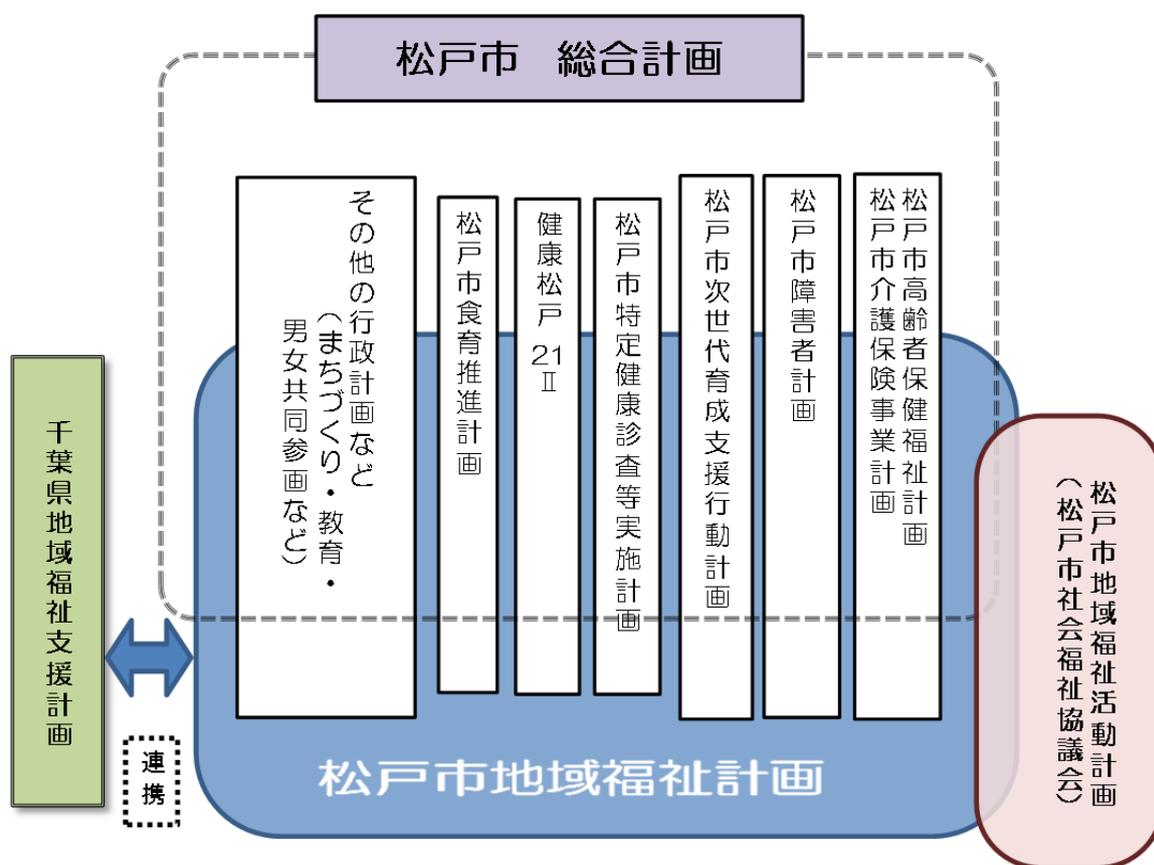
また、健康福祉分野の行政計画として、「第6期松戸市高齢者保健福祉計画・第5期松戸市介護保険事業計画*（いきいき安心プランⅣまつど）」、「松戸

市障害者計画*」、「松戸市次世代育成支援行動計画*」、「健康松戸21Ⅱ*」、「松戸市食育推進計画*」、「松戸市特定健康診査等実施計画*」が策定され、個々の計画に基づいて施策がすでに展開されています。

この「松戸市地域福祉計画」については、「松戸市総合計画」を上位計画とし、これまでの健康福祉分野の個別計画との整合、連携を図り、地域福祉の推進を図るものですが、地域福祉を推進するためには、健康福祉分野のみでなく、まちづくりや教育、男女共同参画など各行政計画との整合、連携が欠かせません。「松戸市地域福祉計画」は、「すべての人が尊厳をもって家庭や地域の中で安心して暮らせる地域社会づくり」という視点から、これらの計画を内包し、横断的につなぐ計画となります。

すでに計画・構想等が策定されている分野については、個々の詳細な施策の展開、目標設定などは既存計画等において定めるものとします。

松戸市地域福祉計画と個別計画等の関係



(2) 千葉県“地域福祉支援計画”との関係

千葉県は、社会福祉法第108条に基づき、県内市町村の地域福祉を推進するために県としての支援事項等を明記した「第二次千葉県地域福祉支援計画」を平成22年に策定しています。この支援計画では、住民が主体的に地域活動を進め、地域の一人ひとりを孤立させないよう、一人で問題を抱え込むことなく地域社会の構成員が連携して、地域住民の自助、互助の取り組みを進めていくことにより、その地域社会の再構築がなされ地域に活力が生まれ、地域への愛着と将来への希望が醸成されていくとしています。

「松戸市地域福祉計画」では、このような支援計画の理念も踏まえ、計画の見直しを行いました。

社会福祉法（抜粋）

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

(3) 松戸市社会福祉協議会“地域福祉活動計画”との関係

社会福祉法第109条においては、市町村に設立された社会福祉法人*である松戸市社会福祉協議会（以下「市社協」という）が、地域福祉推進の中核的な担い手として明確に位置付けられています。

市社協が策定する「松戸市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という）」は、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉の推進を計画的に行うための活動・行動計画の性格を有しています。

他方、「松戸市地域福祉計画」は、市民と行政の協働により実現を目指す地域福祉の理念と体制づくりの指針を示すもので、行動計画である市社協の「地

域福祉活動計画」の一つの方向性を示します。よって、それぞれの計画においては、その理念や地域福祉推進の方向性などについて共有することが望まれ、見直しに当たって市社協と連携し、両計画の整合性を図っています。

社会福祉法(抜粋)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

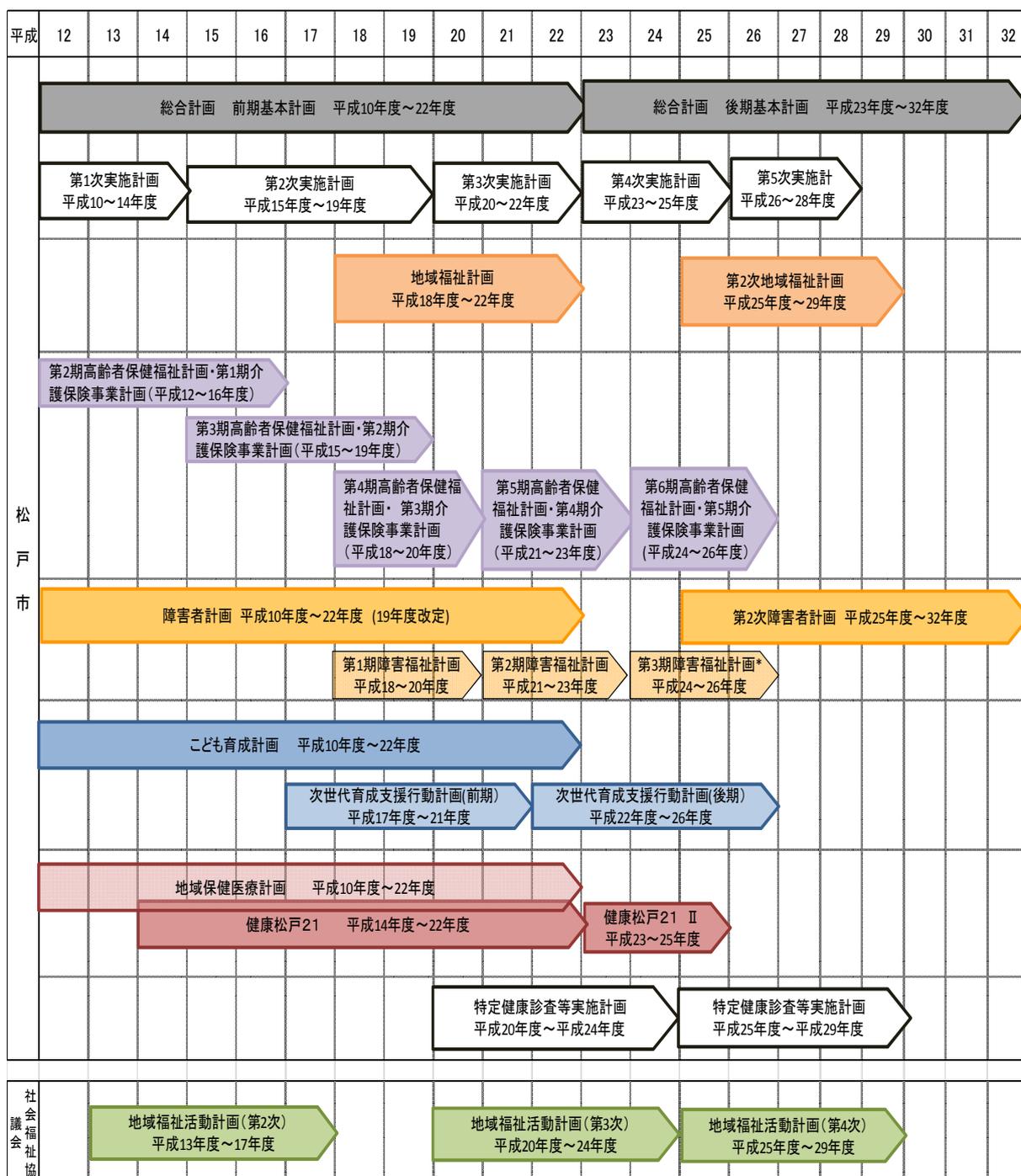
第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6 (略)

4 第2次松戸市地域福祉計画の期間

松戸市地域福祉計画の計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5か年の計画とします。



5 第2次松戸市地域福祉計画策定にあたっての取り組み

地域福祉計画の最大の特徴は、計画そのものが「地域住民の参加で策定する」ことにあるとされています。解決すべき生活上の課題を一番よく知っているのは、市民自身だからです。また、地域福祉の担い手は、市民一人ひとりであると同時に、社会福祉協議会が法的にも位置づけられています。計画は行政が一方的に策定をすることなく、実効性をもたせる意味合いから「松戸市地域福祉計画推進委員会」を平成18年10月1日付けで設置しました。「松戸市地域福祉計画推進委員会」は、一般公募市民の委員3名、地域団体関係者4名、福祉・医療関係団体関係者12名、学識経験者1名、行政職員10名の合計30名（平成25年4月現在）で構成されています。推進委員会の中に委員11名で構成する「計画見直し専門部会」を平成24年7月1日付けで設け、具体的な見直し作業をすすめてきました。また、以下の方法で市民参加による計画の策定に努めました。

- ①行政機関部署の進捗状況を調査
- ②社会福祉協議会へのヒアリング
- ③地域での声かけや見守り、安否確認等の取り組み状況の把握
- ④重点項目に関連する地域での取り組み事例の紹介
- ⑤行政計画策定に係る市民アンケート調査の活用
- ⑥パブリックコメントの実施

☞ 委員会の要綱、委員名簿等については、資料編137～141ページに掲載しています。



(推進委員会)



(計画見直し専門部会)

(1) 取り組み

① 行政関係部署の進捗状況を調査

計画の見直しにあたり、関連事業・取り組みを実施している35の関係部署に調査票を配布し、進捗状況、課題、今後の方向性について把握しました。関連する61の事業についての詳細は、計画書の144ページに掲載していますが、今後の方向性をまとめると以下の結果となりました。

■基本目標1の「安心して暮らせるまちづくり」に関連する24事業について

水辺の健康エコロードづくりは平成19年度にて完了したため終了としています。また、「もったいない運動」は、もったいない運動推進市民会議が中心となった市民活動が展開されているため市民主導へ移行していくとして縮小するとしています。そのほか、駅のエレベーター設置、重点整備地区での歩道等整備、放置自転車対策、食育の推進、地域の防犯体制、高齢者の事故を防止する取り組み、苦情解決制度・第三者評価の周知など11の事業については維持していくとしています。また、防災対策に関連し総合避難訓練や自主防災組織*の結成、災害時要援護者への支援対策、そして、健康診査や各種がん検診、介護予防及び認知症予防、地域包括支援センター*の設置拡大など10事業について拡大するとしています。

■基本目標2の「自立と参加の促進」に関連する22事業について

民生委員・児童委員や市政協力委員をはじめとする制度ボランティア活動の充実、地域福祉推進の人材の確保と育成に関連する講座開催、ひとり親家庭への支援、若者の就労支援など14事業については維持していくとしています。また、生涯学習に関連する各種講座やセミナー、障害のある人に対する就労支援や相談支援、高齢者の就労に関連する取り組み、児童虐待への取り組みなど8事業について拡大するとしています。

■基本目標3の「支えあい共に生きるまちづくり」に関連する11事業について

当事者団体への支援、ボランティア活動・NPO活動への支援に関連して協働事業*の推進や市民活動の支援、高齢者支援連絡会の設置、まつど孤独死予防センターへの支援、地区社会福祉協議会(以下、「地区社協」という)で開催しているサロン等の支援、子育て支援、外国人との交流、ホームレス対策など11事業すべてについて維持していくとしています。

■基本目標4の「福祉文化の創造」に関連する4事業について

心のバリアフリー*に関する周知・啓発、福祉教育の推進、伝統文化活動の育成に関する3事業について維持するとしています。また、世代間交流の1事業については、更なる周知を行い拡大していくとしています。

② 社会福祉協議会へのヒアリング

地域福祉活動の推進・調整役である市社協の取り組みの進捗状況と課題、今後の方向性について、行政への調査と同様の内容で調査を行いました。結果は、計画書の150ページに詳細を掲載しています。

また、地域福祉推進地区として、それぞれの地区の中で助け合い活動を展開している15地区社協を訪問し、力を入れて取り組んでいる活動状況について聞き取りを行いました。これらは見直しに反映させています。

ふれあいの場、顔の見える関係づくりなどを目的として、地区社協を中心に高齢者のサロン等が活発に開催されています。平成24年3月31日現在、ふれあい会食会の参加者は年間延べ6,639名、ふれあい・いきいきサロンの参加者は延べ17,727名で、それぞれ延べ3,000名を超えるボランティアが協力し運営しています。

その他、子育てサロンも市内21か所で開催され、延べ10,368名の参加者を集めています。

【15地区社会福祉協議会で重点的に取り組んでいる主な項目】

- | | | |
|---------|--------------|-----------------|
| ○高齢者支援 | ○子育て支援 | ○地域交流・ふれあいの場づくり |
| ○世代間交流 | ○地域での声かけ・見守り | ○孤独死対策 |
| ○学校との連携 | ○防災体制の構築 | ○ボランティア活動の支援 |
| | | ○家事支援 |

③ 地域での声かけや見守り、安否確認等の取り組み状況の把握

松戸市においては、地域での声かけや見守りは、行政だけではなく、社会福祉協議会や地域の方、さまざまな団体、制度ボランティア*などの活動により重層的に行われています。

計画策定当初にはなかった「認知症サポーター」や「オレンジ声かけ隊」による見守り「あんしん一声運動」や、医療機関と町会等が協働して行う「安心電話システム」を活用した高齢者安否確認の取り組みなど、地域での新たな取り組みである声かけや見守り活動についても実情を

把握しました。

また、平成24年9月に市内386の町会長・自治会長を対象にした災害時要援護者支援に関連するアンケート調査で、町会・自治会を中心に行われている声かけや見守り・安否確認などの取り組みを把握しました。

④ 重点項目に関連する地域での取り組み事例の紹介

重点項目に関連する取り組みについて、町会・自治会等より活動内容を紹介してもらい、現状と課題・施策の方向性の参考としました。

事例については、孤独死対策の取り組みから先進的に取り組み評価も高い、常盤平団地自治会「孤独死ゼロ作戦」の他、地域での支え合い活動の取り組み事例として、平成23年度に松戸市で実施した「地域支え合い体制づくり事業」の中から、見守り・声かけ活動、サロン等の交流・居場所づくり、防災対策等に取り組んだ町会・自治会、また、計画見直し専門部会で意見が出された集合住宅における見守り活動について、委員から推薦があった自治会としました。

☞「地域での支え合い活動の取り組み」については、第7章115ページに掲載しています。

⑤ 行政計画策定に係る市民アンケート調査の活用

「松戸市次世代育成支援行動計画」の策定や「第6期松戸市高齢者保健福祉計画・第5期松戸市介護保険事業計画(いきいき安心プランⅣまつど)」の見直しにあたり実施した市民アンケート調査をはじめ、松戸市の計画、構想づくりのために実施した各種アンケート調査結果を、計画策定の参考にしています。

⑥ パブリックコメント*の実施

計画策定過程への市民参加を可能にするため、最終段階の案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

☞「パブリックコメントの実施状況」については、資料編152ページに掲載しています。

(2) 基本目標に通じる課題

これまでの第2次松戸市地域福祉計画策定にあたっての取り組みをまとめてみると、次の課題が指摘されます。

高齢化が進展し、世帯人数が減少している中で家族のみで子育てや介護を行うことが難しくなっています。

地域福祉のニーズの多様化や増加に応えることが難しくなっています。

生産年齢人口の減少や地域活動組織の構成員の高齢化等により、地域福祉を推進する担い手の確保が難しくなっています。

個人情報保護の壁などにより支援が必要な方を地域で把握することが難しくなっています。

生活課題が複雑化、多様化し、公的福祉サービスだけでは対応が困難になっています。

6 地域福祉を推進するための基本単位〔圏域〕

すべての市民が住みなれた地域でいつまでも安心した暮らしを続けていくためには、できるだけ身近な場所で支えあう仕組みづくりが必要になります。よって、地域福祉の推進にあたっては、これまでのように地域の方の生活に密着した生活圏を踏まえた推進の単位を設定します。

(1) 基本福祉圏【松戸市全域】

千葉県地域福祉支援計画では、市町村域を「基本福祉圏」としています。本市においても、市域全体を「基本福祉圏」とし、地域福祉の総合的な推進、調整を行っていきます。

(2) 本計画の地域福祉推進地区【15地区社会福祉協議会】

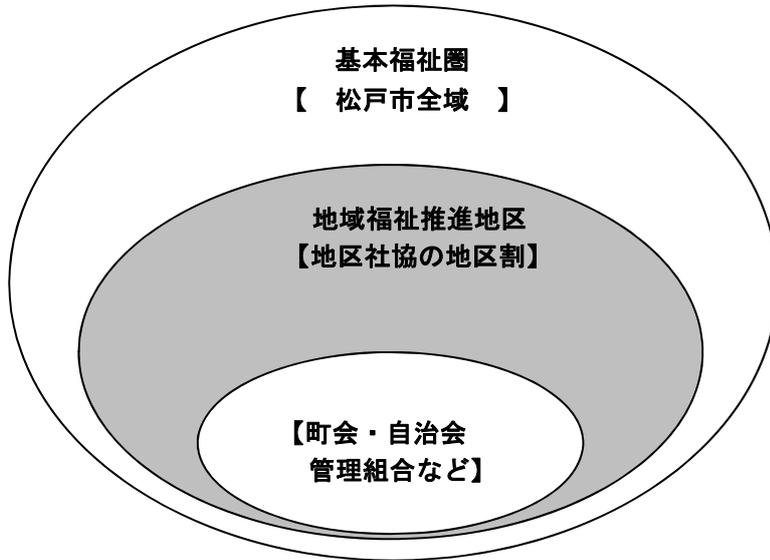
地域福祉を推進するには、一般的には人口2万人ぐらいの中学校区や人口1万人ぐらいの小学校区がひとつの地区として想定されていますが、「松戸市地域福祉計画」では、人口や交通、さらには福祉施設や福祉団体などの社会福祉資源の配置などを考慮して、市内にある15地区社協の地区割りをその単位とし、「地域福祉推進地区」として設定します。

「松戸市介護保険事業計画」において設定される日常生活圏域*においても、この地域福祉推進地区の整合を図っています。

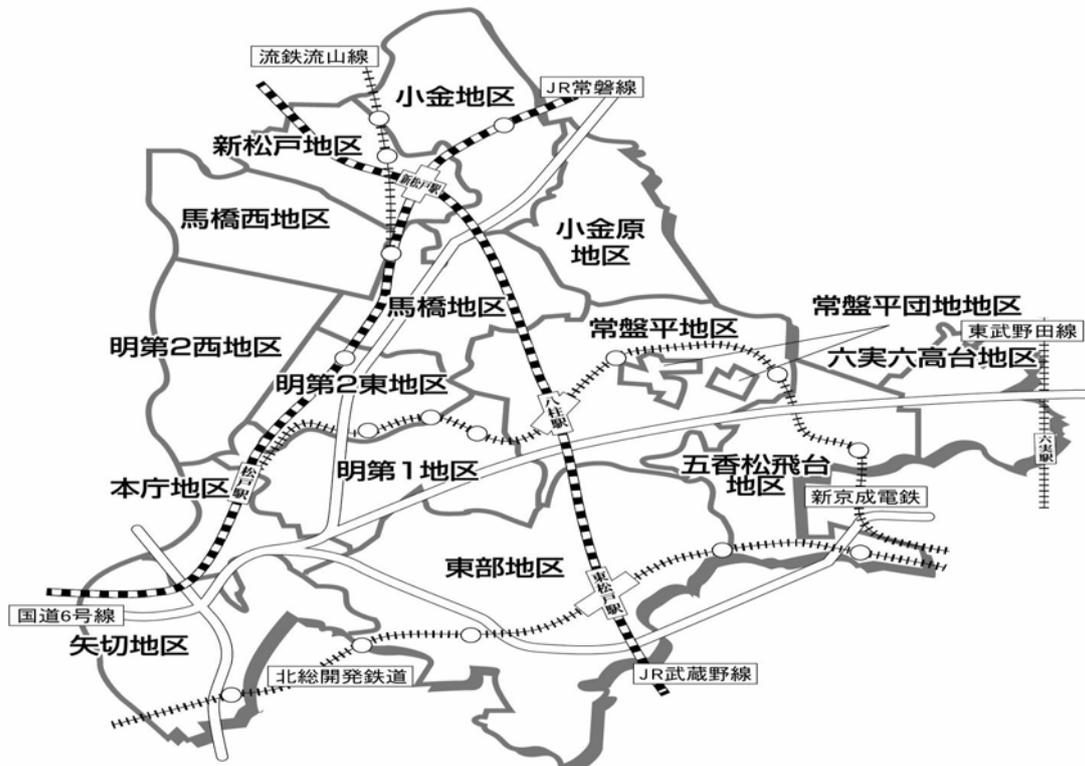
(3) 町会・自治会・管理組合等

市内397(平成25年3月末現在)の町会・自治会、マンション等の管理組合等では、防犯パトロールや防犯灯の設置などの防犯活動、地域のイベントや行事を通じた親睦活動、また回覧板や掲示板での情報提供活動など地域コミュニティ活動を行う最も身近な存在であります。

《地域のイメージ》



《地域福祉計画推進地区の区分図》



7 施策の体系

(1) 基本理念 みんなで築く福祉のまち

誰もが住み慣れた家庭や地域のなかで、豊かな人間関係や社会関係を基盤として地域の個性を生かしながら、お互い助け合い、支え合う福祉の文化を市民みんなで培い、地域の福祉を推進していく必要があります。

このようにして、計画の基本理念をこれまで通り『みんなで築く福祉のまち』として、地域住民、町会・自治会、地域での市民活動団体、ボランティア、NPO、さらには市社協や民間の事業者、民生委員・児童委員、市政協力委員、行政などの連携と協働によって地域福祉を推し進めます。

(2) 4つの基本目標

『あなたが主役～参加と支え合いのまちを目指して～』

「みんなで築く福祉のまち」の実現に向けて、次の4つの基本目標のもとに、松戸らしい地域福祉の推進を図ります。

基本目標1

安心して暮らせる まちづくり

市民一人ひとりが安心して暮らせるよう、その必要な仕組みを市民と行政が連携してつくりま

基本目標3

支え合い共に生きる まちづくり

自立と支え合いに向けて、地域の仲間づくりを進めるとともに、市民が困ったときに助け合うことのできる仕組みをつくりま

基本目標2

自立と参加の促進

市民一人ひとりが自立しながら、共に支え合う市民意識を育てられるよう、みんなが進んでまちづくりに参加できる仕組みをつくりま

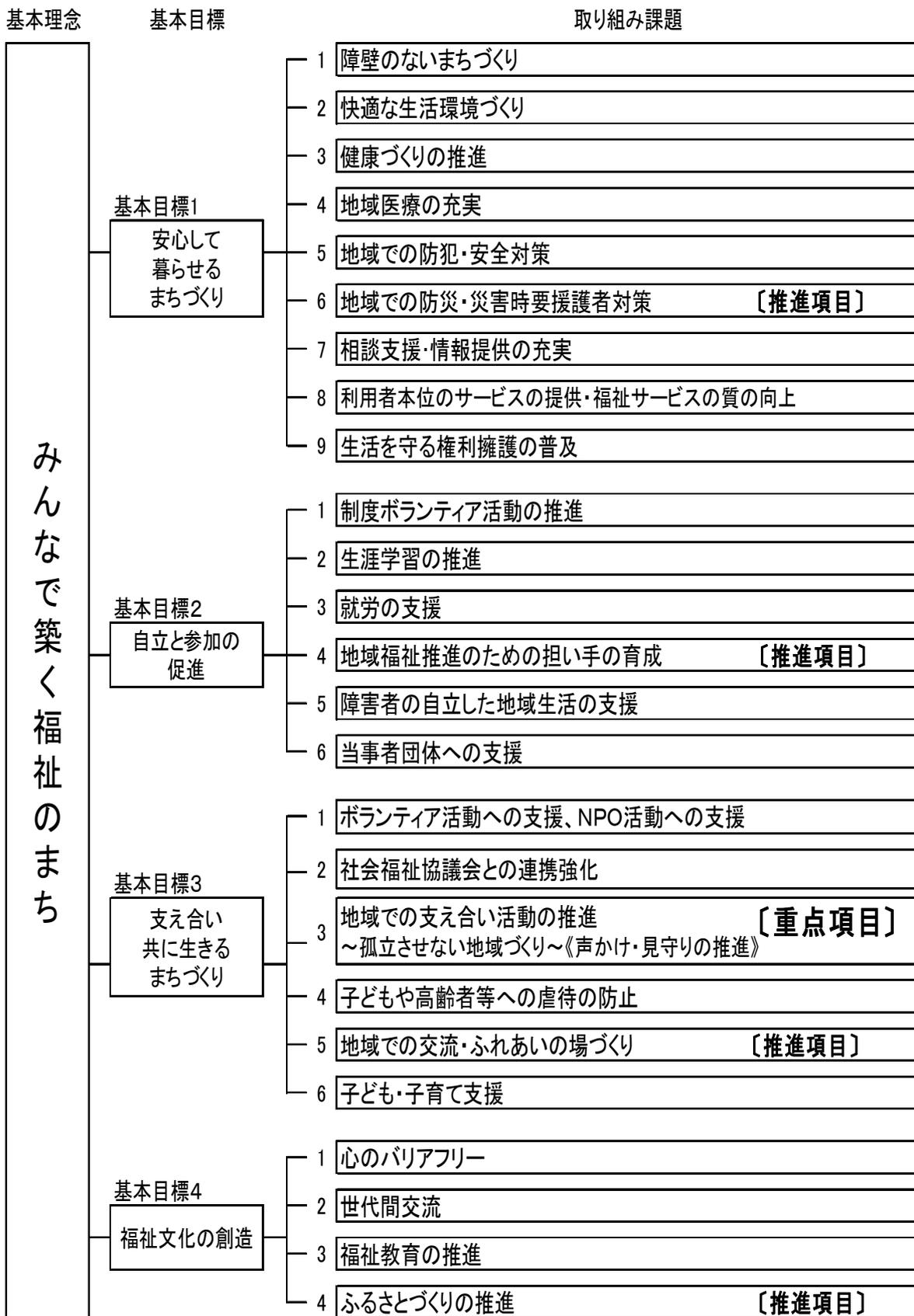
基本目標4

福祉文化の創造

福祉文化は、福祉を中心とした地域づくりによって実現される社会的な価値観として考えられています。福祉が暮らしの質を向上させ松戸に暮らしてよかったと実感できるよう市民一人ひとりが福祉を自分の問題として認識し、そして身近な地域で行動していくことが必要と考えています

みんなで築く福祉のまち

地域福祉計画の体系図



8 第2次松戸市地域福祉計画の重点項目

第2次松戸市地域福祉計画では、「松戸市総合計画」に沿うとともに各福祉分野の計画と整合性を図りつつ、第2次の計画期間内に、特に重点的に取り組む項目を設定して取り組んでいきます。

項目の設定に当たっては、行政関係部署への進捗状況調査や社会福祉協議会での活動の展開、また、各分野の個別計画策定にあたり実施した市民アンケート調査結果を踏まえながら、社会的背景も加味しました。

現状と新たな課題

松戸市においては、地域での声かけや見守りは、行政だけではなく、社会福祉協議会や地域の方、さまざまな団体、制度ボランティアなどの活動により重層的に行われています。

計画策定当初にはなかった「認知症サポーター」や「オレンジ声かけ隊」による見守り、また「あんしん一声運動」や、医療機関と町会等が協働して行う「安心電話システム」を活用した高齢者の安否確認の取り組みを始めている町会・自治会もあります。

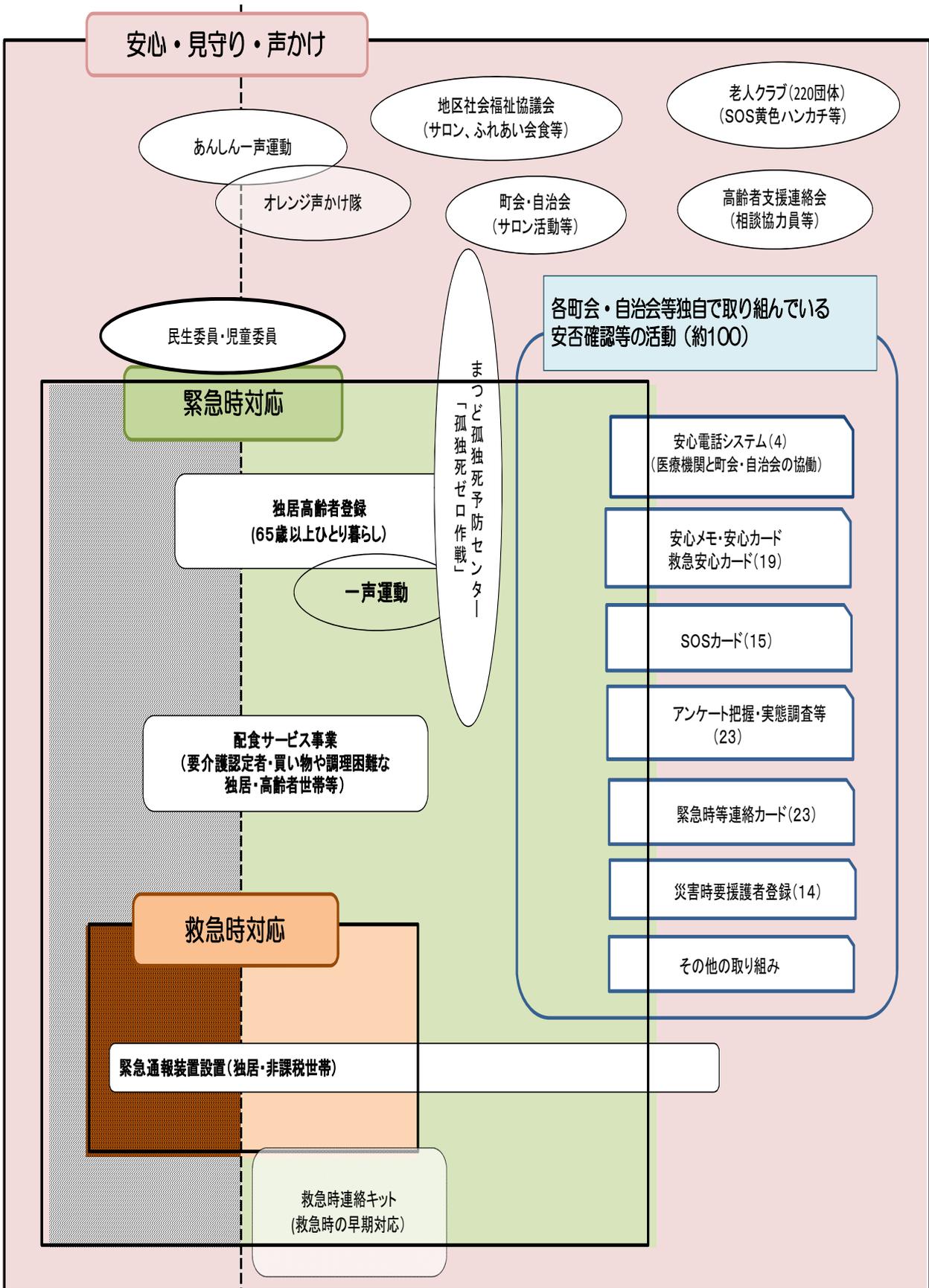
平成24年9月に市内386の町会長・自治会長を対象にした災害時要援護者支援に関連するアンケート調査では、約100箇所の町会・自治会が安心メモや、SOSカード、実態把握などの様式を活用し安否確認をする方々を把握し、見守るなど、各町会・自治会を中心に声かけ・見守りの取り組みも進んできています。

その他、平常時の見守り・声かけとして、民生委員・児童委員や高齢者支援連絡会の相談協力員等による見守り、市内老人クラブ（220団体）による地域児童を含めた見守りや「SOS黄色いハンカチ」の配布、まつど孤独死予防センターにおける「孤独死ゼロ作戦」の取り組み、地区社協のサロンやふれあい会食会等を通しての見守りも活発に行われています。

緊急時対応としては、独居高齢者登録者（1500名）への一声運動、配食サービス利用者に対する事業者の見守りも行われています。

また、救急時の対応としては、緊急通報装置を活用した独居高齢者に対し、定期的な安否確認連絡、相談受理、緊急時には消防局との連携した対応が行われています。

見守り・声かけの取組みの現状(イメージ)



常盤平団地孤独死ゼロ作戦(4つの課題)

1. 孤独死を発生させる社会的背景

- ① 高齢化の進展とひとり暮らしの増加、② 都市化に伴う近隣関係の希薄化、③ 核家族化の普遍化、④ 長期不況とリストラ、失業

2. 孤独死の実態把握

- ① ひとり暮らしの実態把握と「あんしん登録カード」集約、② 事例を深く知り、学んで生かす（事例研究）、③ サービス制度、システムの活用

3. 8つの対策

- ① 孤独死した場合、早期発見・早期対応、② 65歳以上ひとり暮らし「あんしん登録カード」の呼びかけ、③ ひとり暮らしへの対応（訪問、助け合い、見守り活動、安否確認、各種サービス制度の紹介、介護保険の活用等）、④ 「通常時」及び「緊急時」の通報ネットワークの活用、⑤ 「向こう三軒両隣」の呼びかけ（地域コミュニティの推進）、⑥ 福祉よろず相談業務の充実、⑦ 関係団体との連携、⑧ 行政との協働と役割分担

4. いきいき人生への啓蒙、啓発

- ① 地域福祉の事業活動への住民参加、② 「いきいきサロン」の運営と住民の利用、③ 「とじこもり」をなくし、出会いの奨励、④ 「あいさつ」運動の呼びかけ、⑤ 仲間づくりへの配慮、⑥ ユーモア感覚の開発と「笑い」の効用研究、⑦ 配偶者を亡くしたあとの「立ち直り」への励まし、⑧ 「死への準備教育」の研究（死をタブー視しない）、⑨ 「快食」「快便」「快眠」の奨励、⑩ その人に見合う運動、スポーツの実行、⑪ 日常の生活習慣の改善、⑫ その他

※常盤平団地「孤独死ゼロ作戦」のとりくみ10年間のまとめ
常盤平団地地区社会福祉協議会発行より

住民の多様で複雑なニーズに対応していくには、地域社会を構成する一人ひとりの市民をはじめボランティアやNPO、各種の団体、行政がお互いに連携・協力して、「地域での支え合い」（共助）として例えばサロン活動の拡大を推進することが求められています。

基本目標に通じる課題

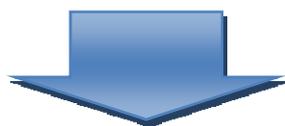
高齢化が進展し、世帯人数が減少している中で家族のみで子育てや介護を行うことが難しくなっています。

地域福祉のニーズの多様化や増加に応えることが難しくなっています。

生産年齢人口の減少や地域活動組織の構成員の高齢化等により、地域福祉を推進する担い手の確保が難しくなっています。

個人情報保護の壁などにより支援が必要な方を地域で把握することが難しくなっています。

生活課題が複雑化、多様化し、公的福祉サービスだけでは対応が困難になっています。



地域は支え合いが基本的なテーマとなっています。

お互いに助け合ったり、見守りあったり、近隣関係をよくしあって、住みよいまちの発展を築くことはみんなの共通の願いです。

このような課題がある中で、人と人をつなげる「あいさつ」や地域の住民のつながりで行われる「声かけ」や「見守り」など、地域で行われてきた基本的なことが改めて大切になってきます。

活力ある地域社会を再構築するためには、一人ひとりが地域を構成する一員として、お互いに支え合い、人とのつながりをつくっていくことが求められます。また、地域で孤立しないためには、人と人とのつながりを結びなおし、自分の居場所を多く作ることも重要となっています。

かつて急速に人口増加を経験した本市では、地域の特性を活かした見守り支援活動が充実することで、困りごとを発見できる機会も増えます。警察や消防はもとより、市内の事業と地域団体と協働しながら地域ぐるみで見守り支援活動を実践することが求められています。

重点項目 地域での支え合い活動の推進 ～孤立させない地域づくり～ 《声かけ・見守りの推進》

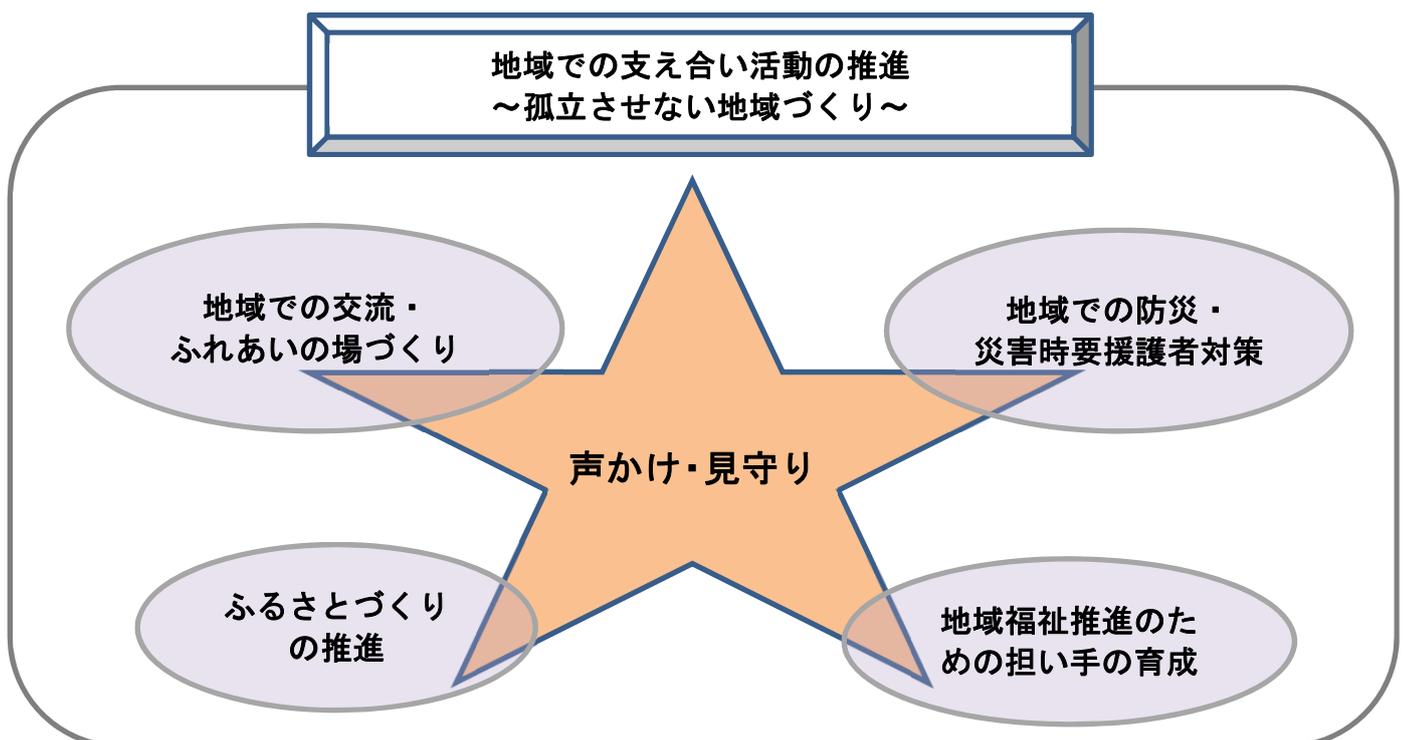
参加と支え合いのまちを目指し下記についても推進していきます。

- 推進項目1 地域での防災・災害時要援護者対策
- 推進項目2 地域福祉推進のための担い手の育成
- 推進項目3 地域での交流・ふれあいの場づくり
- 推進項目4 ふるさとづくりの推進

第2次松戸市地域福祉計画では、特に重点的に取り組む項目を「地域での支え合い活動の推進～孤立させない地域づくり～《声かけ・見守りの推進》」としました。

また、計画見直し専門部会で意見が出された「災害対策」「地域で活動する人材」「声かけ・見守り」「顔の見える関係」「地域（松戸）への愛着」に関連する項目として、「地域での防災・災害時要援護者対策」、「地域福祉推進のための担い手の育成」、「地域での交流・ふれあいの場づくり」、「ふるさとづくりの推進」についても、4つの基本目標のテーマ「あなたが主役～参加と支え合いのまちを目指して～」を推進する項目として4つの推進項目を設定しました。

(イメージ図)



重点項目 地域での支え合い活動の推進

～孤立させない地域づくり～ 《声かけ・見守りの推進》

孤立させない地域づくりを進めるために、隣近所、町会・自治会、民生委員・児童委員や市政協力委員をはじめとする制度ボランティア、NPO、ボランティア、地域の企業や商店など、それぞれの活動、各地域の実情に応じ地域ぐるみで重層的に声かけや見守り、安否確認等を行う体制の構築を推進していきます。

施策の方向性

- あいさつの普及
- 町会・自治会等による声かけ・見守り等の体制づくりの推進
- 民生委員・児童委員による見守り
- 事業者へ声かけ・見守りの協力
- 「まつど孤独死予防センター」の普及・啓発
- 「孤独死ゼロ作戦」の取り組み支援
- 認知症高齢者等の見守り活動「松戸市あんしん一声運動」
- 高齢者支援連絡会の見守り活動
- 地域の情報共有の促進

〔推進項目1〕 地域での防災・災害時要援護者対策

災害時の対策の推進には、地域の方々による助け合いが重要です。地域における防災意識を高揚させ、災害時に対応能力が低く支援を必要とする要援護者情報を把握し、日頃から顔の見える関係をつくることを推進していきます。

施策の方向性

- 防災対策の推進
- 自主防災組織単位での知識・情報提供等の取り組みによる防災意識の向上
- 実践的な防災訓練の実施
- 自主防災組織の結成の促進、充実強化
- 災害時要援護者避難支援体制*の推進

〔推進項目2〕

地域福祉推進のための担い手の育成

地域の支え合い活動を推進するために担い手の育成を推進していきます。

施策の方向性

- 生活課題に関する学習会等を開催し、住民自ら解決に向かって活動することへの支援（団体同士の交流会の開催など）
- 個人の経験を身近な地域で生かす機会を得て地域活動へ参加することへの支援
- シニア交流センターのさらなる周知と活用
- 千葉県（生涯大学校）との連携により、人材育成と地域活動の場の提供
- パートナー講座の活用

〔推進項目3〕

地域での交流・ふれあいの場づくり

高齢者だけでなく、障害のある人や子育て中の親など、自宅に閉じこもり孤立しがちな人たちが気軽にあつまり、仲間づくりができるような居場所づくりを推進していきます。

施策の方向性

- 地域でのイベントなどの住民の参加促進
- 地域交流の拠点として町会・自治会の集会所等の有効活用
- 松戸市国際交流協会を通じて、外国人市民との交流イベントを開催し、国際交流の推進
- ふれあい・いきいきサロンの設置と充実
- 障害のある人との交流の促進

〔推進項目4〕 ふるさとづくりの推進

地域での人と人とのつながりを深めるさまざまな交流（地域における伝統芸能の継承、昔遊びなど）、地域で行われているお祭りや盆踊り、運動会などの行事やイベントなどを通し、ふるさとづくりを推進していきます。

施策の方向性

- 芸術文化活動や民俗芸能の継承を支援
- 地域の歴史文化遺産の保護と啓発
- 新しい祭りや催しなどを「松戸の文化」として育成

第2章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

- 1 障壁のないまちづくり
- 2 快適な生活環境づくり
- 3 健康づくりの推進
- 4 地域医療の充実
- 5 地域での防犯・安全対策
- 6 地域での防災・災害時要援護者対策
- 7 相談支援・情報提供の充実
- 8 利用者本位のサービスの提供・福祉サービスの質の向上
- 9 生活を守る権利擁護の普及



〔取り組み課題1〕 障壁のないまちづくり

〔現状と課題〕

認知症の高齢者や障害のある人などが、安全で安心して外出しやすい環境を整えるためには、段差の解消、分かりやすい案内、手助けしてくれる支援者などが必要となります。

建物のバリアフリー*化が進んできた現在、次のステップとして、社会活動への参加につながる心のバリアフリー*、情報を得る機会を保障する情報のバリアフリーなど、ソフト面でも障壁を作らない、取り除いていく取り組みが大切です。

平成18年に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」により、建築物や旅客施設等のバリアフリー化が進められ、障害のある人や認知症高齢者が外出できる環境が整ってきました。

しかし、一歩外に出ると、違法駐輪で歩道が塞がれたり、IT化された（切符を買う、ATM、セルフレジなど）様々な窓口での対応の困難さなどがあり、手助けが必要な場面がまだまだ多くあります。

また、生活に関する情報を得るためには、点訳や音読、手話やホームページ・Eメール・FAX送信なども必要になるとともに、誰でもわかりやすい表現での情報発信も望まれます。そのためには、まちの中での「ちょっとした配慮」ができる、そうした気づきができる認知症サポーターなどの街にやさしい人づくりも大切になります。

「認知症サポーター」について

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者です。認知症は誰にでもなる可能性のある病気です。他人事として無関心でいるのではなく、「自分たちの問題である」という認識を持つことも大切です。

例えば、認知症の人が困っている様子が見えたら「何かお手伝いすることはありますか」と一声かけてみます。たとえ、具体的な援助はできなくても理解者であることを示すことができます。一人ひとりが違うように、対応は一樣ではありません。そのことを頭に置きながら自分たちに何ができるかを考えていきましょう。

施策の方向性

○情報のバリアフリーの推進
点訳や音読、手話やホームページ・Eメール・FAX送信などの活用や誰でもわかりやすい表現での情報発信に努めます。
○認知症サポーターを増やす
認知症についてより正しく理解した人を増やし、認知症への偏見等のバリアを取り除くことが必要です。 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組んでいきます。
○松戸市交通バリアフリー基本構想*に基づき、バリアのないまちづくりを推進
重点整備地区内の整備を中心に推進します。
○鉄道駅へのエレベーターの設置を推進
鉄道駅のホームから地上（改札を経由）までの段差をエレベーターまたはエスカレーターで解消し、車いす利用者などが円滑に移動できる経路を1駅に1経路以上の整備率100%を目指します。
○放置自転車については、買い物客の放置自転車が多くなる午後にも自転車の撤去を展開・啓発
午前中の通勤客による自転車の放置は減少してきていますが、買い物客による放置自転車が多くなる午後にも自転車の撤去を展開して啓発を行います。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○違法駐車・違法駐輪をしない ○電車・バスで席をゆずる ○子ども・高齢者・認知症や障害のある人等について理解を深める ○声かけをする 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者は駐車場・駐輪場を整備する ○事業者施設のバリアフリー化 ○道路の清掃 ○看板、商品を道路に置かない 	<ul style="list-style-type: none"> ○「松戸市交通バリアフリー基本構想」に基づく施策の推進 ○放置自転車等の撤去、啓発 ○路上障害物撤去の指導 ○誰もが利用しやすい情報発信の工夫 ○認知症サポーターを増やす



〔取り組み課題2〕 快適な生活環境づくり

〔現状と課題〕

市民が暮らす「地域」は、生活の潤いや安らぎを感じたり、生きがいを見出したりする大切な拠点であり、そのアメニティの充実は、地域福祉環境が向上するためにも必要となります。

アメニティとは、快適性、快適な環境、魅力ある環境ということですが、「松戸市環境計画」では、「人と生き物が共存しているまち」「健康な日々を過ごすための環境が整ったまち」「地球環境にやさしいまち」を目指すまちの姿としています。

住まい、生活、自然などの環境整備は、「地域で暮らす」を支えるために大切な取り組みです。

住環境は、高齢者の住宅型有料老人ホームや障害のある人のグループホームなどの施設整備が進み、地域で暮らす環境が拡充されてきています。こうした住宅には、アクセシビリティ*や使いやすさに配慮した浴室やトイレの設置がされているところが多くなっています。（ユニバーサルデザイン*）

生活環境は、松戸市地区環境美化組織連合会が結成され、地域の自主的な清掃活動や衛生活動の推進などに取り組んでいます。また、ゴミの収集では、「ふれあい収集」としてごみ出しの困難な方への個別収集も実施されています。

自然環境では、江戸川の水辺で、現状の自然環境を維持及び保全しつつ、市民が安らぎとうるおいを感じ、安心して歩き、気軽に運動し、自らの健康づくり活動を支援する環境に配慮した水辺の健康エコロードの整備などがされました。

今後、これらの環境整備は「地域で暮らす」を支えるために大切な取り組みであり、各地区の特性を踏まえつつ進めることが必要となります。

施策の方向性

○まちの美化活動への市民参加の促進

緑の愛護団体の皆さんが道路、河川、公園等の公共用地を利用して、緑化活動を実施しています。

春と秋の「市民ぐるみでクリーンデー」に多くの市民が参加して、まちの美化に努めています。

次の世代を担う子どもたちが、環境問題に興味を持ち活動していくことは、快適なまちづくりの第一歩となるものです。市では、環境関連の学習として学校内で実施できる「環境学習出前講座」を紹介しています。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別の徹底 ○犬のふんを放置しない ○ごみを持ちかえる ○マイバッグを活用する ○新築家屋の省エネ化、樹木の増加 ○省エネ家電への買い替え 	<ul style="list-style-type: none"> ○緑化、花壇を整備する ○公園の清掃 ○ごみ集積所をきれいに保つ ○クリーンデーなどに参加する ○地球にやさしい行動宣言、緑のカーテン普及 ○クリーンエネルギー車、カーシェアリング*の普及 ○事業所は目標をもって温室効果ガス削減に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ○「松戸市緑の基本計画(改定版)」の推進 ○3R（ごみの発生抑制・再利用・再生利用）の推進 ○「ごみ処理基本計画」の推進 ○「松戸市地球温暖化対策地域推進計画（減CO2大作戦）」「第2次松戸市役所地球温暖化防止実行計画」の推進



〔取り組み課題3〕 健康づくりの推進

〔現状と課題〕

地域で活力のある生活を送るための基盤となるのは、「健康」であり、地域福祉の推進においても大切な視点です。まず「自分の健康は自分で守る」という主体的な意識を持ち、日常生活の中で正しい生活習慣を築くことが大切です。

平成17年の「食育基本法」の制定を受け、平成19年に「松戸市食育推進計画*」を策定し推進しています。食生活や運動、休養に気を配ることは、生活習慣病*をはじめとする多くの病気の予防になるだけでなく、健康の増進にも欠かせません。仲間と語り合い、スポーツや食事をともにするなど、日常生活の中で楽しいひとときを過ごすことは、心身の健康につながっていきます。気軽にできること、楽しいことから健康づくりを始めることが大切です。

平成23年度に「健康松戸21Ⅱ*」を策定し、すべての人々がその置かれている状況に応じて楽しく健康的な生活を営める地域社会をめざしています。心の健康については、職場や学校だけでなく、地域の中でどのように支え合っていくかが大切な取り組みとなります。

自殺の原因は、健康問題、経済問題、職場・家庭の問題などが複雑に絡み合っていますので、「身近な人への変化」に気づいたら声かけや見守りなど地域ぐるみで行うことが大切です。

介護予防対策では、高齢化の進展、認知症高齢者の増加に伴い、その重要性はますます高まっています。「第6期松戸市高齢者保健福祉計画・第5期松戸市介護保険事業計画*(いきいき安心プランⅣまつど)」では、予防重視型システムの推進を重要ポイントとし、本市では「地域包括支援センター*」を設置し、制度改正に対応した介護予防事業を実施しています。また、認知症についても、平成21年に、「松戸市認知症研究会」を設置し、認知症の早期発見と予防、介護者支援について松戸市医師会、「認知症の人と家族の会」等の関係機関・団体、行政等が連携して、7つの課題に取り組んでいます。

施策の方向性

○健康松戸21Ⅱの推進

「健康増進活動」「生活習慣病予防」「がん死亡を減らす」「感染症予防」「健やか親子(母子)」の5つの基本方針に基づき、“栄養と食生活”“身体活動と運動”“心の健康(自殺対策)”“歯と歯ぐきの健康”“健康診査(成人)”“がん対策”“たばこ”“アルコール”“感染症”“育児支援”“思春期保健”の11の課題に取り組みます。

○(個人の)健康診査・各種検診の積極的な受診を推進

定期的に健康診断を受け、積極的に自分の健康状態を理解し、自分の健康を自分で守る努力が必要です。特に、勤務先での健康診断がない主婦や自営業者などは未受診の人が比較的多いので、人間ドックや行政の実施している健康診査・各種検診を受診していただくよう推進していきます。

○自殺対策の取り組みを推進

- ・「健康松戸21」策定にあたっての市民アンケート調査(平成13年3月)からは、約8割の市民が、自分が健康だと感じているという結果が出ていますが、日々ストレスを感じている人の割合は6割を超えています。本市においては自殺が、10～30歳代の死因の1位となっています。
自殺の原因は、健康問題、経済問題、職場・家庭の問題などが複雑に絡み合っていますので、「いつもの自分と違う」と感じたり、「身近な人の変化」に気づいたら、誰かに相談したり、声かけや見守りなどを地域ぐるみで行うことが大切です。
- ・「心の健康(自殺対策)」として、心の健康づくりに関する情報や知識を普及します。また、地域で見守るゲートキーパー等を育成、支援します。

○介護予防事業の推進

- ・「第6期松戸市高齢者保健福祉計画・第5期松戸市介護保険事業計画(いきいき安心プランⅣまつど)」では、介護予防について、高齢者ができるだけ長い期間元気でいられるように、地域の資源を活用しながら健康づくりのためのサークル活動などの一次予防を重視し、二次予防や要支援・要介護状態の改善、重度化の予防を目的とする三次予防といった個々の状態に応じた「予防」サービスの提供に継続的に取り組む方向を打ち出しています。
- ・生活機能を維持、改善し、要支援・要介護状態になることを防ぐために、介護予防事業を行政、民間で連携して実施します。

○認知症対策の推進

「松戸市認知症研究会」を中心に、認知症の早期発見と予防、介護者支援について松戸市医師会、認知症の人と家族の会等の関係機関・団体、行政等が連携して、認知症対策の推進に取り組んでいきます。

○食育についての継続的な情報発信と、ライフステージに応じた取り組みの継続的な推進

- ・本市では54の多岐に渡る関連事業を展開してきました。学校給食法、幼稚園教育要領、学習指導要領、保育所保育指針にも食育が正式に規定され、それぞれ対象となる年齢に応じた取り組みも行われています。
- ・平成22年に実施しました食育アンケート結果では、市民の食育に対する周知度・認知度は9割と高いものの、若い世代への働きかけが課題となっています。
- ・食への感謝の念や理解を深め、生産者と消費者相互の交流を促進することで地域社会の活性化や地球環境にも配慮した食育を目指し、継続的な情報発信に努めます。

それぞれの役割

個人(自助)の役割	地域(共助)の役割	行政(公助)の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に健康診断を受診する ○自らの健康は自ら管理する意識を持つ ○バランスのとれた食事・適度な運動と休養など望ましい生活習慣を心がける ○自分にあったストレス対処法を見つける ○たばこの害を正しく理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関と連携した医療・健康講座等の開催 ○事業者は自殺予防(心の健康)への取り組みや受動喫煙防止に努める ○見守り、声かけをする 	<ul style="list-style-type: none"> ○「健康松戸21Ⅱ」の推進、実行 ○健康診断などの受診率の向上 ○自殺対策の推進 ○介護予防及び認知症予防の事業を実施 ○食育の推進

「ゲートキーパー」について

身近で悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守り人のことです。本市では自殺を防ぐため、市民の方を対象に平成23年度よりゲートキーパー養成講座を開催し、24年度末までに900人以上の方に受講していただいております。25年度からはパートナー講座としてもゲートキーパー養成研修を位置づけ、更に見守りの目を増やしていきます。

「認知症対策」(7つの課題)について

第6期松戸市高齢者保健福祉計画・第5期松戸市介護保険事業計画(いきいき安心プランⅣまつど)の7つの課題について「松戸市認知症研究会」を中心に認知症対策の推進に取り組みます。

- ①市民への認知症に関する情報提供と啓発活動
- ②認知症早期発見システムづくり
- ③認知症予防プログラム
- ④認知症の人の権利擁護
- ⑤認知症の人の介護者支援
- ⑥関係機関との連携、支援、ネットワーク
- ⑦その他の認知症に関すること



〔取り組み課題4〕 地域医療の充実

〔現状と課題〕

高齢者や障害のある人の地域での安心した生活のためには、地域医療は欠かすことができません。

介護や福祉が医療と連携し「地域包括ケアシステム」を構築することで、多くの方が住みなれた地域で継続した生活を支援することにつながります。

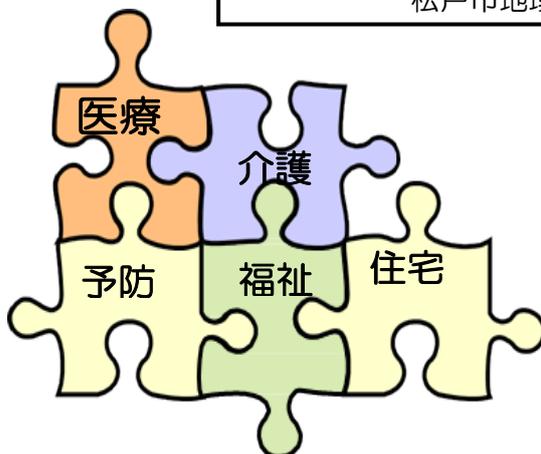
市内には、東葛北部地域の中核的医療機関である国保松戸市立病院を始めとして18の病院があり、診療所を含めると292の施設があります。（件数は平成23年度事業年報：松戸健康福祉センター）また、24時間体制で往診や訪問看護を実施する在宅療養支援診療所が21か所（千葉県保健医療計画 平成23年4月）、訪問診療可能な病院及び診療所が47か所（平成23年2月現在 松戸市医師会調査）あるという強みを生かし、医療機関の相互の連携を強化していくとともに、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを一体として考え、利用者のニーズに合わせて切れ目のない支援が提供されることが重要です。

また、子育て世代にとっては、小児医療の充実や体制の整備は、重要な機能であり、安心して子どもを産み育てるための必要不可欠な基盤となります。

市民の誰もが身近な地域で症状に応じた適切な医療が受けられるようにするため、日頃から「かかりつけ医」を持つことが大切です。

「地域包括ケアシステムの推進」について

住み慣れた地域で暮らすために みんなであなたを支える仕組み
松戸市地域包括ケアシステムの推進



- ①医療との連携強化
- ②介護サービスの充実強化
- ③予防の推進
- ④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など
- ⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備

施策の方向性

○福祉・保健・医療の連携の推進

地域包括支援センターが中心となり、高齢者自身の介護予防の取り組み、隣近所の助け合い、社会福祉協議会等の活動や介護・医療保険制度、福祉施策が有機的に連動して、介護、医療、日常生活支援、住まいが提供されるよう調整し、地域包括ケアシステムを推進していきます。

○在宅医療の推進

国では、平成23年度より多職種協働による在宅医療を担う人材の育成が行われており、千葉県においても平成24年度より地域での在宅医療を担う地域リーダーの養成研修が開始されました。本市では、松戸市医師会と市が連携して東京大学によるモデルの多職種連携研修会を開催しました。

多種多様化する医療ニーズに対応するためには、医療機関の相互の連携を強化していくとともに、従事する多職種がお互いの専門的な知識を活かしながらチームとなって患者・家族をサポートしていくことが求められます。

○「松戸市夜間小児急病センター」を運営

- ・松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会の協力のもと、休日在宅当番医、夜間小児急病センター、市内病院群の輪番制当番病院と市立病院の連携により「松戸市夜間急病救急医療システム」を運営するなど、急病の時には、休日や夜間であっても市民が安心して医療を受けられる体制づくりに努めています。

- ・小児科を専門とした夜間小児急病診療所とし、市立病院敷地内に診療時間や医療スタッフ等診療体制を充実させた「松戸市夜間小児急病センター」を開設し、小児医療対策に取り組んできました。今後も松戸市医師会、市立病院、松戸市薬剤師会等との連携をとりながら維持していきます。

○かかりつけ医を持つことを推進

- ・市民の誰もが身近な地域で症状に応じた適切な医療が受けられるようにするため、日頃から「かかりつけ医」を持つことは大切です。

- ・本市では、「まつど医療機関マップ」を作成し、医療資源の情報を提供します。また、ホームページで掲載し広く情報提供します。

それぞれの役割

個人(自助)の役割	地域(共助)の役割	行政(公助)の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医を持つ ○日頃から、休日・夜間等の医療体制を知っておく ○在宅医療・介護保険制度の基礎知識を知っておく 	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅療養を支援する診療所など多職種との連携を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ○まつど医療機関マップなど医療サービスの情報の提供



〔取り組み課題5〕 地域での防犯・安全対策

〔現状と課題〕

地域の安全を守るためには、「地域の安全は地域住民が守る」という意識を市民一人ひとりが持ち、まず地域の中でできることから始めることが重要です。同時に、市民と事業所及び市、警察が連携して、防犯活動を行う必要があります。また、そのような活動は、地域の人と人とのつながりに支えられ、活動を通して地域のまとまりや新たなつながりを生み出します。

本市の刑法犯罪認知件数（警察が発生を認知した件数）は平成11年から14年まで13,000件台と高い水準にありましたが、その後、減少し続け、平成23年には6,224件となりました。犯罪の種類としては、自転車などの乗物の盗難、ひったくり、空き巣などの窃盗犯が全体の約8割を占めており、高齢者が被害者となる犯罪は依然として増えているため、今後も犯罪の被害を未然に防ぐための取り組みが求められています。

本市では、平成19年4月に「松戸市セーフティーネットワーク」から「松戸市警防ネットワーク」に改組し、地域の犯罪を抑制するため防犯体制をより強化しています。また、子どもたちが不審者などにあつた時に逃げ込める「子ども110番の家」のプレート設置協力者は2,533件あり、子どもたちが安心して暮らせるためには地域の方の協力が不可欠です。犯罪の防止だけではなく、交通事故の防止については「松戸市交通安全計画*」のなかで、高齢者、子どもの関係する交通事故が増加傾向にあることを重視すべき視点としています。

施策の方向性

○市民、事業者及び市が警察と連携協力して防犯活動を効果的に実施する

日常生活における身近な犯罪は、各自が防犯の意識をしっかりと持つと同時に、市民、事業者、市が警察と連携協力して防犯活動を効果的に実施する必要があります。
高齢者の安全確保のため、各地域の活動を活発化させ、効果的な活動を行うよう努めていきます。

○子どもたちが安心して暮らせるための取り組みの推進

「こども110番の家」や地域や学校による登下校中の見守り活動を継続するとともに、不審者情報等を迅速に市民に伝えるため、携帯電話等を活用した市民への情報提供についても継続します。

○安全で快適なまちづくり条例に基づき、公共の場所でのポイ捨て、落書きなどを禁止

平成16年には犯罪やめいわく行為が起こらない住みやすいまちをめざして、「松戸市安全で快適なまちづくり条例」をつくり、公共の場所でのポイ捨て、落書きなどを禁止しました。重点推進地区内では過料徴収を引き続き行っていきます。

○交通安全対策の推進

交通事故が市民の身近な地域で発生していることから、地域のコミュニティを活用して、地域ぐるみで交通安全対策に取り組むことが重要です。
そのため、自主的に安全な行動を実践できるような交通安全教育を推進し、子どもが安全に遊べる場所の確保整備を推進します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○路上喫煙をしない ○振り込め詐欺や悪質な訪問販売に注意する ○犯罪に巻き込まれない知識を子どもに伝える ○声かけをする ○ひったくり防止の自転車かごカバーを活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯組織を立ち上げる ○防犯灯を設置する ○登下校時の見守り、誘導 ○防犯ボランティア活動の実施 ○「こども110番の家」のプレートを設置する 	<ul style="list-style-type: none"> ○松戸市安全で快適なまちづくり条例の推進 ○「松戸市交通安全計画」の推進 ○防犯灯の設置を支援する ○携帯電話等を活用した市民への情報提供 ○悪質商法・消費者被害等に関する情報提供 ○青色灯のパトロールカーでの防犯活動の継続

**推進
項目**

〔取り組み課題6〕地域での防災・災害時要援護者対策

〔現状と課題〕

平成23年3月11日、マグニチュード9.0の巨大な地震による東日本大震災が発生しました。この震災は、大規模地震と津波に加えて、原子力発電所の事故が発生するなど未曾有の大災害となり、地震の恐ろしさを改めて思い知らされました。

また、地震だけでなく、近年毎年のように台風・豪雨など、様々な自然災害が発生しており、尊い人命や財産、積み上げてきた福祉や文化が失われています。

大規模な災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるには、自らの命・財産を自らが守る「自助」と、地域の安全等を自分たちが守る「共助」とが基本になります。

「自助」としては、一人ひとりが、防災の意識を高く持ち災害に備えるとともに、非常時の持出品の準備や家屋の耐震改修、家具の固定などといった身の回りの安全対策を行うことが重要となります。また、「共助」としては、隣近所で声を掛け合い、協力して救助や消火活動に当たる、災害時要援護者の安否確認や救助救援を行うなど、いざという時に協力して活動できる体制作り、絆づくりが重要となります。

市や県、警察、消防、自衛隊なども、「公助」として全力で災害救助活動を行います。大規模災害時には、活動に限界が生じます。

防災・減災の要は、災害規模が大きくなるほど「自助」、「共助」となります。

施策の方向性

○防災対策の推進

今後の発生が予測される東京湾北部地震を想定し、また東日本大震災以降の新しい知見も取り入れ、平成25年度に「松戸市地域防災計画」の修正を行いました。今後も市民が安心して生活できる災害に強い安全で安心できるまちづくりに向けて防災対策に取り組んでいきます。

○自主防災組織*単位での知識・情報提供等の取り組みによる防災意識の向上

パートナー講座や防災講演会の開催など、一人でも多くの市民が防災知識を身に付け、防災意識が向上するよう取り組んでいきます。

○実践的な防災訓練の実施

- ・市が主催する総合防災訓練で、避難所運営訓練やペット同行避難訓練を行うなど、より実践的な訓練となるよう取り組んでいきます。
- ・自主防災組織の訓練や行事などは、若い方から高齢の方まで、幅広い年齢の方々の参加が重要ですので、参加促進を図っていきます。

○自主防災組織の結成の促進、充実強化

本市の自主防災組織は、平成25年1月1日現在で、312団体結成されています。自主防災組織未結成の町会・自治会へ結成を促すとともに、自主防災組織が防災資器材を購入する際の費用を補助します。

○災害時要援護者避難支援体制*の推進

大規模災害時には、高齢者・障害のある人などの災害時要援護者が犠牲となるケースが多く見受けられました。

災害時要援護者は、大規模な災害が発生した際に、情報の入手が難しいことや自力での避難が困難であること等、防災上の新たな課題となっています。その解決には、地域での共助が必要不可欠です。

本市では災害時要援護者への支援として、松戸市災害時要援護者避難支援全体計画を策定しており、現在モデル地区で進めている松戸市災害時要援護者登録台帳への登録を、緊急性を持って、全市的に拡大していきます。また、整備した台帳については、地域と共有します。

更に、福祉関連団体のネットワークを構築し、援護が必要な人をもれなく把握できる体制作りを目指します。

それぞれの役割

個人(自助)の役割	地域(共助)の役割	行政(公助)の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○家具の転倒防止を行う ○地域活動に参加・協力する ○住宅の耐震診断を受ける ○防災知識を身に付ける ○防災グッズを用意する ○非常用の水や食べものの準備をしておく ○避難所、避難経路を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に配慮が必要な人の把握に努める ○災害時の安否確認、避難誘導の体制づくりに努める ○自主防災組織を立ち上げる ○消防団への参加、協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時要援護者への避難支援体制の充実、台帳登録の推進 ○福祉避難所の整備 ○「松戸市地域防災計画」の推進 ○防災訓練の実施 ○自主防災組織の立ち上げ、活動への支援 ○防災対策の啓発

「松戸市災害時要援護者避難支援体制」について

高齢者・障害のある人などの災害時要援護者に、ご本人の同意に基づき松戸市に登録していただき、災害時等に地域の中で速やかに避難や安否確認等が行われるよう、その登録情報を市と、町会・自治会など避難を支援する人の間で共有します。現在、モデル地区で取り組んでおり、今後、実施地区を拡大していく予定です。

本市における避難支援プラン（個別計画）の対象となる災害時要援護者とは、災害時やそのおそれがある場合に家族等の支援が困難で、何らかの助けを必要とする次に掲げる者のうち、災害時等において地域での避難支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した、在宅の者です。

- 介護保険における要介護3・4・5認定者
- 障害者（身体障害1，2級、知的障害（療育手帳*A等）、精神障害者1級）
- 65歳以上の一人暮らし高齢者
- その他災害時の避難支援が必要と認められる者

なお、避難支援プラン（個別計画）の策定に当たっては、支援すべき要援護者の優先度を検討し、地域の状況を踏まえ、地域ごとに段階的に進めていきます。

～松戸市災害時要援護者避難支援基本方針（2010/10/21）より抜粋～

※平成25年度の災害対策基本法の改正に伴い、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられました。また、「災害時要援護者」から「避難行動要支援者」へ名称変更となりました。



〔取り組み課題7〕 相談支援・情報提供の充実

〔現状と課題〕

地域での課題が複雑化しており、その人らしい生活を送るためには、必要な情報を地域の中で得ることができ、困った場合にも、いつでも相談や必要なサービスが受けられるシステムがあることは大切なことです。そのためには、情報を発信する側にも各種情報を集約し、インターネット上で展開されるSNS等(フェイスブック、ツイッターなど)の伝達手段の特徴を考慮した上で活用し、スピーディーかつわかりやすい情報を伝達できることが必要とされます。また、相談支援体制の充実・強化とともに各関係機関との連携が不可欠です。

各分野の情報や資源を横断的に把握しコーディネートする人材が課題となっているため、千葉県社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーの研修などに参加し、その視点をもった人材が増えることが望まれます。

子育て分野では、おやこDE広場*・地域子育て支援センター*に子育てコーディネーターを配置しています。また、子育ての情報発信については市がNPO法人に委託し「子育て情報サイト」を運営しています。

障害の分野での相談支援体制では、障害のある人が地域の中で自立した生活を送れるよう、今後、総合的な相談支援機能を持つ基幹相談支援センター*を市内に開設します。

また、ニーズ把握の場として「第2次千葉県地域福祉支援計画」では、各地域で地域のできるだけ多くの人たちが参加して地域福祉を推進する組織「地域福祉フォーラム」の設置を提案しています。松戸市においては、市内10地区の社会福祉協議会で「小地域福祉フォーラム」を開催し、地域のニーズを把握するとともに関係団体とのネットワークの構築に取り組んでいます。

施策の方向性

○地域包括支援センターを増設し、地域包括ケアシステムづくりの推進

本市には、地域包括支援センターがあり、概ね65歳以上の介護を必要とする人及び日常生活に何らかの支援を必要とする人、またその介護者に対し、介護、介護予防、総合相談支援、権利擁護事業など高齢者の生活に関わる様々な相談に対応しています。より効果的な活動の実施に向けて、地域包括支援センターの業務評価を行うとともに、地域との連携・調整を図りながら、支援体制の更なる強化を図ります。

○地域住民に分かりやすい必要な情報を身近な相談窓口で提供

千葉県が設置した中核地域生活支援センター*は、すべての市民を対象とした24時間体制の相談窓口業務を行っています。
子ども、障害のある人、高齢者の身近な相談窓口として地域住民に周知し、それぞれの機関が互いの役割を理解し、連携が図れるよう努めます。

○松戸市子育てコーディネーターの推進

おやこDE広場、地域子育て支援センターでは、市が養成した子育てコーディネーターが、保育所・幼稚園をはじめとした子育て支援に関するサービスの紹介や相談の窓口となります。

○基幹相談支援センターの設置

地域における相談支援の拠点として市内に設置し、障害のある人とその家族の様々な問題を受け止め、その解決に向けて、他の相談機関、地域の社会資源と連携強化しながら支援を行います。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに、どこへ行けばよいか知っておく ○相談窓口を知っておく ○支援が必要なときは相談する 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者は地域への広報活動を行い、相談事業所の周知を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○わかりやすい情報提供をする



〔取り組み課題8〕 利用者本位のサービスの提供・福祉サービスの質の向上

〔現状と課題〕

福祉サービスの利用者のニーズが多様化している中、必要なときに身近な地域の中で利用者の立場に立った質の高い適切なサービスが受けられるのは安心した暮らしを支えていく上で不可欠なものです。

平成25年4月から社会福祉法人*の認可や監査等の権限が県から市へ移譲されました。また、社会福祉法では、「社会福祉事業の経営者に対し、提供するサービスへの利用者からの苦情の適切な解決」、「また自らが提供するサービスの質を自己評価等の措置を講ずるよう努めなければならない」とするとともに、国に対しては、第三者評価機関の育成等、社会福祉事業の評価の取り組みを支援するよう規定しています。そのことを受け、苦情受付担当者や苦情解決責任者、中立・公正な立場の第三者委員の設置など苦情解決体制づくりを進め、一層の福祉サービスの質の向上が図られます。

身近な総合相談窓口、総合的な高齢者の支援を行う地域包括支援センター、24時間型のサービスが受けられる訪問看護事業所や訪問介護事業所、救急時対応する往診医や特別養護老人ホーム、老人保健施設等の入所施設、障害のある人や高齢者の参加や活動を促進し、介護家族の自己実現を促します。また、在宅介護を豊かにするための通所施設や入所施設のほか、日中の通いのサービスを中心に、訪問や泊まりのサービスを組み合わせた小規模多機能型居宅介護、そして、近隣（ボランティア*）による支援など総合的に、包括的にサービスを提供する仕組みが必要です。

千葉県は、子ども、障害のある人、高齢者を含めたすべての市民を対象とした、24時間・365日体制で、「地域生活支援」「相談」「権利擁護」の機能を担う「中核地域生活支援センター」を市内に設置しています。相談者の世帯全体を見ると介護保険対象者の方や障害を持つ人など様々な生活課題を持った世帯も少なくありません。こうした状況の中でも、世帯に対して一体的にアプローチできる仕組みが必要です。

施策の方向性

○地域包括ケアシステムを地域住民（市民）・地域も含めた連携体制で推進

予防的な視点に立ち、介護・医療・日常生活支援・住まいが提供されるようマネジメントし、地域住民（市民）・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら、地域包括ケアシステムを推進していきます。

○第三者評価の啓発、情報提供等を促進

- ・福祉サービス等の質の向上及び利用者の適切なサービス選択を支援するため、福祉サービス第三者評価、介護サービス情報の公表、地域密着型サービス外部評価の取り組みを推進していきます。
- ・社会福祉事業者に対して第三者評価を受ける意義や苦情解決体制の啓発や利用促進、また利用者への情報提供などを進めていくことが必要です。

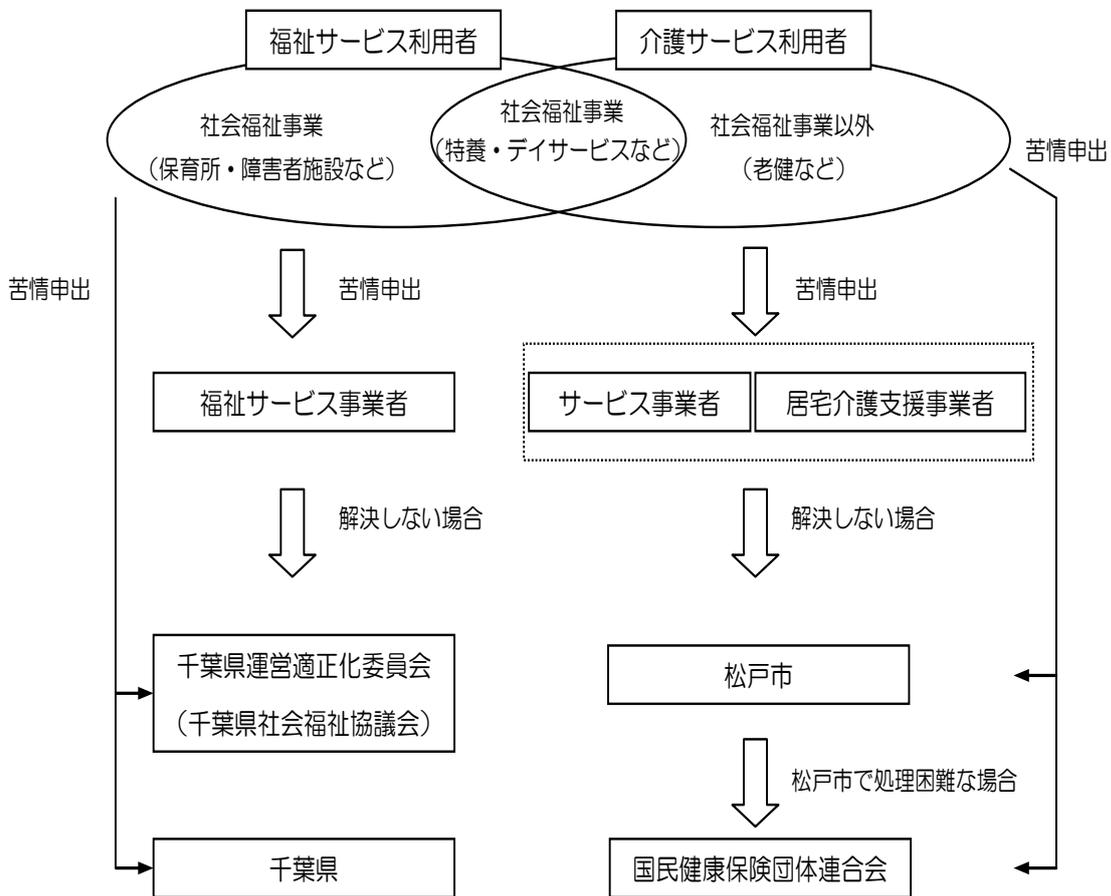
○第三者評価システム*・苦情解決制度の取り組みの維持

市においても福祉サービス施設を対象として、それに係る苦情解決の仕組みを導入し、適切なサービス利用または提供を支援しています。

それぞれの役割

個人(自助)の役割	地域(共助)の役割	行政(公助)の役割
○問題点や課題を意見表明する	○サービス提供者は苦情解決体制をつくる ○第三者評価を受ける	○苦情解決制度、第三者評価の周知等に努める ○千葉県による第三者評価システムの確立

「苦情解決の流れ」について





〔取り組み課題9〕 生活を守る権利擁護の普及

〔現状と課題〕

平成12年からスタートした介護保険制度を皮切りに、福祉サービスは利用者本人が選び契約に基づいて利用するという仕組みに大きく転換が図られました。

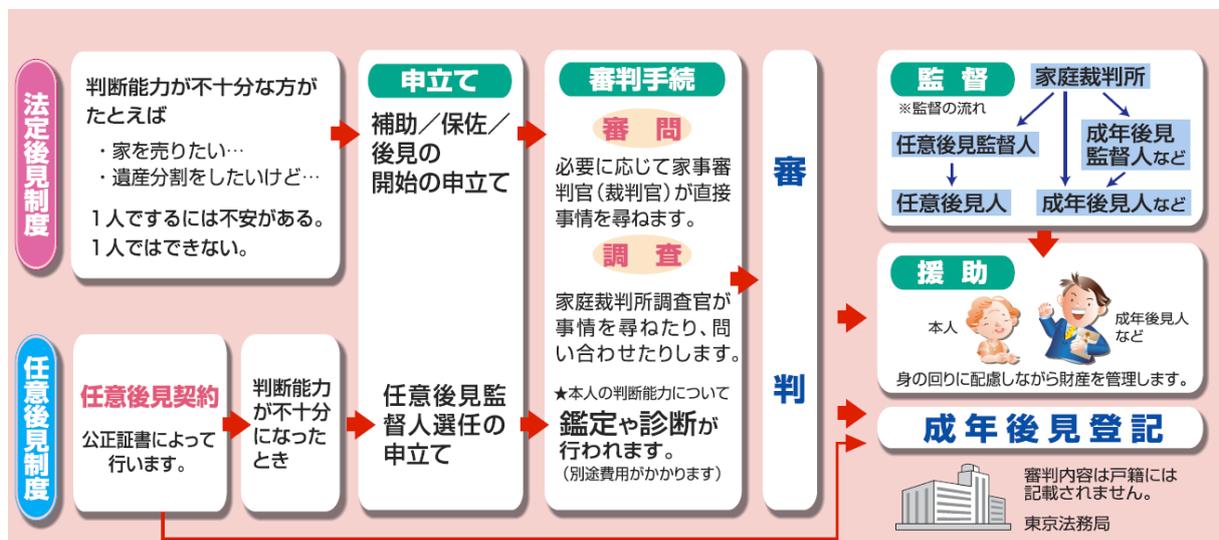
「第6期松戸市高齢者保健福祉計画・第5期松戸市介護保険事業計画(いきいき安心プランⅣまつど)」策定にあたっての市民アンケート調査(平成23年3月)では、成年後見制度について4割台半ば、また日常生活自立支援事業の認知度が約3割と低く、市民が安心して暮らせるように今後もさらに周知していくことが求められています。

本市では、判断能力の十分でない方に、安心して制度や福祉サービスが受けられるよう、成年後見制度の普及啓発や市長による申し立てを行っています。

また、市社協では、日常生活自立支援事業として、認知症高齢者、知的障害*のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行っています。

「成年後見制度」について

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。



※千葉県後見支援センターより

施策の方向性

○成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及・促進

- ・成年後見人の担い手となる職能団体やNPO法人、日常生活自立支援事業を担う社会福祉協議会と連携を図り、より制度が利用しやすくなるよう申立支援・相談に努めます。
- ・家族形態の多様化の中にあって、高齢者や障害のある人が安心して生活できるように当事者の利用周知を強化します。

○消費者被害対策や任意後見を含めた制度の活用を普及・促進

- ・本市では、判断能力の十分でない認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等にとって、安心した生活が送れるよう、市民への成年後見制度の利用促進や本人または親族による申立の支援を行っています
- ・市民に制度の理解と利用促進を図るため、パンフレットの作成や講演会の開催等普及啓発活動に取り組みます。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○制度を知る ○制度の利用を考える 	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協は、制度を周知し、日常生活自立支援事業を推進する ○地域（共助）で福祉活動する人は、制度を理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用支援事業を実施する ○法律に基づく申立てを行う ○制度について周知する

第3章 自立と参加の促進

取り組み課題

- 1 制度ボランティア活動の推進
- 2 生涯学習の推進
- 3 就労の支援
- 4 地域福祉推進のための担い手の育成
- 5 障害者の自立した地域生活の支援
- 6 当事者団体への支援



〔取り組み課題1〕 制度ボランティア活動の推進

〔現状と課題〕

地域のつながりが希薄化している中、身近な地域で生活に課題を抱えている人々や地域課題が見えにくくなっています。このような状況を早期に発見・解決していくために、行政と地域住民のパイプ役として、制度ボランティア*は大きな役割を担っています。

現在、本市では、個別の行政目的のために設置された、様々な委員が活動していますが、より多くの市民に理解し活用してもらうための情報の発信や、地域活動を円滑にするための、行政と制度ボランティアの情報の共有が求められています。

また、仕事や子育て等で時間にゆとりがある方が少なくなり、担い手不足の問題や新たな人材を探すのに苦労しているところもあります。

地域の課題に対して、住民同士が支え合い、助け合い、見守りを基本として、地域の力でその問題解決に向けて協力していくことが重要です。

近年、NPO*等の活動が盛んになってきていますが、従来からの制度ボランティアの担う役割が小さくなるものではありません。むしろ、地域に根付いたその活動は、地域福祉の推進にはなくてはならないものであり、今後とも活動のさらなる推進が期待されます。

施策の方向性

○制度ボランティアの資質の向上と活動促進

- ・各制度ボランティアを中心に研修会や講演会、意見交換等を実施し、識見と意識の向上を目指します。
- ・町会・自治会と制度ボランティアなどと連携した地域活動を推進します。

○世代交代等が円滑にできる仕組みづくりの推進

仕事や子育て等で時間にゆとりがある方が少なくなり、担い手不足の問題や新たな人材を探すのに苦勞している面もあります。これまで培ってきた経験や能力を活かし、地域との関係性を新たに構築することが期待されることから、定年退職された方への地域参加を促進します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○地域で活動する制度ボランティアに積極的に相談する	○制度ボランティア、町会・自治会などの各種地域団体の連携	○研修会、講習会を開催する ○制度ボランティアの活動について、市民に周知する

制度ボランティアの活動内容

民生委員・児童委員とは

民生委員法により、地域住民の福祉向上のために活動する民間の奉仕者で90年以上の歴史があり厚生労働大臣が委嘱しています。各市町村の一定地区を担当し、児童福祉法にて児童委員を兼務しており、その職務の主なものは、

- (1) 住民の生活状態を必要に応じ、適切に把握しておくこと
 - (2) 生活に関する相談に応じ助言・援助を行うこと
 - (3) 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供・援助を行うこと
 - (4) 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
 - (5) 福祉事務所その他の関係行政機関への業務に協力すること
 - (6) その他、児童及び妊産婦など住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと
- などとなっております。

特に、ひとり暮らしの高齢者、認知症や寝たきりの高齢者がいる世帯、高齢者だけの世帯、障害がある人、生活が苦しい人、子育てに悩んでいる人、その他福祉のサービスを必要としている人などに対し、住民の立場に立って相談に応じたり、パイプ役としてどのような福祉サービスや子育て支援があるかを案内あるいは生活福祉資金の借り入れ申込みについての手続き指導などを行っています。

また、児童福祉に関する問題を専門的に担当する主任児童委員が各市町村に配置されており、児童の福祉に関する機関との連絡調整を行うとともに区域を担当する児童委員の活動に対する援助及び協力を行うこととなっております。

本市の定数は538名(民生委員児童委員502名、主任児童委員36名)で、各地域において福祉活動を行っています。

市政協力委員とは

市政協力委員は、昭和29年4月に、市行政の円滑な運営と民主的で明朗な市民生活を確立するため、市と市民とのパイプ役として誕生しました。

地域の住民(町会・自治会・管理組合等)から選挙や推薦により選ばれた者を、市長が市政協力委員として委嘱しています。

市と市民(地域住民)のパイプ役として、いろいろな情報や要望などの行政連絡を主な職務とし、地域のリーダーとして活躍しています。

市政協力委員が地域での活動をより円滑に行えるように、市内12地区に「地区会」が構成され、各地区会の市政協力委員の中から選ばれた「地区長」により市政協力委員連合会が組織されています。市政協力委員は、地域コミュニティや市政協力委員活動の活性化を図るために『地区長会議・市政懇談会』を開催するなど、市政協力委員制度が円滑に機能するため諸事業を行っています。

健康推進員とは

市政協力委員の推薦のもと市から委嘱され、市民の皆さんの健康づくりの輪を広げる活動をしています。乳児のいるご家庭を訪問し、健康に関する情報提供や育児に関するサービスの紹介をしたり、地域の方々に特定健康診査や各種がん検診の受診勧奨をするなど、地域の方々と行政のパイプ役になっています。

食生活改善推進員とは

市民の皆さんの健康づくりのため、市から委嘱され、地域で健康を考えた料理講習会の開催、献立やリーフレットの配付など、市民の皆さんの食生活改善をすすめています。



「私たちの健康は、私たちの手で」を合言葉に「バランスのよい食事」「簡単ヘルシー料理」「カルシウムアップ料理」等、テーマにあわせた料理講習会を開催しています。参加者からの「家族にも好評だった」という声が、私たちの活動の励みです。

クリンクル推進員とは

平成4年度から市内全12地区の町会・自治会に廃棄物減量等推進員を委嘱しています。松戸市ごみ減らしシンボルキャラクター「クリンクルちゃん」から名前を取り、「クリンクル推進員」として、各町会・自治会内で、ごみステーション利用者への指導等の活動をしています

防犯指導員とは

犯罪のない明るい社会で生活するためには、警察だけでなく地域の住民の一人ひとりが力を合わせて地域の安全活動に協力してもらってこそ、成果はあがります。そこで地域住民の地域安全活動を行う中心的役割を果たす指導者として「防犯指導員の制度」が生まれました。

防犯指導員は地区防犯協会(組合)、自治体、警察、地域防犯連絡所、その他防犯機関と密な連携のもと、その分担地域で次のような活動を行っています。

- (1) 防犯座談会の開催
- (2) 防犯パトロールの実施
- (3) 広報、街頭キャンペーンの実施
- (4) 防犯診断の実施 その他地域安全思想の普及等

保護司とは

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員(実質的に民間ボランティア)です。犯罪や非行をした人の再犯を防ぎ立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動等を行っています。

毎月、保護観察対象者が保護司の家を訪問(来訪)したり、保護司が対象者の家を訪問(往訪)したりします。そこで、保護司は、対象者の最近の生活状況などについて話し合い、相談に応じて指導・助言を行います。

青少年相談員とは

青少年期は、将来社会において重要な役割を果たすための準備期であり、人間形成にとって大切な時期であることから、家庭、学校、地域社会での適切な対応が望まれています。

そのためには、社会共同の連帯意識のもとで地域住民すべてが、あらゆる機会、あらゆる場面で育成活動に当たる必要があることから、青少年と真に一体となり、共に喜び、共に語り、青少年の相談相手になり、地域での育成活動の積極的な推進を図り、青少年の健全育成に資するための青少年相談員制度が千葉県でつくられました。

松戸市の青少年相談員で構成される松戸市青少年相談員連絡協議会では、こども祭り実行委員会への参画、キャンプ大会・スポーツ大会・親子手芸教室などの青少年を対象としたイベントの企画・運営の他、非行防止キャンペーン(子ども会・補導員との共催)や、コンビニエンスストアの有害図書調査(県主導で平成22年度に実施)など、非行防止・環境浄化活動にも携わり、青少年の健全育成に取り組んでいます。

松戸市内在住・在学の中学・高校・大学生に、ジャンルを問わず日頃練習に励んでいるパフォーマンスを披露する機会を提供するために、「ヤングパフォーマンスフェスティバル in まつど」を開催しました。歌やダンス、一輪車演技、ファッションショーなど、多彩なパフォーマンスが披露されました。

(平成24年度に実施)





〔取り組み課題2〕 生涯学習の推進

〔現状と課題〕

生涯学習とは、主体的に学習するということと、また学びたいことや活動したいことを自分で見つけて取り組み続けるという意味合いが含まれます。

社会的変化や学習ニーズに的確に対応した、生涯学習の機会や情報を提供することで、大人だけでなく子どもに対しても心の豊かさと生きがい感の充足につながり、さらに地域の活性化につながると考えます。

本市では、市民を対象とした成人講座*や市民大学講座*が公民館や青少年会館を中心に市内各所で数多く実施しています。まつど生涯学習大学は、60歳以上の市民を対象に自らの生活課題や社会的課題に即した学習をもとに、地域の主体的な行動者となることを期待して開設されています。

しかしながら、「松戸の強みと弱みを考えるデータ集」（平成24年12月）では、学習活動を行っている市民の割合は約36.2%と19年度の約42%と比べ減少していますが、団塊の世代*の地域回帰により学習活動に対するニーズの増加が予想されます。そのため、まつど生涯学習大学*においては、地域課題をテーマにした学習活動を増やし、市民ニーズに対応した講座が求められています。また、自主企画講座では市民が自ら学んだ成果を公民館と連携し開催していますが、学習ボランティアの促進につなげるためには団体を増やすことが求められています。

市内小学校等で実施している家庭教育学級については、家庭の教育力支援の一環として保護者が、家庭教育のあり方について、学校と連携しながら学年の枠を超えて話し合い、交流し、豊かな人間関係づくりを基盤にして自主的、集団的、継続的に学習の場として開設されていますが、保護者や学校関係者が問題解決に向けた助言等を実施できる家庭教育推進チーム*の編成を視野に入れた研究を行う必要があります。

施策の方向性

○高齢者が地域福祉に活躍できる環境の整備

- ・これまで地域とあまりかかわりのなかった市民が、生涯学習活動への参加をきっかけに、地域福祉の担い手になっていくことが望まれます。
- ・生涯学習で学んだことの成果を披露し、学んで得たことを地域でボランティアとして生かすなど、「学ぶ」ことでその人の活動が地域で生かされることが期待されています。

○参加しやすく魅力的な生涯学習の機会・情報の提供及び生涯学習情報システム*の稼働

- ・生涯学習情報システム(まつどまなびいネット)では、市内の社会教育関係団体・自主企画団体などの情報が登録されており、生涯学習活動への参加機会を広げ、さらに活性化していくことを目指します。
- ・市民にとって参加しやすく、魅力的な生涯学習の機会や情報を提供することが重要です。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習活動、地域活動に参加する ○生涯学習の成果を地域活動で生かす ○自分の持っている知識や経験を生涯学習の場で生かす 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内大学との連携講座の開催 ○自発的な学習活動と社会教育団体の活動の推進 ○学校・家庭・地域と連携した家庭教育支援の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○講座の開催 ○生涯学習・地域活動のコーディネート*や、アドバイスの知識を習得できる講座を開設) ○生涯学習情報の提供 (生涯学習システムの稼働)



〔取り組み課題3〕 就労の支援

〔現状と課題〕

就労は、社会参加の基本となる活動です。その人の適正に応じた仕事に就き、経済的な安定及びやりがいや生きがいを得ることは重要なことです。

近年の厳しい経済情勢の下、非正規社員が正規社員と同じ仕事をする雇用の形態が進み、若年非正規社員が増加し、社会問題となっています。本市の失業率は全国より低いものの、20歳代では高い水準となっています。そのような状況の中で、若年非正規社員や未就労の若年者に対する就労支援が求められています。また、企業と若年求職者との間に、雇用のミスマッチが生じています。

団塊の世代が定年退職となり、継続して働く意思のある高齢者が増えて行く現状の中で、働きたい高齢者が働ける場を確保することや、障害のある人の一般就労及び定着支援の状況については、就労に関する相談、指導、定着支援までの一連の支援体制の充実が課題となっています。

ひとり親家庭への支援については、「母子自立支援プログラム策定」での就労相談等を行なっています。

「シルバー人材センター」について

シルバー人材センターでは、高齢者にふさわしい仕事を企業・家庭・公共団体等から引き受け会員に提供します。

提供された仕事に就いた場合、会員がその仕事を請け負う（再請負）、又は任せられたこと（再委託）になります。

会員は、通常ローテーションで就業します。仕事は会員自身の裁量で選び、会員が働いた仕事量に応じて、シルバー人材センターが『配分金』を支払います。

月2回、入会説明会を行っています。



施策の方向性

○若者の就労支援の実施

- ・ 関係機関との連携を図り、個別相談窓口での就職相談をはじめ、本市のホームページ「L e t ' s まつど」での求人・求職情報の提供、就職セミナー等の実施と参加の促進などを図ります。
- ・ 就職サポート事業「まつど合同企業説明会」を開催し、雇用のミスマッチの解消を図ります。

○高齢者の就労

シルバー人材センターや市社協が運営する高齢者無料職業紹介所を支援します。また、高齢者が意欲と能力に応じて就業できる機会の確保を図るため、高齢者無料職業紹介所及びハローワーク*と連携し、就労情報の提供や就業相談の拡充を図ります。

○障害のある人の就労及び定着支援（企業、事業所へ働きかけ）

- ・ 教育分野の特別支援学校等や福祉分野の就労移行支援事業者等、ハローワークなどの関係機関と就労移行支援事業者・就労継続支援事業者・企業等のネットワークの構築を図るとともに、専門スタッフの人材育成に努め、一人ひとりのニーズに応じた就労支援、更には定着支援を実施する体制の整備を図ります。
- ・ 企業に対する障害者雇用に関する広報等による啓発活動や、各種奨励金、補助金の交付により、企業の障害者雇用を促進します。

○ひとり親家庭への支援を総合的に展開

ひとり親家庭の経済的自立を図ることを目的に、就労や子育て支援事業情報の提供を総合的に展開していきます。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○社会参加への意識を持つ	○事業者は法定雇用率*を守る ○事業者は働く男女の家庭生活などに配慮した就業環境の整備	○求人、求職情報の提供 ○就労のための講座の開催や受講料の助成 ○総合的な支援体制の整備

**推進
項目**

**〔取り組み課題4〕 地域福祉推進のための
担い手の育成**

〔現状と課題〕

地域福祉の推進を図るためには、市民一人ひとりが身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な人々の多様な生活課題に目を向け、自発的・積極的に行動していくことが求められています。仕事や趣味などで培ってきた経験・知識・技術、また、研修などで得た知識・技術を、身近な地域で生かす機会を得て、地域に還元しながら地域活動への参加を促進することが重要です。

「松戸市総合計画*」後期基本計画進行管理のための市民意識調査（平成24年7月）によると、地域に貢献する活動を行っている団体、組織やグループに積極的に参加している人の割合は、30.8%であり、積極的に参加していない人が依然多い状況にあります。

しかし、協働のまちづくり市民アンケート（平成22年11月）によると、60歳代の49.5%、70歳以上では67.7%の人が市民活動に対し「関心がある」と答えています。また、市社協にボランティア登録している人は年々増加しており、平成24年度では8,281人でした。

市民活動に関心が高い人々が参加するに至らない理由としては、きっかけや機会がないことがあげられます。今後、さらに多くの市民の参加を促進するためには、個人の経験を身近な地域社会で生かすきっかけ作りや情報提供が重要です。

施策の方向性

○生活課題に関する学習会等を開催し、住民自ら解決に向かって活動することへの支援
「成人講座」、「市民大学講座」「まつど生涯学習大学」等の事業を実施し、健康や環境、文化等の学習を通して自己の発見や仲間づくりの場とします。 また、そこから生まれた自主企画団体が自ら学んだ成果を発表する機会を増やすなど、活動が継続しやすいような環境を整備します。
○個人の経験を身近な地域で生かす機会を得て地域活動へ参加することへの支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 団塊世代、20代・30代が地域活動に参加するために必要な支援を検討します。 ・ まつど市民活動サポートセンターを通じ、市民活動についての啓発活動や情報提供を行います。 ・ 市社協では、「ボランティア講座」を開催して、活動に関する基礎知識や技術を習得する機会を提供します。また、福祉活動を行っているボランティア団体により構成されている「松戸市ボランティア連絡協議会」では、相互の情報や意見の交換を行い、ボランティア活動を推進しています
○シニア交流センターのさらなる周知と活用
シニア交流センターでは高齢者の能力開発・活用のための研修事業などを行っており、利用者数が更に増えるように周知を図ります。
○千葉県（生涯大学校）との連携により、人材育成と地域活動の場の提供
地域活動の人材育成を目的に地域活動学部が創設されています
○パートナー講座の活用
市民の市政に関する理解を深め、市政参加の促進に寄与することを目的にパートナー講座を実施しています。講座の利用者が増えるよう周知を図り、市民との情報の共有化を推進します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○地域での活動に参加する ○地域における生活課題について共通の認識を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での学習会、勉強会、各種講座を開催する ○行政と連携した講座の企画、運営 ○社会福祉協議会、NPOなどによる地域福祉の人材の発掘・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動の情報の積極的な提供 ○公民館事業の推進 ○シニア交流センターの周知と活用 ○千葉県生涯大学校との連携と活用 ○市民活動に関する相談事業



〔取り組み課題5〕 障害者の自立した地域生活の支援

〔現状と課題〕

誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して暮らせることが求められています。障害のある人もない人も、すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる地域社会を形成していく必要があります。

平成18年4月「障害者自立支援法」が施行され、同年12月には国連で「障害者権利条約」が採択されました。その基本的視点としては、障害のある人を「権利の主体」である社会の一員としてとらえ、基本的人権の尊重を求めるものになっており、「障害者権利条約」の批准に向けて、平成23年8月に「障害者基本法」が改正されました。また、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、障害者虐待防止法という）がスタートし、更に平成25年4月からは、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（以下、障害者総合支援法という）が施行されました。このように、障害のある人を取り巻く制度や仕組みはかつてないほど大きく変化しています。

本市では、平成25年3月「第2次松戸市障害者計画*」を策定しました。障害のある人を取り巻く現状や障害者計画策定のための市民アンケート（平成23年12月）によると、障害のある人との交流の場や機会の拡大をはじめとする市民の相互理解の促進、雇用及び就労の支援、公共施設のバリアフリー*化や各種制度及び障害福祉サービスの充実をはじめとした障害のある人が、地域社会で安心して暮らせる環境づくりが求められています。「お互いに個性を尊重し、人格を認め合う社会の実現」「自分らしく生きがいのある生活の実現」「安心して暮らせるまちの実現」を基本目標に掲げ、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を目指しています。

施策の方向性

○就労支援・雇用の促進、グループホームの開設、福祉事業所の充実、情報伝達・移動手段整備などの支援

障害があっても、地域社会の一員として、生き生きと安心して暮らしていけるよう、相談支援体制の充実、企業や関係機関の連携による雇用及び就労の支援のほか、本人や保護者の意向を尊重し、個々の障害の状態や特性に応じた障害福祉サービスの充実や、グループホーム等の整備など、地域で暮らすための社会資源のさらなる充実を図ります。

○相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センター*を整備

- ・ 地域における相談支援の拠点として、総合的な相談業務を担う基幹相談支援センターを整備します。
- ・ 障害のある人とその家族の様々な問題を受け止め、その解決に向けて、他の相談機関、地域の社会資源と連携協力しながら支援を行います。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）・行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○地域社会のイベント等に障害のある人を積極的に勧誘し、交流する ○地域に障害のある人がいることが当たり前という認識を持つようにする ○親子で障害のある人について話す機会を作るようにする ○ボランティア*活動に興味・関心をもち、積極的に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2次松戸市障害者計画」の推進

「市内福祉ショップ」について



障害のある人の自立と社会参加と市民のみなさんの障害のある人に対する理解を深めることを目的に、市内の施設で自主生産される製品などの展示即売会を行っています。

毎月、市役所の通路で開催するほか、地域の行事やイベントなどで販売しています。ぜひ一度、お試し下さい。



〔取り組み課題6〕当事者団体への支援

〔現状と課題〕

高齢者、障害のある人、子ども、子育て中の方などそれぞれの暮らしの中での不安や悩みが多様化し、それぞれの悩みが周囲には理解されず一人で抱え込んでいる方も少なくありません。

当事者団体は、このような同じ悩みを抱える方たちが経験を共有し、問題解決に向けて支え合うための自主的な活動を行っています。同じ体験を持つ当事者の立場から気持ちを受け止め、分かち合い、情報を提供し合うことは自立した生活や社会参加を促す上では重要な役割を持っています。

当事者団体には、「認知症の人と家族の会」や「精神障害者家族会」、「手をつなぐ育成会」のように全国組織を持つものや、地域の小さな自助グループなどがあり、その規模や活動はさまざまです。

しかし、団体の新たな担い手を増やすためには、団体の存在や活動内容の周知を図ることが必要となります。

中でも、ピアカウンセリング*は、同じような立場に立ったことのある人から、実感のこもったアドバイスや相談が受けられることで、地域での自立・参加の促進につながります。

施策の方向性

○ 住みやすい社会を実現

- ・ 介護者等を対象とした集い、障害者関係団体、子育ての自主グループなどにおいて、できるだけ多くの人に参加するように、協力していきます。
- ・ 当事者団体からの意見交換の機会を増やすことが望まれます。

○ピアカウンセリングの有効性についての認識

ピアカウンセリングは同じ課題を抱える人同士が日常生活の中で起こる出来事や、生活するにあたっての問題等を一緒に考えて話し合います。
より多くの人が利用できるように認知度を高めることが望まれます。

それぞれの役割

個人（自助）・地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○当事者への理解と受け入れ	○情報の提供と活動の支援

「認知症の人と家族の会」について



全員集合！（千葉駅前にて）

毎年9月はアルツハイマー記念の月です。認知症の人と家族の会とサポーターが集まって、道行く人に声をかけます。全国で300万人を超えられている認知症ですが、いまだに誤解と偏見が多くて、早期の対応を妨げています。

「認知症の人と家族の会千葉県支部」は、つどい、支部報の発刊、相談電話（ちば認知症コールセンター）などを通して広く啓発活動を展開しています。これからも介護者ならではの視点で、様々な情報を発信していきます。

第4章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題

- 1 ボランティア活動への支援、
NPO活動への支援
- 2 社会福祉協議会との連携強化
- 3 地域での支え合い活動の推進
～孤立させない地域づくり～《声かけ・見守りの推進》
- 4 子どもや高齢者等への虐待の防止
- 5 地域での交流・ふれあいの場づくり
- 6 子ども・子育て支援



**〔取り組み課題1〕 ボランティア活動への支援、
NPO活動への支援**

〔現状と課題〕

地域では、社会福祉協議会や町会・自治会の活動に加え、多様な分野で社会貢献活動を行うボランティア*や、目的に賛同する自発的なメンバーで構成されたNPO*が、積極的に地域福祉活動を展開しています。その活動が、地域社会から広く認知・信頼され、様々な主体がお互いの強み、弱みを補完し合い、地域に理解され定着することが求められています。

ボランティアという言葉は、従来の奉仕活動や福祉活動だけでなく、生涯学習や社会活動のひとつとして、市民が関わるすべての分野への広がりを見せ、社会福祉法や特定非営利活動促進法が制定される中で、市民活動やNPOの活動が拡大しています。

ボランティアやNPO活動の中心的な拠点として、本市の「まつど市民活動サポートセンター」や、市社協の「ボランティアセンター」があり、「まつど市民活動サポートセンター」は、平成19年より民間活力を活用して市民活動や協働事業*を支援するため、指定管理者制度を導入しました。また、平成24年度末現在、「ボランティアセンター」には、401名の個人ボランティアと279団体7,880名が登録し、多方面でボランティア活動を実践しています。地区社協でも地域住民に参加を呼びかけ、地域ボランティアが地域に密着した様々な活動を行っています。

平成22年度に行われた協働まちづくり市民アンケートの結果では、4割強の人が市民活動にぜひ参加したい・機会があれば参加したいと回答しています。市民活動に対する意識啓発や効果的なPR、情報提供が課題であるといえます。

施策の方向性

○協働事業や市民活動助成事業の推進

本市では平成19年、地域・市民・民間の自主的な活動を促進するとともに、地域・市民・住民と行政とが連携・協力していくため、松戸市協働のまちづくり条例を制定し、協働事業や市民活動助成事業に取り組んでいます。

市民、市民活動団体、事業者及び市が地域課題の解決に取り組む協働の推進をめざし、市民活動を活性化します。

○「まつど市民活動サポートセンター」と「ボランティアセンター」との連携

「まつど市民活動サポートセンター」では、市民活動に必要な活動の場や情報の提供、「NPO法人設立講座」などの各種講座や見本市の開催により、市民活動の支援、協働の推進に努めています。

「ボランティアセンター」では、ボランティアに関心のある市民とボランティアを必要としている人や福祉施設をつなげる支援を行っており、各種ボランティア講座の開催やボランティア活動者に対する様々な相談窓口にもなっています。

それぞれの特徴をいかし、連携を図りながら、さまざまなボランティア活動や市民活動が進められるようにします。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○活動に参加する ○日常生活の中で地域活動やボランティアに関心を持つ ○地域の一員として地域福祉活動の担い手になる 	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協はボランティアセンターを充実させる ○地区社協は、地域住民にボランティアの参加を呼びかける 	<ul style="list-style-type: none"> ○まつど市民活動サポートセンターの充実 ○意識啓発 ○情報の提供 ○老人クラブ等の活動を支援する ○「松戸市協働推進計画」の推進



〔取り組み課題2〕社会福祉協議会との連携強化

〔現状と課題〕

社会福祉協議会は、地域福祉を目的とする事業の企画及び実施、地域福祉に関する活動への住民参加のための援助などの事業を実施する社会福祉法第109条で定められた社会福祉法人*であり、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられ、地域福祉の推進役として大きな役割を担っています。人間関係の希薄化など、地域社会における課題は多様化しさらに複雑化する中で、行政機関と社会福祉協議会との更なる連携が求められています。

松戸市社会福祉協議会（以下「市社協」という）は、地域住民、ボランティア、社会福祉施設などの関係者と協力し合って、行政機関と連携しながら、福祉のまちづくりをすすめています。

通常の主な事業としては、地域住民による交流事業、高齢者・児童・障害のある人への支援事業、ボランティアの育成及び活動推進事業、日常生活自立支援事業、各種相談事業、その他、多彩な福祉活動をすすめています。

また、非常時の役割として、大規模災害発生時に、災害ボランティアセンター*や復興支援センターを立ち上げ、全国から駆けつけてくる多くのボランティアを受け入れ、被災者のさまざまなニーズにこたえることが求められています。

さらに、地域住民の参加と協力を得て、市内を15地区に分け、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という）を組織して、「住みよい福祉のまちづくり」を目指し、地域に密着した福祉活動を幅広く展開しています。本市では、地域福祉活動の中心となる地区社協活動をさまざまな方面から支援しています。

施策の方向性

○市社協の組織力を活かし行政側と市民側が共に協力して「福祉のまちづくり」の実現

当事者や、これまで福祉の担い手として活躍した人達のみならず、地域社会を構成する、いろいろな分野の人達にも参加をしてもらい、地域福祉について共に語り合い、共に考え、そこから得た課題を共通のものとして捉え、共に継続的に取り組みます。

○松戸市地域福祉計画と松戸市地域福祉活動計画の整合性の取れた取り組み

第4次活動計画の策定にあたっては、日頃、市社協活動を支えているボランティア、福祉関係者をはじめ、各分野の人々の意見の反映を図るとともに、この「松戸市地域福祉計画」と整合性を図ります。

○市社協による災害ボランティアセンターの基盤強化

- ・松戸市地域防災計画との連携を図り、災害時におけるボランティア受け入れ体制を構築し、関係機関と連携した災害対策の充実を図ります。
- ・市民を対象とした災害ボランティアセンター立ち上げ・運営の訓練や災害ボランティアリーダーの養成を行い、市民の災害支援意識の醸成を図ります。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○市社協の事業内容を知る ○地区社協の活動を知る 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社協活動の充実を図る ○今まで交流のなかった組織、団体も地域福祉活動に参加する ○市社協、地区社協の活動を理解する ○地区社協や地域福祉に関する組織・団体との連携を強化する ○地域福祉計画との整合性を図る ○市社協は、災害時のボランティア支援体制を構築・強化する 	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協、地区社協の活動を支援する ○地域福祉活動計画との整合を図る

**重点
項目**

〔取り組み課題3〕 地域での支え合い活動の推進

～孤立させない地域づくり～ 《声かけ・見守りの推進》

〔現状と課題〕

地域の中には、子どもから高齢者までさまざまな人が暮らしていますが、生活習慣や価値観の多様化、また核家族化によりかつてのような地域住民相互の社会的なつながりは希薄になり、また、虐待や「孤独死*」という痛ましい事例も社会問題化しており、地域の見守りに期待する声はきわめて高くなっています。

こうした社会問題を発見し、解決するためには、市民自らが地域に関心を持ち、人と人とのつながりを作っていくこと、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人、子育て中の家庭などの、支援を必要とする人々を地域で見守るなど、日常的な支え合いが必要になっています。

本市では、平成23年度に国の「地域支え合い体制づくり事業」を活用し、社会福祉協議会や町会・自治会、NPO法人など21団体が地域での日常的な支え合い活動の体制づくりの立ち上げに取り組みました。このような事業をきっかけとして、今後も継続した取り組みが期待されます。

「ひとり暮らしで、誰にも看取られることなく、亡くなる」という孤独死が、本市では毎年100名を超え、死後1ヶ月以上経過して発見されるケースも毎年15名を下らない深刻な状況に至っています。

長期間にわたり発見が遅れると孤独死の現場はどのような状況になるのかというと、①遺体から発生する異常な臭いはとれない②住まいという機能を失いかねない③時には火災のおそれもある、とされています。つまり長期間、発見がおくれてしまう孤独死は、命も財産も失ってしまうことになりかねません。

このような孤独死の発生は本市や、大都会に限らず、全国的に頻発している現象といえるでしょう。その発生要因は「家族の在り方」が変わり、「地域社会の緊密性」がなくなっているなどです。つまり、①単身世帯で孤立した生活②近隣関係が希薄③地域コミュニティと関わりがない、というのがその要因とされています。

福祉はもとより、防災の観点からも「向こう三軒両隣」の重要性がいられています。助け合い、支え合いながら、同時に過度に干渉せず、個人を尊重した「『新しい』向こう三軒両隣」という関係、助けてほしい時に「力を貸して」

と言える関係づくりが大切です。

「常盤平団地の取り組み」について

孤独死された人には、共通する生活パターンがあるとのこと。つまり①あいさつしない②身寄りに連絡しない③近隣と関わりをもたない④地区の自治会に入らない⑤特に男性の場合、料理ができない⑥ゴミ出しルールを守らない⑦部屋の整理ができない⑧アルコールをやめない、など、共通の生活パターンがあるとみられます。そして「孤独死7つの特徴」を次のように指摘しています。

- ①孤独死は一人暮らしが前提（二人暮らしは孤立死）
- ②男性の部屋はゴミの山
- ③男性が多く、女性は少ない
- ④発見が遅れるとムシのエサ
- ⑤高齢者に限らないで中年も、若者も
- ⑥生活習慣が“ないないづくし”
- ⑦孤独死予備軍は相当の数に

このような「現場の状況」を踏まえ、常盤平団地では、「孤独死ゼロ作戦」を地域ぐるみで展開しています。

その一環として、年間360日営む「いきいきサロン」を運営。7年間の利用者は、71,877人(平成25年3月31日現在)。このサロン視察・見学は7年間で262団体、個人168人(平成25年3月31日現在)に及んでいます。

このほか『「孤独死ゼロ作戦」から学ぶ地域福祉の在り方』等をテーマにした講演は8年間で194回(平成25年3月22日現在)に及ぶなど同団地における孤独死の取り組みが全国的に注目されています。

国もこの課題を着目して、これまでに①「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」（「孤独死」ゼロを目指して）というテーマで報告書を公表する一方で各地にモデル事業を実施。現在では「安心生活基盤構築事業」（安全生活創造事業）を全国的に展開するに至っています。

総務省は常盤平団地自治会に対して「地域づくり」に極めて優れた成果をあげられたとして総務大臣表彰を授与されました。

このような、評価も高く、効果を上げている地域での実践を参考にしながら、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが孤立せず、その人らしい生活が送れるような地域づくりが必要です。

また、国の事業である「安心生活基盤構築事業」の活用などを検討し、地域支え合い体制の充実強化に努めます。

施策の方向性

○あいさつの普及

「あいさつ」や「声かけ」というのはいわば思いやりであり、人間関係をよくする第一歩に通じます。
それだけではなく、「あいさつ」は地域福祉推進の第一歩になります。

○町会・自治会等による声かけ・見守り等の体制づくりの推進

町会・自治会は、地域コミュニティ活動の最も重要な主体です。地域の実情に応じた声かけや見守り体制を構築していくことが望まれます。

○民生委員・児童委員による見守り

民生委員・児童委員は、援助や見守りが必要な人が地域の中で安心して生活していけるよう、身近なところでサポートする地域福祉の推進には欠かせない存在です。民生委員・児童委員による見守りを支援します。

○事業者への声かけ・見守りの協力

- ・公共事業者等により実施されている配達や検針時の見守りについて協力事業者の拡大が望まれます。
- ・平成24年度には、市と公共事業者が生活困窮者への支援で連携する覚書を取り交わしました。今後、他の事業者の協力を得ながら、地域ぐるみで見守りを行っていくことが望まれます。

○「まつど孤独死予防センター」の普及・啓発

孤独死の実態調査の活用、居場所「いきいきサロン」づくり、見守り安否確認の支援、あいさつ運動の支援等について協働しながら支援策を講じます。合わせて孤独死予備軍について検討します。

○「孤独死ゼロ作戦」の取り組み支援

孤独死の実態把握について引き続きそのデータの作成に努め、全市的に「孤独死ゼロ作戦」の取り組みを支援します。

○認知症高齢者等の見守り活動「松戸市あんしん一声運動」

高齢者を地域全体で温かく見守っていくために認知症サポーター養成講座の受講者に対し「オレンジ声かけ隊」への登録を推進します。「松戸市あんしん一声運動」を推進します。

○「高齢者支援連絡会」の見守り活動

平成23年度9地区で高齢者支援連絡会が設置され、ボランティアによる見守り・声かけ等の活動が行われています。残る地区への働きかけを行いつつ高齢者支援連絡会の必要性について検討していきます。

○地域の情報共有の促進

地域ぐるみで福祉活動を展開するには、広報宣伝の役割が欠かせません。このような視点を重視して、ネットワーク紙の発行などにより地域の情報共有の促進に努めることが望まれます。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつする ○隣近所に住む人を知り、声かけを心がける ○近隣の見守りを必要としている人を見守る ○プライバシーの尊重、過干渉しない ○異文化について理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞配達店、郵便局、電気、ガス、水道事業者と連携する ○声かけ、見守り活動を、地域での運動に広げていく ○必要時連絡する相談窓口を把握しておく 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者支援連絡会の設置を地域の方々と協議する ○生活困窮者などに対する事業所との連携 ○認知症サポーターを養成する ○安心生活基盤構築事業の活用などを検討し普及啓発を図る

「松戸市あんしん一声運動」について

松戸市あんしん一声運動は、日頃の生活の中で、手助けが必要な高齢者を見かけた時「何かお困りですか？」「お手伝いしましょうか？」と声をかけ、高齢者を地域全体で暖かく見守っていくことを目指した運動です。松戸市あんしん一声運動は、『オレンジ声かけ隊』が行います。

「オレンジ声かけ隊」について

『オレンジ声かけ隊』は、認知症サポーター養成講座を受講し、市に登録した認知症サポーターの皆さんです。認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方や家族を温かい目で見守る地域の応援者です。

平成25年4月末現在、個人登録者は1771名、また95組の団体が登録しています



個人登録証



団体ステッカー



〔取り組み課題4〕子どもや高齢者等への虐待の防止

〔現状と課題〕

すべての市民が、人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や、年齢、性別にかかわらず、その人らしく安心して生活がおくれることが求められています。

しかし、子どもや高齢者、障害のある人に対する虐待や、配偶者や恋人からの心身への暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）*」は増加傾向にあります。虐待の防止には、地域や行政の早期発見・早期対応の切れ目のない支援体制を充実していくことが必要です。

DVの予防については、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立し、翌年の4月に完全施行されてから10年が経過しました。しかし、DVの千葉県における相談件数は、年度により多少の増減はあるものの、未だに全体的には増加傾向にあります。

児童虐待の市内での相談件数は大幅に増加し、相談窓口体制の強化が求められています。

高齢者への虐待の予防については、平成18年4月1日「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律」が施行され、本市においては平成16年度に「高齢者虐待防止ネットワーク」を設置し、地域包括支援センター*をはじめとし多くの関係機関と連携しながら対応しています。

障害のある人に対する虐待の予防は、平成24年10月1日「障害者虐待防止法」が施行され、本市においても「障害者虐待防止センター*」を設置し、虐待に関する通報や届出、支援などの相談の対応を行っています。

今後、発生の予防から虐待を受けた方の自立にいたるまで、総合的な支援と横断的に対応できる体制が望まれています。

施策の方向性

○関係機関の連携・協力体制の推進

- ・児童虐待及びDV対応では、「松戸市子どもと女性に対する暴力防止対策地域協議会」を構成する関係機関の連携及び協働体制を強化します。
- ・高齢者の虐待では、「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク」を活用するとともに、虐待事例介入方法や支援・対応方法等については、高齢者虐待の相談・支援の中心を担う地域包括支援センターが、関係機関と連携し対応が円滑に行えるよう支援します。
- ・障害のある人への虐待に関し、関係機関等からなるネットワークの構築に取り組みます。

○相談体制の充実

- ・児童家庭相談援助体制の充実を図るとともに、乳児家庭全戸訪問、育児支援等家庭訪問サービスにより、育児や子育てに不安を感じている保護者が社会から孤立することを防ぎ、虐待の予防を図ります。
- ・地域包括支援センターが中心となり関係機関や地域の方々と連携を図り、高齢者虐待へ対応します。
- ・「障害者虐待防止センター」は、総合的に障害のある人への虐待の相談を受け付けるとともに、虐待防止体制を充実します。

○虐待防止に向けた活動、早期発見・対応体制の整備

- ・「松戸市子どもと女性に対する暴力防止対策地域協議会」の啓発事業拡充により、虐待防止の意識高揚を図ります。
- ・高齢者虐待防止に向け、高齢者虐待に関するリーフレット・ポスターの配布や、広報まつど・ホームページを活用し情報提供を行います。高齢者虐待防止ネットワークとの連携を軸に、予防から再発防止までを視野に入れた普及啓発に努めます。
- ・一般市民向けの講演会など、障害者虐待の防止に関する普及啓発に努めます

それぞれの役割

個人(自助)・地域(共助)の役割	行政(公助)の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○虐待予防について知識を深める ○見守り、通報、早期発見に努める ○相談窓口(通報先)を知る 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談体制を整備する ○相談窓口を周知する ○障害者虐待の実態把握、調査等を行う ○虐待防止の意識啓発をする

「松戸市子どもと女性に対する暴力防止対策地域協議会」について



本市では、平成 18 年 10 月に児童福祉法が定める「要保護児童対策地域協議会」として、「松戸市子どもと女性に対する暴力防止対策地域協議会」に改め、児童虐待だけでなく DV に関する被害者への救済支援体制などの強化を目的としました。児童虐待及び DV 等に関する関係機関などの役割分担の明確化と情報の共有化を図ります。

「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク」について

本市では、平成 16 年 7 月 20 日に、高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応、再発防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保することを目的に「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク」を設立しました。本ネットワークは、各関係機関の役割を明確にして連携を強化して行くと同時に、高齢者虐待防止の支援方法の構築に取り組んでいます。

推進
項目

〔取り組み課題5〕地域での交流・ふれあいの場づくり

〔現状と課題〕

顔の見える関係を築くためには、誰もが気軽に参加できる、身近な地域での交流、ふれあいの場や機会があることが求められます。

地域での日常的な交流の中では、町会・自治会単位での集まりや、同世代の子どもを持つ親同士、またサークルや同好会など同じ趣味を持つグループ、高齢者の会食会など多種多様です。日頃の交流が必ずしも活発でない組織や団体もお互いに交流するきっかけとしても、また昔からそこに住んでいる市民と、転入してきた市民との交流の場としても、地域での行事やイベントはまたとない機会です。

市内の地区社協では、地域の誰もが楽しく気軽に集まり、仲間づくりができるように「ふれあい・いきいきサロン」などの活動を実施しています。

また、外国人市民との地域での交流については、日常的な国際交流を通して、多様な文化や歴史などの違いを尊重しあうことが大切です。

第2次障害者計画にあたっての障害者関係団体の懇談会において、地域社会の人たちとの交流を通して障害に対する理解を深めてもらう努力が必要であるとの意見が出されています。障害のある人に対する差別・偏見がなくなり、障害のある人もない人もともに参加できる地域での交流・ふれあいの場や機会が増えることが望まれます。

施策の方向性

○地域でのイベントなどの住民の参加促進

日常の地域交流とは別に、地域ではお祭りや盆踊り、運動会、地区社協のふれあい広場など、いろいろな行事、イベントがあります。

誰もが参加でき、参加したくなるような魅力的な行事、イベントを積極的に行い、すべての市民に地域社会への参加を促すような取り組みを行います。

○地域交流の拠点として町会・自治会の集会所等の有効活用

平成25年3月末現在、町会・自治会等の自治組織の集会所が市内には152か所あり、このほかに市民センターなど公共の施設があります。

小・中学校の空き教室等を地域に開放するためには、教育活動に支障が生じないように配慮していく必要があります。

地域での交流を活発にするために、地域資源の有効活用ができるような取り組みを行います。

○松戸市国際交流協会を通じて、外国人市民との交流イベントを開催し、国際交流の推進

交流活動の情報を積極的に提供し、幅広い市民参加を促進していきます。

○ふれあい・いきいきサロンの設置と充実

- ・地域内の誰もが気軽に参加できる交流の場としての機能が高く、今後はさらに充実が求められます。
- ・複数の会場がある地区社協がある反面、未実施の地区もあり、全地区での実施をめざすとともに、会場を増やしていく必要があります。

○障害のある人との交流の促進

- ・障害のある人と実際にふれあう中で、市民が障害のある人に対する理解を深められるよう、障害者週間*などの機会を通じてイベントを開催します。
- ・市社協等で実施している地域でのふれあい事業の充実を促進し、こうした機会を積極的にPRしていきます。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）・行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○行事、イベントへ参加する ○市民同士の交流を促進する ○外国人市民と交流を持ち、お互いに理解する ○障害のある人との交流を持ち、お互いに理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが参加しやすい行事、イベントを開催する ○福祉施設と地域の交流を進める ○地域福祉活動における自治会館等の利用を活発にする ○サロンの充実 ○松戸市国際交流協会を通じて、外国人市民も参加しやすい行事、イベントの企画・開催 ○障害のある人との交流を進める

「ふれあい・いきいきサロン」について

地区社協のいきいきサロンは、憩いの場です。平成24年度3月末日現在で、13地区43会場で開催し、年間来場者は19,700人に上ります。笑顔あふれるサロンにぜひお越しください。





〔取り組み課題6〕 子ども・子育て支援

〔現状と課題〕

核家族化や少子化の進行、ひとり親家庭世帯の増加、価値観の多様化等により子どもを取り巻く環境の変化とともに、子育ての孤立感や負担感が増加し、児童虐待件数も増加しています。

本市でも、この間、全小学校に放課後児童クラブ*を設置するなど子ども・子育て支援の強化をしました。また、全ての子どもが自分らしい夢を持てるように、中高生と乳幼児のふれあい体験やこどもフォーラム、ゲット・ユア・ドリーム事業などを行っています。

地域には、学校以外にも子ども会や習い事、スポーツ少年団などの様々な活動があり、地域の人々が子どもに関わっていますが、地域活動に参加する子どもは減少しています。子どもを通じて人と人がつながることで地域のつながりが広まり、地域の活性化の推進が期待されます。

次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、そして育成される環境の整備を図るために、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「松戸市次世代育成支援行動計画*（後期計画）」を策定し、さらなる施策の充実を図り推進しています。

「中高生と乳幼児のふれあい体験事業」について



平成23年度より、親になる一歩手前の中高生が育児の予備体験を積めるよう、中高生と乳幼児のふれあい体験事業を実施しています。中高生が命の尊さを知ること、自分自身を大切にする心や自己肯定感を高め、将来的な虐待予防や子育て力（親力）の向上につなげることを目的としています。

生徒が普段見せないような笑顔で赤ちゃんと接するなど、学校からも好評であり、また参加した親子からも子育てのいい刺激になるなどの意見を頂き、評判がおやこDE広場等で広がった結果、多数の親子から申し込みいただけるようになりました。参加する全ての関係者にとってプラスになるこの事業は、今後もより多くの学校で広まっていくよう、推進していく予定です。

施策の方向性

○松戸市で安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現を目指す

「松戸市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（平成22年度～平成26年度）

- ① 子どもにとって安らげる家庭・家族であること
- ② 子どもから広がる地域づくり
- ③ 全ての子どもが自分らしい夢を持てるようになる
- ④ 全ての子どもが健やかに成長することができる

■子育てコーディネーターの配置

■地域放課後児童支援事業（放課後KIDSルーム*）の実施

■夜間小児急病センターの開設

○「子ども・子育て支援新制度」（平成27年度より予定）

- ① 幼稚園、保育所（園）、認定こども園等を通じた、すべての子どもに公平な「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」を目指します。
- ② 本市が責任を持って、保護者の方や地域の方と一緒に子育て支援を充実します。
- ③ 必要な支援を受けられるように、利用者をしっかりとサポートします。

それぞれの役割

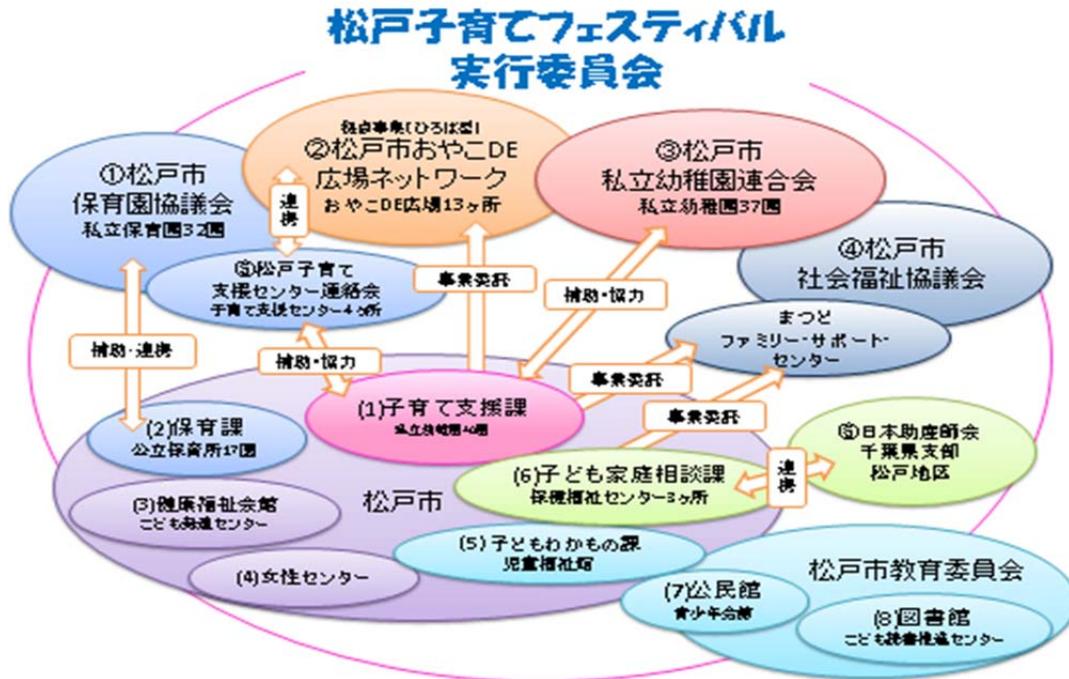
個人（自助）の役割	地域（共助）・行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○声かけを行う ○子どもや子育ての現状を理解する ○行政や地域で行われている子育て支援事業やサービスを知り、利用する 	<ul style="list-style-type: none"> ○「松戸市次世代育成支援行動計画」の推進 ○子ども・子育て支援事業、サービスの確かな提供主体となる。



（ゲット・ユア・ドリーム事業での様子）

「松戸子育てフェスティバル」について

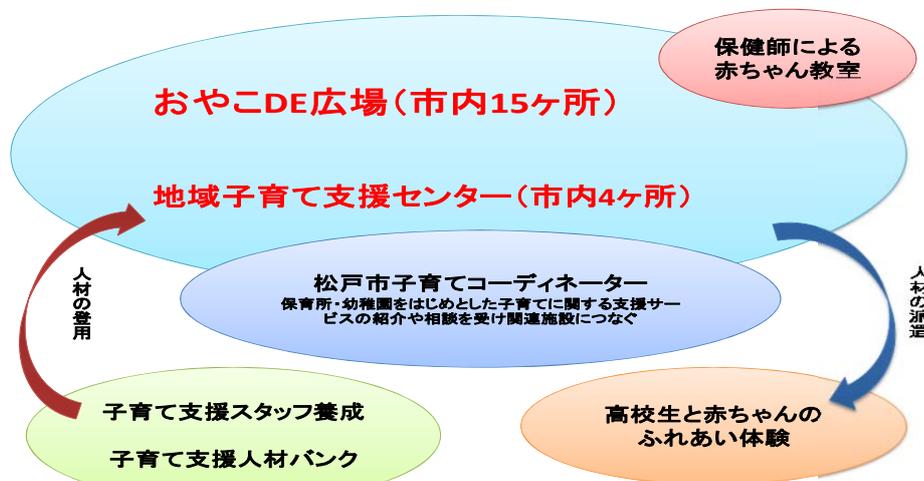
毎年開催する「松戸子育てフェスティバル」では、保育園、幼稚園、市社協、NPOや市内の子育て関係団体が一堂に集い、市内の子育て支援情報の提供、イベントを実施するとともに、子育てに関する専門職の総合相談をしています。



「おやこDE広場*」・「地域子育て支援センター*」について

乳幼児や保護者同士の交流や悩みを相談できる場である「おやこ DE 広場」「地域子育て支援センター」が、市内全域の様々な施設内に 19ヶ所設置されています。

地域の自治会、高齢者や小中高校との連携など、地域で子育て中の保護者を支えつなげる仕組みができ、子育て支援のネットワークが広がりを見せています。



第5章 福祉文化の創造

取り組み課題

- 1 心のバリアフリー
- 2 世代間交流
- 3 福祉教育の推進
- 4 ふるさとづくりの推進



〔取り組み課題1〕 心のバリアフリー

〔現状と課題〕

誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して地域で暮らすことができるような社会を実現するには、すべての人の個人の尊厳が大切にされ、誤解や偏見による心のバリアがなくなった、共に生きる社会づくりが不可欠になります。段差の解消、スロープやエレベーターの設置をはじめとする、施設や道路、駅などのバリアフリー*については、市内でも進められているところですが、すべての人が安心して快適に暮らせるまちをつくるには、一人ひとりの市民が思いやりやいたわりの気持ちを持ち、お互いを理解し尊重することが大切です。

平成17年度に策定された「松戸市交通バリアフリー基本構想*」に基づき、本市では、心のバリアフリー*の啓発の取り組みとして、平成18年度に啓発冊子「やさしさいっぱいみんなのまち」を発刊し、平成18年度から平成21年度にかけて市内小中学校等へ冊子の配布を行ってきました。平成22年度より、啓発冊子がホームページからダウンロード出来るようになりました。

第2次松戸市障害者計画*策定のための市民アンケート調査(平成23年12月)では、障害のある人に対する差別・偏見について、あると答えた人は減少してはいるものの、依然高い数値を示しています。また、障害者関係団体の懇談会においても、地域社会の人たちとの交流を通して、障害に対する理解を深めてもらう活動をしていることや、当事者が声をあげて周囲の人たちの理解を求める努力が必要であるとの意見が出されました。

心のバリアフリーの醸成に向けては、まちづくりや福祉、教育分野など様々な分野で、長期的、継続的に取り組む必要があります。

施策の方向性

○福祉教育の充実(学校) や新たな交流の場づくりを推進

心のバリア（障壁）が生まれる原因の一つに、日常的な交流の機会が少なく相互理解が深まっていないことが上げられます。福祉教育の充実や交流の場づくりを推進します。

○地域の行事やイベントの検証（全ての人に参加しやすいか、呼びかけがなされているか）

既に行われている地域の行事やイベントも、すべての人に参加しやすいような配慮、呼びかけがなされているのか、もう一度検証してみる必要があります。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○お互いを尊重する ○思いやりやいたわりの気持ちを持つ ○困っている人を見かけたら声をかける 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事、イベントの開催は、市民（高齢者、障害のある人、子ども等）が参加しやすいように配慮する ○学校等における福祉教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○ノーマライゼーション*の普及、推進



〔取り組み課題2〕 世代間交流

〔現状と課題〕

核家族化や少子化、高齢者世帯・高齢者単身世帯の増加に伴い、従来、家庭内や地域で行われていた高齢者と子どもの交流が減少してきています。高齢者においては、地域社会を担う機会が減少することにより、次第に孤立化、生きがい感の喪失へつながります。また、子どもたちにとっては、多世代との交流が減少することにより、多様な価値観やお互いの違いを知る、理解する機会が失われている状況にあります。

そのため、多世代との交流を通して、他人への思いやりの心、感謝の心を持つことの大切さを認識するために、意識的に世代を超えたふれあうきっかけを増やしていくことが必要です。

本市では、高齢者が保育所で子どもたちと交流をもったり、小中学校で地域の人材を講師に招いて授業を行うような取り組みが行われています。おやこDE広場*、地域子育て支援センター*では、高齢者による読み聞かせや折り紙などの交流、中高生との交流などが行われています。

また、地域住民の交流を深める機会と場を提供し、地域の活性化に取り組んだ事業の一つとして、平成24年度まで協働事業提案制度*を活用して実施した世代間交流の場・トキ塾事業があります。（平成25年度以降は、団体独自で実施）

このような世代間の交流の機会をどのように増やしていくか、また現在行われている交流を1度きりのイベントとしてではなく日常的な地域での交流につなげていくにはどうするかが課題となります。

施策の方向性

○元気高齢者が多世代と積極的に関わっていく施策を推進

はつらっクラブ(老人クラブ)、シニア交流センター、老人福祉センターそれぞれの有効活用に努めることが望めます。

高齢者が住みなれた地域において個性や能力を発揮し、生きがいを持って過ごすことができるような支援を充実させていきます。

○子どもとのふれあいを通じて人々がつながる多様なネットワークの構築を推進

子どもを通じて人と人がつながることで、地域のつながりが強まり、NPO*など地域に活動する組織が、連携して子どもたちの成長を見守り、子どもたちが伸び伸びと育つ地域社会の形成をめざします。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○交流行事に参加する ○自分の持つ知識、経験を交流事業に生かす 	<ul style="list-style-type: none"> ○交流の場を設定する ○学校は世代間交流の場、機会を提供する ○地域の子どもや高齢者に対する声かけを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○交流事業への参加促進のためのPRを支援する

(平成24年度実施協働事業提案制度より) 「世代間交流の場・トキ塾」について

親と子、孫の世代が手芸や工作などを通し交流しています。



※平成25年度以降は独自事業として実施しています。



〔取り組み課題3〕 福祉教育の推進

〔現状と課題〕

地域福祉を推進していくには、一人ひとりの市民が主体的にかかわり、担い手として参加していくことが重要になります。学校などでの福祉教育は、すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、社会生活の中でともに支え合い生きる喜びを感じることができるよう「ともに生きる力」を育むことを目標とした教育であり、子どもたちがふるさととなるまちを、福祉のこころに満ち溢れた心豊かな生活を営める社会にする担い手となるために、重要な役割を果たしています。

千葉県及び本市では市内の小・中・高等学校で、障害のある人や高齢者、保護者・地域住民とともにすすめる福祉教育に取り組んでいます。施設訪問やボランティア*体験、地域との交流活動など、さまざまな福祉教育を実施している学校があります。各学校で実施している福祉教育の実践については、その情報を横断的に交換できるような機会が少ないため、情報交換の機会をさらに充実させる必要があります。

市社協は、このような学校の取り組みを多方面から支援していますが、地域福祉の推進という点から、地域福祉活動とどのように結びつけるか、地域での活動にどのようにつなげていくかが今後の課題となります。そのためには学校と社会福祉協議会の一層の連携が求められます。

また、地域福祉活動への若年層の参加が少ないことから、福祉教育については、小・中・高等学校のみならず、大学等とも連携をとる必要があります。

本市では若者のボランティア*体験講座を実施し、若者にボランティア体験の機会を提供しています。

「高齢者疑似体験」について

高齢者疑似体験セットを着用し、視覚聴覚の支障、足腰の動かしにくさを体感します。「立ったままの姿勢はつかれるし大変。お年寄りにはバスや電車の席をゆずることが大切！」と思いやりの気持ちが芽生えます。



施策の方向性

○地域、学校、社会福祉協議会との連携を図り地域全体での福祉教育の推進

- ・地域の中で、児童生徒が世代間交流を通して社会の一員であることを学び感じられるように学校、地域、関係団体と協働した福祉教育活動を推進します。
- ・地区社協では、児童生徒との交流の機会を増やし、地域ぐるみで実践する福祉活動を推進します。

○福祉教育の機会を提供

- ・市社協では、高齢者や障害のある人の体の動きや機能が制限された状態を体験できる福祉用具を貸出し、体験学習を通して相手を思いやる心を育みます。
- ・市社協では、児童生徒を対象としたボランティア体験講座を実施し、支え合い助け合う仕組みの大切さを伝えていきます。
- ・市社協では、福祉体験学習をサポートするボランティア（福祉教育サポーター）を育成し、学校や地域での福祉教育実践活動を支援します。
- ・市社協では、若者向けのボランティア体験講座を実施し、若年層の参加を促進します。

○福祉教育に係る情報を提供

- ・市社協では、福祉教育に取り組む学校や地域活動者を対象とした「福祉教育関係者連絡会」を開催したり、助成金を交付することで福祉教育実践校の拡大を図ります。
- ・市社協では、学校における福祉教育活動実践プログラムの提案や実践例に係る情報を発信します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○学校の福祉教育の取り組みに協力する	○市社協は、全面的に協力、推進する ○学校の先生の研修の機会をつくる	○福祉教育の取り組みを支援する ○福祉教育の機会提供に協力する

推進
項目

〔取り組み課題4〕 ふるさとづくりの推進

〔現状と課題〕

地域の伝統文化・民俗芸能を継承していくことは、住んでいる地域を知り、理解を深め、人とのつながりを強める機会でもあります。また、このことを通して地域に誇りと愛着をもたらし、住んでいるまちを大切に思うことにつながります。

そのためには、人々が主体的に歴史と文化の共有・継承の地域活動に参加できる機会を増やし、生涯を通じてふれあえる、ふるさとづくりを推進していくことが必要と考えます。

地域では、歴史景観に配慮したまちづくりが求められているなか、町会・自治会などの単位で、あるいは神社や寺などを中心に、世代間交流やさまざまな芸術文化活動、伝承活動が行われています。

今後も団塊の世代*の地域回帰により市内の歴史的名所を探訪するニーズが増加し、また各個人の学習支援だけでなく、地域社会の基盤強化につながる地域全体の教育力の地域差を縮めることが、課題として挙げられます。

「戸定邸庭園」について

水戸徳川家第11代当主昭武(1853-1910)が明治17年(1884)に完成させた。小字名にちなんで戸定邸と呼ばれた。芝生を基調とする洋風を取り入れた庭(県名勝)と、伝統的な和風による家屋(国重文)を豊かな樹木が取り囲んでいる。関東平野、江戸川、富士山を望む高台にあって、明治時代の華族の生活を今に伝える名勝である。ここには皇太子時代の大正天皇や皇族、実兄の徳川慶喜などが訪れ、社交の場としても活用された。



隣接する戸定歴史館では昭武や慶喜の愛用品が展示されている。平成15年に皇后陛下が行啓になり、同21年には天皇皇后両陛下が戸定歴史館へ行幸啓になった。

施策の方向性

○芸術文化活動や民俗芸能の継承を支援

松戸の郷土芸能として、「松戸の万作踊り（県指定文化財）」や「松戸の獅子舞（市指定文化財）」などがあり、地元の人々により受け継がれています。
昔のあそびを子どもたちに教えるボランティアなども活動しています。
伝統を継承しつつ新たな文化を創造していくことが望まれます。

○地域の歴史文化遺産の保護と啓発

旧徳川家松戸戸定邸・萬満寺・本土寺の所蔵品など国指定文化財6件、浅間神社の極相林など県指定文化財6件、二十世紀梨誕生の地など市指定文化財38件があります。
文化財の基礎調査を進め、標識柱や案内板を整備し、市民自身が情報を収集し、調査などを進めていくことも大切です。
地域に愛着や誇りを認識する機会を増やしていく必要があります。

○新しい祭りや催しなどを「松戸の文化」として育成

住んでいる地域に興味・関心を持ち、地域の行事・活動に参加する人が増えることを期待します。

それぞれの役割

個人（自助）・地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○地域社会において共有し、継承していく ○新しい地域文化の創造 	<ul style="list-style-type: none"> ○啓発、育成、支援、保護に努める

第6章 計画の推進

- 1 推進体制の確立
- 2 地域資源の活用
- 3 財源の確保
- 4 計画の進捗管理

1 推進体制の確立

地域住民、事業者、行政の協働による地域福祉の推進

地域で活動している町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア*、NPO*、事業者などの様々な主体が行政と協働し、お互いの情報を提供し合い連携して取り組むことは地域福祉を推進していくにあたって重要なネットワークです。

地域住民の主体的な参加のもと地域の特徴や課題を認識し、一人ひとりが地域福祉の担い手として自ら解決していくことで参加と支え合いのまちへとつながります。

町会・自治会

地域活動を推進するために町会・自治会の存在は不可欠であり、「自分たちのまちを自分たちの手で良くしよう」と地域のそれぞれの課題の解決や地域住民の福祉の向上に努めています。

地域に住む人たちが支え合い・助け合いの関係を深め、より住みやすい地域づくりを推進していくためには、町会・自治会の取り組みや事業の目的を理解してもらうことが大切です。

民生委員・児童委員

生活上でさまざまな困難が生じたとき、地域の人たちの身近な相談相手として相談に応じ、福祉サービスなどの紹介や助言を行い、問題解決のために行政や関係機関とのパイプ役を努めています。

地域福祉の推進において地域福祉の重要な担い手であり、今後も積極的な役割が期待されています。

地区社会福祉協議会

地域住民に「地域福祉推進地区」である市内の15地区社協の活動が、地域の福祉活動の中心を担っているということを広く知ってもらい、地域福祉活動の運営に関わる人を増やしていくことが、地域福祉の推進につながります。

地域福祉を推進するという重要な役割を持つ地区社協のさらなる充実が期待されています。

15地区社会福祉協議会が「地域福祉推進地区」です

松戸市社会福祉協議会

地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置づけられています。地域福祉活動の推進・調整役として、地域住民に対し様々な事業や活動に参加するための援助等を行う中心的な役割を果たすことが期待されています。

松戸市社会福祉協議会は「地域福祉活動の推進・調整役」です

松戸市

地域福祉の推進を図るには、関係機関・団体等の役割を踏まえながら取り組みを支援し、相互に連携することが大切です。市が主体となり福祉施策を推進する際にも、庁内の関係各課との連携の強化を図り、横のつながりを意識した施策を推進することが必要となります。

また、本計画の実施状況の点検を行い、進捗状況を把握していきます。

地域における担い手の役割

	それぞれの役割・取り組み
個人・家庭	あいさつ、見守り、思いやり・いたわりの気持ち、活動に参加、知恵や経験を地域と共有 他
町会・自治会、市政協力委員	話し合い、見守り、環境美化、防災、防犯、イベント、地域の課題を発見 他
地域における各種団体 (ボランティア団体、NPO など)	各種団体による様々な地域福祉活動 各種団体との連携、地域の課題を共有 市・地区社会福祉協議会への参加
社会福祉法人*・ 福祉関連民間事業者	専門機能を生かした地域での福祉活動の展開 各種団体や地域住民と連携
民生委員・児童委員	各種団体や地域住民と連携した福祉活動の展開 福祉サービスの情報提供や生活相談・助言
地区社会福祉協議会	地域福祉活動の実践、ふれあい・いきいきサロン、 ふれあい会食会、見守りネットワーク活動、防災、 防犯、子育て支援活動 他
松戸市社会福祉協議会	地域福祉活動の推進・調整役 社会福祉事業の企画・実施、参加への支援
全市的な各種団体 (商工会議所、医師会、歯科医師会、 薬剤師会など)	それぞれができる福祉活動の整理 各種団体との連携
国・県の行政機関	関係機関との連携
松戸市	松戸市地域福祉計画の推進・調整役 市社協・地区社協の活動を支援 活動計画との整合、各種団体の支援

2 地域資源の活用

地域福祉推進地区では高齢者、障害のある人、子育てなどの支援を行う各種NPO法人があり、また地域福祉活動を推進する制度ボランティア*として民生委員・児童委員、健康推進員などが配置されています。地域にどれくらいの人的資源・物的資源があるのかを市民一人ひとりが把握し、地域貢献の認識を持ってもらうことが必要です。また、次項にみるように、地域には様々なマンパワーがあります。これらを有効に活用することが大事です。

☞ 地域福祉推進地区別の主な資源一覧については、104～107ページに掲載しています。

地域福祉活動の拠点確保の推進

地域福祉活動を推進する上で、拠点となる場所を確保することが不可欠です。地域の住民が集える場を確保することで、住民同士の交流を深め合うことができ、情報共有がしやすくなります。また、ふれあい・いきいきサロンや会食会などの具体的な地域の活動に着手しやすくなり、地域福祉活動を継続的に取り組むことが出来ます。

松戸市では、地域福祉活動の中心となる地区社協の事務所を公共施設に拠点として確保しています。また、地区社協で開催する、ふれあい・いきいきサロンや会食会等においても地域福祉活動の場として提供し支援しています。町会・自治会等の集会所においては、新規の建設や増築への補助による支援を行い、平成25年3月末現在では市内に152ヶ所の集会所が設置されています。集会所では、事務所としての機能を果たすことがより重要となります。その他、地域のさまざまな資源を活用して、地域福祉活動の拠点の整備、地域での交流・ふれあいの場づくりへの支援を推進します。

地域福祉推進地区別の主な資源一覧（その1）

		本庁	明第1	明第2東	明第2西	矢切	東部	馬橋	
人口	人口	23,967	54,224	25,770	29,652	18,808	43,673	38,094	
	14歳以下	2,906	6,874	3,185	3,803	2,294	7,525	4,968	
	割合	12.1%	12.7%	12.4%	12.8%	12.2%	17.2%	13.0%	
	15歳～64歳	16,662	36,550	17,620	18,702	11,798	28,103	25,183	
	割合	69.5%	67.4%	68.4%	63.1%	62.7%	64.3%	66.1%	
	65歳以上	4,399	10,800	4,965	7,147	4,716	8,045	7,973	
	割合（高齢化率）	18.4%	19.9%	19.3%	24.1%	25.1%	18.4%	20.9%	
人的資源	市政協力委員	男	38	44	11	16	21	15	23
		女	5	4	1	2	1	2	1
	民生委員・児童委員	男	8	14	10	8	5	11	6
		女	27	46	20	24	23	20	31
	健康推進員	男							
		女	11	21	10	14	10	12	20
	食生活改善推進員	男							
		女	1	4	1	2	1	1	2
	クリンクル推進員	男	1	2			4	2	3
		女	1	2		3		2	1
	防犯指導員	男	35	107	54	59	35	52	99
		女	5	4	3	3	1		2
	青少年相談員	男	6	19	4	7	11	18	14
		女	8	10	1		2	3	5
子ども会		7	23	3	7	5	5	6	
老人クラブ		14	23	12	16	11	14	17	
ボランティア団体(協議会加盟)		2	3	2	2	3	2		
NPO法人		9	15	6	6	11	8	8	
物的施設等	警察署と交番	松戸署+1	2	1	1	2	1	東署+1	
	消防署		局+1		1		2	1	
	ゴミ・尿処理施設						2		
	町会・自治会館		9	16	6	4	8	13	
	市役所・支所			市役所		1	1	1	
	市民センター			1	1		2	2	
	公園緑地		15	40	22	16	25	54	
	郵便局	集配所+1		6	1	1	2	3	
	JRの駅		1		1			1	
	私鉄の駅		1	2	1		1	3	
	病院				2	2		3	
医療関係	診療所		25	27	14	7	11	15	
	歯科診療所		23	30	14	4	12	13	
		本庁	明第1	明第2東	明第2西	矢切	東部	馬橋	

※使用している数字は、平成24年に調べたもので、地域の資源としての目安です。

※地域福祉推進地区の地区名は、地区社会福祉協議会の地区名を参考にしています。

※市政協力委員、町会・自治会館の数字については、町会境ではなく字境で設定しています。

(人口：平成25年3月31日現在の住民基本台帳)

		常盤平	五香松飛台	六実六高台	常盤平団地	小金	小金原	新松戸	馬橋西
人口		53,331	34,788	25,021	8,266	42,667	28,459	36,910	22,246
14歳以下		6,885	4,597	3,338	525	5,325	3,501	3,788	2,655
割合		12.9%	13.2%	13.3%	6.4%	12.5%	12.3%	10.3%	11.9%
15歳～64歳		34,039	21,761	16,671	4,497	28,087	16,714	25,353	14,699
割合		63.8%	62.6%	66.6%	54.4%	65.8%	58.7%	68.7%	66.1%
		12,407	8,430	5,012	3,244	9,255	8,244	7,769	4,892
割合(高齢化率)		23.3%	24.2%	20.0%	39.2%	21.7%	29.0%	21.0%	22.0%
市政協力委員	男	32	23	19	6	34	29	27	20
	女	2	8	2	9	2	6	1	2
民生委員・児童委員	男	18	14	4	6	11	10	12	6
	女	41	22	24	12	33	15	23	16
健康推進員	男								
	女	25	14	10	3	22	16	18	12
食生活改善推進員	男								
	女	7	2	1		6		2	
クリンクル推進員	男	3	2	2	2	3	4		1
	女	1			4	1		2	1
防犯指導員	男	35	91	94	9	123	47	63	49
	女	5	1	4	1	5	3	5	1
青少年相談員	男	14	10	10		12	13	15	3
	女	5	3	4		15	4	3	1
子ども会		15	6	7	2	20	5	13	6
老人クラブ		22	14	14	1	20	17	13	12
ボランティア団体(協議会加盟)		2	1		1	2	3	1	
NPO法人		21	9	3	1	7	9	20	4
警察署と交番		2	2	1		1	1	1	1
消防署			1	1		2			1
ゴミ・し尿処理施設			2	1					
町会・自治会館		13	5	9	1	9	11	26	11
市役所・支所		1		1		1	1	1	
市民センター		2	2	1		2	1	1	1
公園緑地		38	29	19		38	24	27	10
郵便局		7	集配局+2	2		2	集配局+2	3	2
JRの駅		1				1			
私鉄の駅		3	1	1		1		1	
病院		3	2			2	1	1	1
診療所		45	11	7		16	16	28	13
歯科診療所		42	16	7		24	11	30	11
		常盤平	五香松飛台	六実六高台	常盤平団地	小金	小金原	新松戸	馬橋西

地域福祉推進地区別の主な資源一覧（その2）

		本庁	明第1	明第2東	明第2西	矢切	東部	馬橋
こども関係	保育所	3	6	2	3	2	5	2
	幼稚園	1	5	3	1	2	4	2
	小学校	2	5	2	1	2	6	3
	中学校	1	1	1	1		4	1
	高等学校			1			4	1
	養護学校							
	大学	1	1		1			
	児童館		1					
	おやこDE広場	3	1	2			1	1
	児童養護施設							
	こども発達センター							
	地域子育て支援センター		1				1	
	病後児保育室			1				
高齢者・介護関係	地域包括支援センター		1					
	在宅介護支援センター	1	1		1	1	1	
	居宅介護支援事業所	5	11	4	5	3	8	5
	特別養護老人ホーム				1	1	5	1
	介護老人保健施設						2	
	介護療養型医療施設							
	訪問介護事業所	8	9	10	4	2	8	6
	訪問入浴介護事業所	2	1					
	訪問リハビリ事業所						1	1
	訪問看護事業所	1	2	1		1	1	1
	通所介護施設(デイサービス)	1	10	4	8	5	9	10
	通所リハビリ事業所						5	1
	短期入所生活介護事業所(ショートステイ)				1		6	1
	小規模多機能型居宅介護事業所		1			1		1
	認知症対応型通所介護事業所							
	グループホーム事業所	2	2	1	2	2	3	1
	夜間対応型訪問介護施設				1			
	特定施設入所者生活介護	1		1	1		5	2
	障害者関係	施設入所支援事業所						
知的障害者生活ホーム			2			2		
知的障害者福祉ホーム							1	
ケアホーム・グループホーム			1	1				2
生活介護事業所								1
就労継続支援B型事業所		1				1		
就労移行支援事業所		1						
地域活動支援センターⅠ型								
地域活動支援センターⅡ型								
地域活動支援センターⅢ型		2	3	1		1	1	2
指定特定相談支援事業所		1						
		本庁	明第1	明第2東	明第2西	矢切	東部	馬橋

※ 介護・障害関係の事業者情報はそれぞれ担当課からの情報提供のものです。

※ 使用している数字は、平成24年に調べたもので、地域の資源としての目安です。

※ 平成25年10月より地域包括支援センター*は3ヶ所から11ヶ所に増設いたします。

	常盤平・常盤平団地	五香松飛台	六美六高台	小金	小金原	新松戸	馬橋西
保育所	6	1	3	2	5	5	4
幼稚園	8	3	1	3	3	2	2
小学校	6	3	3	3	3	2	1
中学校	3	2	1	2	2	1	2
高等学校		1	1			1	1
養護学校	1				1		
大学						1	
児童館	1				1		
おやこDE広場	1	1		1	2	1	1
児童養護施設					1		
こども発達センター		1					
地域子育て支援センター	1		1				
病後児保育室						1	
地域包括支援センター		1		1			
在宅介護支援センター	1		1	1	1	1	1
居宅介護支援事業所	26	7	6	8	7	8	5
特別養護老人ホーム	3	1	1	2	2		1
介護老人保健施設	1	4		1	1		1
介護療養型医療施設				1			
訪問介護事業所	27	3	5	9	7	5	5
訪問入浴介護事業所	3						1
訪問リハビリ事業所	1					1	
訪問看護事業所	3			2	2	3	1
通所介護施設(デイサービス)	24	9	7	9	6	4	4
通所リハビリ事業所	1	3		2	2		2
短期入所生活介護事業所(ショートステイ)	4	2	1		1	1	1
小規模多機能型居宅介護事業所	1		1		1	1	
認知症対応型通所介護事業所			1			1	
グループホーム事業所	5	1	2	3	1	2	3
夜間対応型訪問介護施設							
特定施設入所者生活介護	4	5	1	1	2		1
施設入所支援事業所		1	1				
知的障害者生活ホーム	1	1					
知的障害者福祉ホーム							
ケアホーム・グループホーム		4	3	2			1
生活介護事業所	4	3	1	2	1		
就労継続支援B型事業所	3	1					
就労移行支援事業所							
地域活動支援センターⅠ型						1	
地域活動支援センターⅡ型		1					
地域活動支援センターⅢ型	8				1		2
指定特定相談支援事業所	1	1	1			1	
	常盤平・常盤平団地	五香松飛台	六美六高台	小金	小金原	新松戸	馬橋西

※ 「松戸市高齢者保健福祉計画・松戸市介護保険事業計画*」において、施設整備では「常盤平地区」と「常盤平団地地区」を一体的に扱うこととしているため、資源一覧(その2)の物的資源については、「常盤平地区」と「常盤平団地地区」を一つに掲載しています。

※ 地域福祉推進地区の地区名は、地区社会福祉協議会の地区名を参考にしています。

3 財源の確保

地域福祉の財源を確保することにより、それぞれの地域のニーズに合った取り組みが行われます。その活動は、新たな人とのつながり、また人と人との関係を強くします。行政が取り組む福祉活動には公的資金が充てられますが、地域の方たちが自主的に取り組む福祉活動の資金は福祉の基金や共同募金などの配分金、また住民自ら資金を確保することとなっています。

《 地域福祉活動の財源 》

- (1) 公的資金の確保
- (2) 福祉の基金や共同募金などの公共的資金の確保
- (3) 自主財源の確保

上記の方法から、町会・自治会やボランティア団体、NPOなどが地域活動を行っていくために必要な資金を継続的に確保する具体的な仕組みが必要となります。

(1) 公的資金の確保

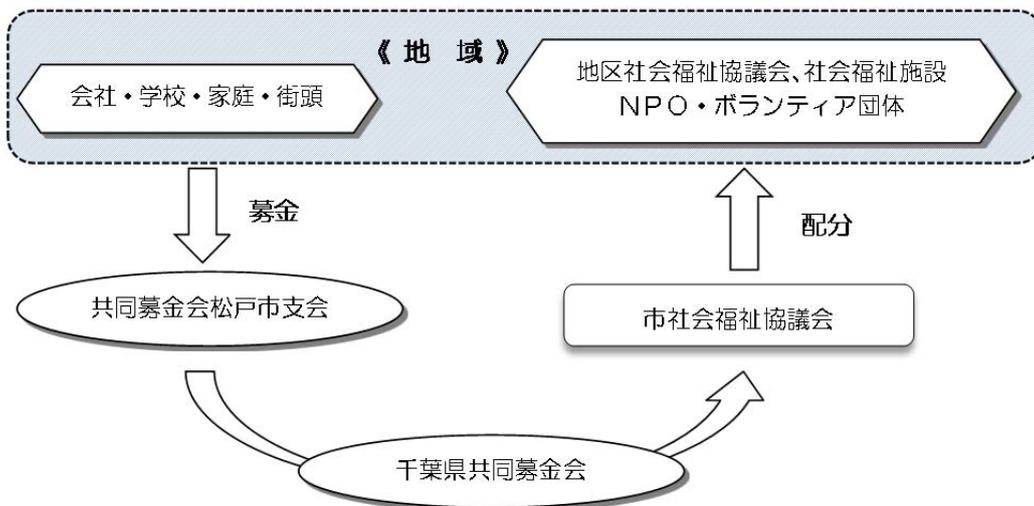
地域福祉を推進する団体に安定した財源を確保するため、情報を提供しています。今後、ホームページ等で市民へ情報が伝わるよう研究していきます。

☞ 参考資料「平成25年度千葉県NPO・ボランティア関連事業一覧表(抜粋)」については、資料編161ページに掲載しています。

(2) 福祉の基金や共同募金などの公共的資金の確保

赤い羽根などの共同募金は社会福祉事業を目的とした地区社協やボランティア団体などの活動支援に充てられ、市内の地域福祉活動などの財源となっています。共同募金への協力には、募金の使途について住民に対する各事業の周知・理解を図ることが必要です。

共同募金の流れ



主な活用使途



(会食会での様子)

- 市内15地区社協に助成
- 民間保育園・民生委員児童委員協議会に活動費の一部を助成
- 老人クラブ連合会に活動費の一部を助成
- ボランティア活動の普及・推進に活用
- 交通安全のための団体の活動に助成
- 福祉教育推進のために活動した学校に助成

(3) 自主財源の確保

地域福祉活動を行うにあたって、事業費・運営費などを前述の共同募金などで充てることも考えられますが、継続的に資金を確保するためには、バザーや寄付金によって自主財源を確保する方法が考えられます。募金や寄付などは身近な社会貢献の手段であるということを一人ひとりに認識してもらうことも必要です。

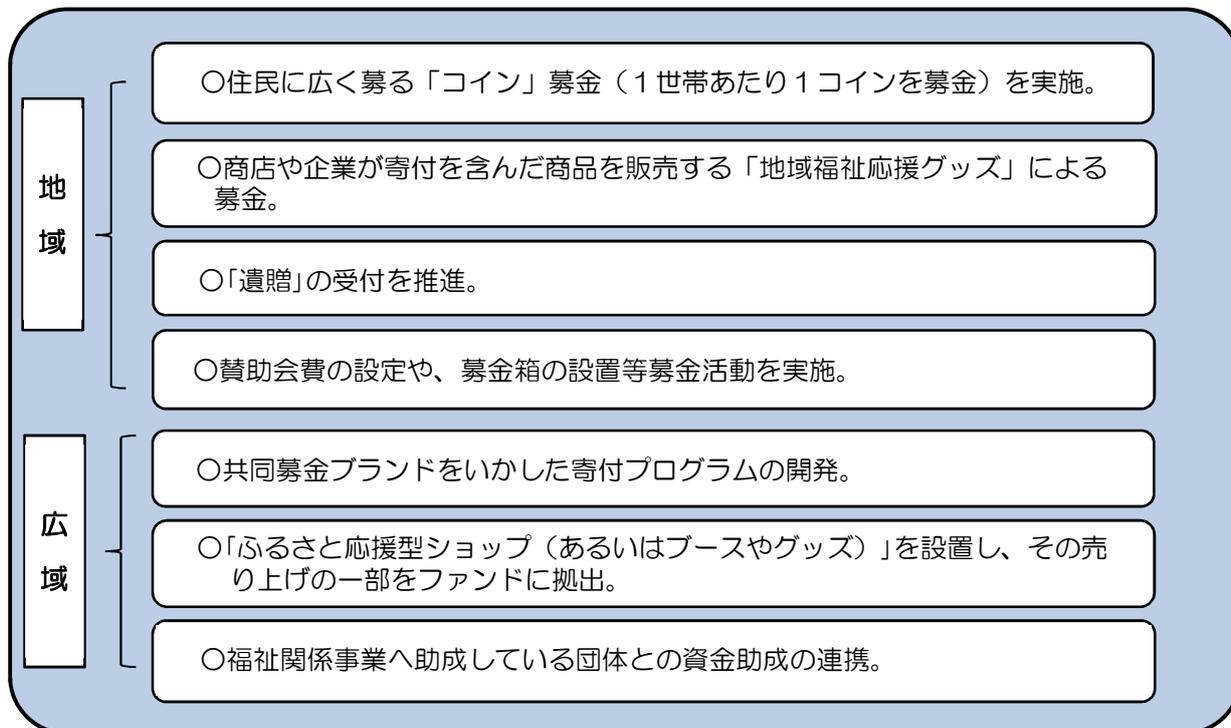
主な自主財源の確保

○団体構成委員の会費 ○寄付金の活用 ○バザーでの収益金

○その他

- ・回収したペットボトルをリサイクル業者に引き取ってもらい、その得た資金を福祉事業の資金で活用する
- ・サロン活動等で参加者からコーヒー1杯〇円を徴収し、事業費・運営費に充てる
- ・イベント時に飲食物や物品の販売を行い、事業収益金として活用する
- ・団体が開催するシンポジウムなどのイベントに企業からの提供資金を活用する

「安心生活創造事業」での自主財源確保の取り組みの例



※厚生労働省より

4 計画の進捗管理

計画は策定するだけでなく、その推進及び進捗管理が重要です。計画の推進の情報集約は推進委員会が担うこととします。

進捗管理では、重点項目と推進項目を含め、定期的に関連事業・取り組みを実施している関係部署に進捗状況、課題、今後の方向性について把握し、推進委員会で報告し計画の推進に努めます。

なお、次期の地域福祉計画は、社会動向の変化や計画の市民アンケート調査の実施、進捗状況に対応して、計画の見直しをしていきます。

第7章 今後の計画の推進のために ～これまでの活動事例～

- 1 地域での支え合い活動の取り組み
 - (1) 常盤平西窪町会
 - (2) コミュニティ五番街
 - (3) 根本連合町会
- 2 高齢者支援連絡会の取り組み
- 3 地域支え合い体制づくり事業の取り組み

地域での支え合い活動の取り組み

[常盤平西窪町会、コミュニティ五番街、根本連合町会]

平成23年度に本市で実施した「地域支え合い体制づくり事業」の中から、重点項目である「地域での支え合い活動の推進」に関連し、見守り・声かけ活動、サロン等の交流・居場所づくり、防災対策等に取り組んだ町会・自治会、また、計画見直し専門部会で意見が出された集合住宅における見守り活動について、委員から推薦があった自治会の取り組みを紹介します。

1 防犯・防災マップづくりと見守りネットワークの構築 /常盤平西窪町会

👉 住民の協力を得て防犯防災マップを作成
(井戸や危険・防犯注意箇所、生活に活用できる情報を含むマップ)

1. 活動の経緯

3. 11の大震災により、改めて家族の絆・地域の絆、そして助け合い・支え合いの大切さを知りました。町会内に、事件・事故が起きた時防火防災リーダーの組織作りと、高齢者・障害のある人・子ども達の支援、見守りのための住所録・家族構成の名簿発刊とマップ作り、また組織の受け皿として、「まちづくり委員会」を立ち上げました。

2. 活動の内容

- アンケート
- 1 回目：挨拶とコミュニケーションの取り方について
 - 2 回目：趣味・特技・自慢できるものなどの調査について
 - 3 回目：マップと名簿発刊の作成について

⇒町会でのアンケートにより、マップ作りと名簿発刊が決定。平成23年9月より制作開始。

○防犯・防災マップ

「災害時の避難場所・貯水槽・井戸のある家・公園・病院一災害用伝言ダイヤル・地震の心得10ヶ条」

○あかね会（高齢者）・子供会用マップ

「年間行事・活動内容・名称・病院に番号を付けてピンポイントに表示」

○名簿発刊

「名前・住所・家族構成・町会行事、規約・10大ニュース・写真構成・イラスト・設計」

「ふれあい情報箱の設置」 「インターネット作成・内容構成」 (防犯・防災マップ)



3. 今後の方向性

高齢者の見守りと子育て支援・認知症、引きこもり支援などの、ふれあいチーム作り、今後の継続事業として、まちづくり委員会（資金300,000-）を継続して、支援体制とチームづくりをしていきます。

ネットワークの内容を研究しながらつづけて行き、当町会だけでなく、近隣町会との連携を図り、分かりやすいものを作っていきます。

2 集合住宅(新松戸)における高齢者支援の取り組み

/コミュニティ五番街

☞ 『顔の見える関係づくり(喫茶やイベント)』『ゴミ出し支援』『声かけ』

1. コミュニティ五番街の概況

設立後33年、808世帯、住民約2,000人のマンション。管理組合と自治会の機能を併せ持つ「コミュニティ五番街」。子ども会、シルバー(高齢者)クラブ、ふれあいのわセンターのほか、スポーツ、趣味、同好会の24のクラブ・サークルがある。また、夏の納涼祭、年末の餅つき大会、地域の新松戸まつり、近隣町内会(七五西交流会)との合同企画では、敬老会、音楽祭、文化祭など、理事会の積極的な支援のもとに活動が盛んで、それぞれ10年、20年、30年の実績を重ねている。広報誌の月次発行、ホームページの10前からの実施など、住民への情報交換にも力を入れている。けやきの街路樹を中心に緑あふれる住環境にも恵まれている。

2. 活動の内容

(1) サロン活動

平成13年以来高齢者支援の必要を感じ、マンションの集会所を利用してのサロン活動を月2回「憩いの場」「喫茶花水木」として開催、それぞれ100回を超える10年来の実績を持つ。運営主体は約50名の住民ボランティアが交代で、来客数は月当たり延べ約130名。

(「喫茶花水木」の様子)



(2) 生活支援活動

①ゴミ出し 平成23年から希望高齢者のゴミ出しを実施、年間延べ約400件、約70名のボランティアが交代で分担。②声かけ安否確認 平成24年から希望単身者に対し、電話による「お元気確認」を行っている。③平成25年からボランティアにより居宅を訪問しての「お話相手」を実施している。

3. 今後の方向性

住民全般に対する高齢者対応のイベント実施、情報提供から進んで、個々の高齢者への対応が必要になってきている。行政、介護保険、別居している家族と、高齢者を取り巻く環境の中で、同じマンションに住む隣人として、その隙間を埋めていく活動は何かを模索している。多様な生活スタイルを持っている住民個人を尊重して、個人情報の確保に留意しながら、隣人としての適切な支援として何が出来るか、高齢者個人の意向は何かを考え、活動したい。

(五番街ふれあいのわネットワーク委員会)

3 中高齢者コミュニティづくり ～中高齢者が集う「天満宮談話室」を開設～ /根本連合町会

👉 中高齢者が集う拠点を整備しサロンを毎日オープン
(出前講座、健康体操、地域の子どもたちとの交流、趣味の発表の場など)

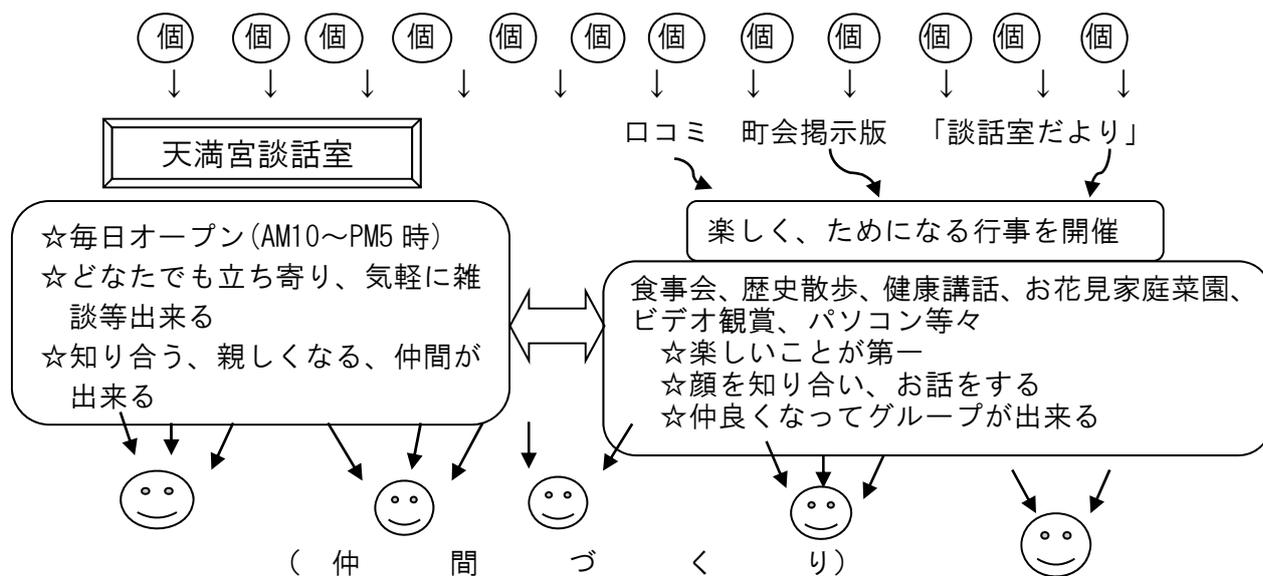
1. 経緯とねらい

災害等を考えると、町会活動は、最終的には、町会内の人の交流と一体感醸成が最重要課題。そのため、自由に交流できる「場」として、根本天満宮内に「天満宮談話室」を開設した。

その狙いは、

1. 楽しく、元気でいてほしい。
2. 人と知り合い、気の合う仲間を作ってほしい。
3. 知って得する生活の知恵を学んでほしい。

2. 活動概況



【スタッフの心構え】

1. 上から目線はダメ。どんな方でも自分の人生に誇りがある。相手の立場で話す。
2. 押し付けない。無理をしない。時期を待つ。(息の長い事業であるという認識)
3. 気分と自発性を大切にする。前向きな意見は取り入れて実現する。

《活動実績》

- ☆ この一年、何とか、毎日、オープンすることが出来た。
- ☆ 行事は、月一回の食事を含め、概ね2回～3回/月
- ☆ 談話室立ち寄り人数は、約200人/月(スタッフを含む)

3. 今後の課題

1. 会員を増やす(収支の改善にもなる)。各町会長からの更なる協力が不可欠。
2. 少しずつ、企画を充実させ、仲間づくり(グループ)を一層進める。

高齢者支援連絡会の取り組み

地区社会福祉協議会ごとに設置している高齢者支援連絡会は、第1次計画時(18年3月策定)の5地区から現在では9地区に設置地区を拡大し、高齢者のみの世帯や、一人暮らしの高齢者等への見守り・声かけ等の活動に取り組んでいます。

【設置地区】

- | | |
|------------|-----------|
| 1. 五香松飛台地区 | 6. 小金原地区 |
| 2. 六実六高台地区 | 7. 新松戸地区 |
| 3. 常盤平団地地区 | 8. 明第2西地区 |
| 4. 常盤平地区 | 9. 小金地区 |
| 5. 東部地区 | |

高齢者支援連絡会

事務局 高齢者支援課

1. 目的

高齢者支援連絡会の目的は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発069001号）に定める目的¹⁾に則り、地域に暮らす高齢者の見守り等の活動を通じて、高齢者の安心安全な生活を支援することです。現在市内9地区で活動をしています。

¹⁾地域支援事業は、満65歳以上の被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものです。

2. 具体的な取り組み

高齢者支援連絡会は、目的を達成するために、地区在宅介護支援センター・地区社会福祉協議会等の地域の社会資源との連携を図りながら、高齢者の見守りを実施します。

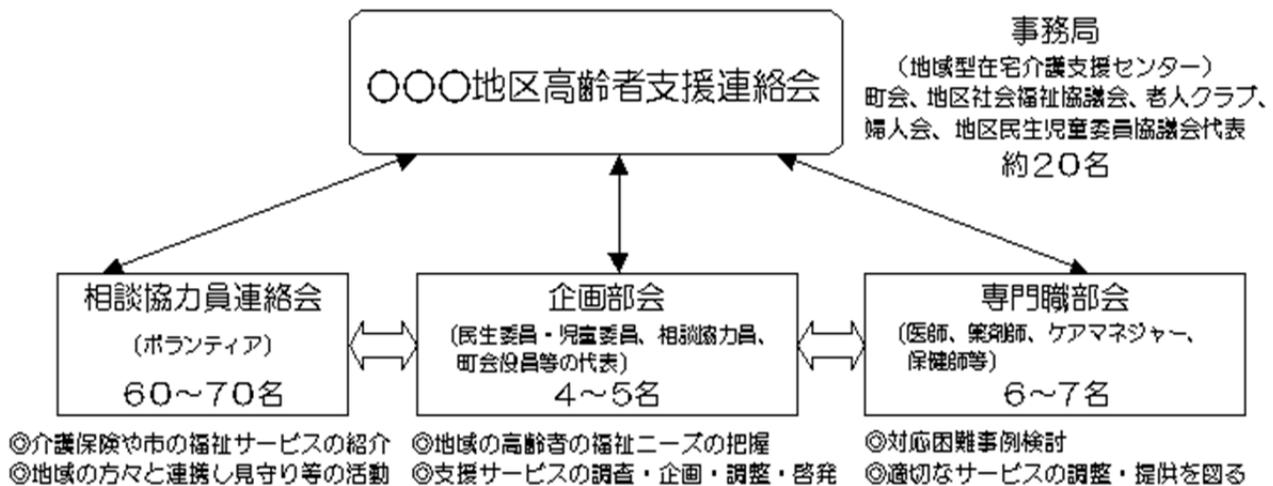
また見守り活動の他に、生活情報の提供、相談場所の案内等、地域の実情に応じて高齢者支援に資する活動を実施します。

例) 相談協力員による高齢者見守り活動、地域でのPR活動、地域のネットワーク作り、地域資源マップの作成、研修会等、地域の実情に合わせて、活動を行っています。

3. 連携体制

下の図は、高齢者支援連絡会の仕組みを表す一例ですが、それぞれの地区の福祉、医療等の各団体、機関から選出された委員で構成されるため、地区によって構成員や仕組みが異なる場合があります。

高齢者支援連絡会の仕組み（一例）



4. 今後の方向性

平成23年度9地区で高齢者支援連絡会が設置されボランティアによる見守り・声かけ等の活動が行われています。残る地区への働きかけを行いつつ高齢者支援連絡会の必要性について検討していきます。

五香松飛台地区高齢者支援連絡会

1. 設立までの経過

平成13年度「松戸市高齢者ケア会議」の計画に基づき、地域高齢者支援事業のモデル事業として五香六実地区が実施することになり、五香地区高齢者支援連絡会が設立された。

五香六実地区は、昭和40年（1965年）頃から宅地開発が進み人口が急増した地域で、今日では高齢化が進み高齢化率が30%を超える地域も出現しており、地域で高齢者の自立生活を支援する体制づくりが重要な課題になっている。

平成23年4月、五香六実地区高齢者支援連絡会は地域の実情を鑑み、地域に密着したきめ細かな活動が行えるよう、五香松飛台地区高齢者支援連絡会と六実六高台地区高齢者支援相談委員会とに分割し、それぞれ地域の特性に合った活動を展開することとなった。

当高齢者支援連絡会は、地域の町会・自治会と民生委員と連携し、高齢者が安心して暮らせる健全な地域社会づくりを目指して活動を展開することとしている。

2. 現在の活動(各部会の活動)

- <相談> 個々の相談に対応し、行政、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等と連携し、問題解決のため支援を行う。
- <見守り> 地域の高齢者とその家族の実状を把握することに努め、見守り、声かけ活動を行う。
- <情報収集> 定例会、地域の集会・行事、研修会、施設見学会などに参加し、地域の情報を把握する。
- <環境整備> (広報)会報の発行、相談協力員だより、講演会・行事案内チラシ等の配布、声かけ活動など、高齢者とのふれ合いの機会を増やす。地区社協主催の「ふれあい広場」などに参加協力し、地域のネットワークを広げる。
- <会議> ・評議員会：年2回（5月、10月）開催
・定例会：隔月（奇数月・第4木曜）開催
・運営委員会：隔月（奇数月・第4木曜）開催
・班長・副班長会議：隔月・定例会終了後開催
・研修会・見学会：研修会は定例会時に実施。施設見学会は年1回実施

3. 課題や問題点

地域の町会・自治会と民生委員と連携を強め地域の高齢者の自立生活とその家族等を支援するシステムを構築する。町会・自治会、民生委員および高支連相談協力員と地域の高齢者の情報を共有し具体的な支援体制を検討する。



4. 今後の方向性

町会・自治会、民生委員、高支連相談協力員の三者の連携を強め、地域高齢者の支援体制を構築する。

六実六高台地区高齢者支援相談員会

※平成23年度より六実六高台地区は「高齢者支援相談員会」という名称に変更しました。

1. 設立までの経過

平成13年度、「松戸市高齢者ケア会議」討議の結果、五香六実地区において松戸市のモデル事業として実施。

五香六実地区は昭和40年(1965年)頃から宅地開発が進み人口が急増した地域で、今日では高齢化が進み高齢化率が30%をこえる地域も出現し、地域で高齢者の自立生活を支援する体制づくりが重要な課題になってきた。

その後平成23年より、きめ細かく地域に密接した活動が出来るよう、五香松飛台地区とわかれ、六実六高台地区高齢者支援相談員会は、この地域の高齢者の自立生活とその家族等を支援するシステムを作り、高齢者が安心して暮せる健全な地域社会づくりを推進することを目的として設立された。

2. 現在の活動(各部会の活動)

- <相談> 個々の相談に対応する。
- <見守り> 必要な家族の把握に努め、見守り、声かけ等をする。
- <情報収集> 相談員会、研修会、施設の見学会などに参加する。
- <環境の整備> (広報)新聞の発行、パンフレットの配布、ステッカーの貼り付け。高齢者とのふれ合いの機会を増やす。



- <会 議> 総会…5月 役員会…4月、10月
企画会・運営委員会(班長)…毎月第4月曜日
相談員会・研修会・会議・情報交換…5月・7月・9月・11月・
1月・3月(年6回開催)特に力を入れているのが、公開講座。

3. 課題や問題点

- ・町会や民生とのつながりをより強くする。
- ・町会により活動体制に濃淡があり、徐々にでも引き上げてゆきたい。
- ・町会により支援相談員の増員を図りたい。

4. 今後の方向性

今まで通り、公開講座で地域の方に情報提供を行い、相談員の研鑽に努め、きめ細かな見守りに努めたい。

常盤平団地地区高齢者支援連絡会

1. 設立までの経過

常盤平団地地区社会福祉協議会を作って17年、同団地地区社会福祉協議会の中に高齢者支援事業を立ち上げて10年が経過している。

2. 現在の活動(各部会の活動)

組織上は2つの組織を運営するなど団地地区社会福祉協議会の事業をもって高齢者事業を推進してきた。屋上屋を架すことになるということで、屋上屋を避けて団地社協の事業活動をもって高齢者事業を推進してきた。



3. 課題や問題点

高齢者支援事業を意識して推進したのが孤独死問題の取り組みである。そして孤独死ゼロ作戦に取り組むことにより、見守り活動、いきいきサロン事業、安否確認の活動についても深みを増すとともに、地域ぐるみでその一環として電話相談を毎日受け個別対応ができたこと、その他各分野、機関、企業と連携ができたこと、高齢者孤独死予防の活動を展開できたことが成果と言える。

4. 今後の方向性

高齢化率が上昇している現実をふまえて孤独死対策も含め「終活フェア」を開催するなど、「死」や「終活」テーマをタブー視することなく、積極的に地域福祉の視点に立って取り組み先進的な成果を上げていく。基本的な視点としては、閣議決定の高齢者対策大綱をふまえ地域で努力をしたい。

常盤平地区高齢者支援連絡会

1. 設立までの経過

常盤平地区高齢者支援連絡会は、平成16年1月に発足、平成16年10月から個別活動を開始し、発足当初は、高齢者支援連絡会委員自身が活動の理解を深めることを目的に取り組んできた。

2. 現在の活動(各部会の活動)

(1) 相談協力員の主な活動について

自主的な企画運営を行うための運営委員や連絡会を開催、研修会【公開講座・全体交流会】を実施して、地域住民に開かれた学びあいの場を提供している。

また、広報活動として、町会回覧や掲示板を通し、相談協力員の募集や研修会【公開講座】の実施について地域に周知・通信の定期発行。(全戸配布)

そのほか、地域活動として、町会・自治会活動、地域の催事及び社会福祉協議会等の活動に参加、地域高齢者の見守り・声かけを行う等さまざまな活動をしている。



(2) 専門部会の主な活動について

主に地域の高齢者に関連した相談や問題を取り上げ、解決策を検討している。また、事例検討の内容を通じた福祉に関する制度や知識を高齢者支援連絡会通信「知っ得と便利帳」へ掲載し、地域住民への周知をしている。

3. 課題や問題点

常盤平地区では、相談協力員、市政協力委員、民生委員・児童委員、専門職、行政とのネットワーク、連携・協力体制及び情報共有のさらなる強化が課題として、高齢者支援連絡会全体が活動している。

また、地区全体の地域課題のみならず、各町会・自治会ごとの地域課題と地域性の把握・整理をし、解決に向けて検討していくことが必要。

4. 今後の方向性

現在、年に1回全体交流会を開催し、地域住民や高齢者支援連絡会委員全員の参加を呼び掛け、顔の見える関係作りを中心に取り組んでいるが、今後は、各町会・自治会ごとにおいても交流会を開催していくこと及び、町会すべてから相談協力員が選出されること等を目標に高齢者が可能な限り住み慣れた自宅や地域で、安心して暮らすことができるまちづくりを目指してさらに活動を推し進めていきたい。

東部地区高齢者支援連絡会

1. 設立までの経過

平成16年、東部地区高齢者支援連絡会として設立され、企画部会を中心に、組織、運営について検討を重ねた結果、平成17年に高齢者支援の柱である「声かけ、見守り」を地域の中で実践する相談委員部会が設置された。

その後、専門家との連携を図るため、医師、地区担当保健師、介護支援専門員、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の担当者からなる専門部が発足し、現在に至る。設立当時は、手探り状態の中「勉強会、研修会」と重ねながら活動をするものの、なかなか地域住民及び高齢者に認知されなかったが、地道な活動継続の結果、現在では多くの方々に周知されつつある。

2. 現在の活動(各部会の活動)

- ・役員会 定例会(年10回) 各部会から意見を取り上げ、検討、取りまとめ、決議等を行う
- ・企画部会 定例会(年7回) 活動のための総合企画を行い各関係機関との連絡調整、相談員の確保要請及び増員活動、各種イベント講演会等への参加、地域への広報活動、チラシ・パンフレットの作成、配布
- ・専門部会 定例会(年5回) 事例検討及び合同研修会の実施、各部会と協働し地域の中の課題を専門的見地から助言
- ・相談委員部会 定例会(年11回) 見守り・声かけを軸に各担当地域内での個別訪問活動の実施、報告書の作成、施設見学会、各町会自治会・各団体との情報交換、地域活動への積極的参加、地区交流会「ほっとサロン」を7か所にて開催、高齢者世帯の地区マップの作成等

*平成24年度研修会テーマ 高齢者虐待防止、成年後見制度、介護予防プランの作成について、ケアマネジャーとは、介護保険の上手な使い方について

*平成24年度参加行事 東部地区関係団体主催《東松戸まつり》
東部地区社会福祉協議会主催《ふれあい広場》

3. 課題や問題点

- ・個人情報保護法の下、どのようにして各関係機関との連携、情報の共有を図ればよいか
- ・高齢者世帯の地区マップの作成を早急に完成させたいものの、なかなか進まない
- ・平成25年度は一部に相談委員不在の地区があるので、該当地区関係者と協議の上、相談委員の設置を図る
- ・活動資金が不足している



4. 今後の方向性

- ・「ほっとサロン」活動をさらに各地区に広げ、より多くの地区での開催を促進する
- ・独居高齢者の見守り活動の方法を検討し、実施方法を検討する
- ・東部地区関係団体及び地域関係者と連携を図り、支援活動を更に邁進させる

小金原地区高齢者支援連絡会

1. 設立までの経過

平成16年、松戸市より小金原地区の地区長に「高齢者支援連絡会」設立の相談があり、高齢者ケア会議での議論を経て、平成17年3月に小金原地区高齢者支援連絡会が発足した。

2. 現在の活動(各部会の活動)

ボランティアとして公募で募った高齢者相談協力委員(現在30名)の活動を中心とした地域での高齢者支援のしくみ作りを行っている。組織は、総会、役員会、企画部会、専門部会、高齢者相談協力委員部会から成る。

企画部会は、18町会・自治会長、民生児童委員、地区社協の役員、老人クラブ、ボランティア団体の代表が役割を担い、高齢者支援連絡会の活動やPR方法の検討を行っている。高齢者相談協力委員と地域との連携の推進や、高齢者相談協力委員の新規募集及び欠員地域の補充に取り組んでいる。

専門部会は、専門職の視点から活動を支援している。月に1回定例会を行い、事例検討を中心に活動を行っている。他部会への参加、さらに地区の民生委員やケアマネジャーとの交流会や施設見学を企画・実施している。

高齢者相談協力委員部会は、日常の高齢者の見守り、声かけ活動の他、地域ぐるみで高齢者を支援するための「みまもりマップ」作成に取り組んでいる。民生委員との連携を深める為の交流会やケアマネ交流会、施設見学会にも積極的に参加している。地域の方々への周知を目的として広報紙「ぬくもり」の発行や「高齢者相談協力プレート」を各自の玄関先に提示している。また、小金原地区福祉フェアに参加し、肉まん販売とPRカードの配布を行った。日頃の地域活動(「ちょっといっぷく」や各町会で行われているお茶飲み会や町会行事等)にも積極的に参加し、地域の高齢者との交流を深めている。



3. 課題や問題点

新しい地域の組織として高齢者支援連絡会、高齢者相談協力委員は、まだ町会・自治会の中で十分に認知されているとは言えない。しかしながら、高齢者対策に高齢者相談協力委員と協力して取り組む町会・自治会も多くなってきている。その取り組みをもっと広めていきたい。

民生委員との交流会のみならず、町会・自治会を巻き込んだ交流会を実施して、お互いの理解を深めていきたい。

4. 今後の方向性

町会・自治会、民生委員、老人会、ボランティア団体等と連携、地域交流しながら小金原地区にあった高齢者支援の仕組み作りを考え、活動していきたい。

新松戸地区高齢者支援連絡会

1. 設立までの経過

支援を必要とする高齢者にとっては、国の制度と市のサービスだけでは不十分で、様々な制度と合わせた地域の支援も必要となる。そこで、“高齢者が出来るだけ住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせる”ように、また“地域の課題は地域で解決する”という地域福祉の理念に基づき、高齢者支援連絡会が設立した。

2. 現在の活動(各部会の活動)

高齢者支援連絡会について理解と協力を得るための啓発事業・街づくりや具体的な活動等を支援するために必要な事業を行っている。(部会等は設けていない)

- ・委員、地域住民への「勉強会」を実施
- ・地域住民への「出張勉強会」を実施
- ・各町会の活動など情報交換の場として「地域懇談会」を実施
- ・広報紙の発行を行い、各町会の協力を頂き全戸に回覧を依頼など。



(勉強会風景)

3. 課題や問題点

新松戸地区高齢者支援連絡会は発足して8年目になり、これまでに地区住民を対象とした勉強会や懇談会の開催、広報紙の発行等を行ってきたが、高齢者支援連絡会の実態・活動内容等の周知はまだまだされていない。

自分が困るまでは干渉されたくないという風潮が強いこの地区で、どう地域の中に入り込んでいくか、住民との関係をどう構築していくかを検討していく必要がある。

また、高齢者支援連絡会の委員それぞれに、活動参加に対しての考え方の温度差がある状況が続いている。

4. 今後の方向性

今年度実施内容については昨年とほぼ同様で、啓発事業・街づくりや具体的な活動等を支援するために必要な事業を行う。

各町会、自治会、管理組合、老人クラブ等の活動支援ならびに情報交換の場として、シンポジウムや懇談会を開催

…今回の懇談会には半数以上の町会等が参加し、今回初めての試みにも関わらず、多くの意見交換、情報共有ができた。今後もフィードバックする機会としてこのような懇談会を年に何度かは設け、地域住民のニーズを吸い上げていく。高齢者支援連絡会として地域に協力していける活動、一緒にできること等を明確にしていく。

明第2西地区高齢者支援連絡会

1. 設立までの経過

平成18年2月より準備会を開催、同年3月に総会を行い発足。

2. 現在の活動(各部会の活動)

(企画部会)

- ・年5回部会開催。主に高齢者支援連絡会全体会の運営、町会・民生委員協議会との連携及び組織体制の確立を行っている。また、三者懇談会(町会)の開催、町会、民生委員と高齢者支援連絡会との意見交換会の企画を行っている。

(専門部会)

- ・年間6回開催。
- ・「相談シート」を活用した、地域へのサポート体制を確立する。
- ・地域で福祉活動をする方と、その地域で活動する専門職等が交流できる機会を設ける。
- ・サービス事業者職員対象の研修会及び懇談会等の企画を行う。
- ・地域イベントへの参加

(相談協力員)

- ・全体会 年3回開催。グループ会議年5回開催。
- ・ハンドブック作成
- ・三者懇談会への参加
- ・施設見学
- ・高齢者の見守り活動 町会長、民生委員と情報共有を行う。
- ・町会サロン・友愛配食などの地区社協活動の手伝い。
- ・地域ごとの福祉マップの作成、共有。

3. 課題や問題点

- ・町会、民生委員等、構成組織との連携方法
- ・地域住民への広報活動
- ・グループ会議の運用方法

4. 今後の方向性

- ・町会、民生委員との連携を密にし、見守り・声かけ活動を強化していく。
- ・町内の老人会、サロン活動と連携し、高齢者自身の活動にしていく。



小金地区高齢者支援連絡会

1. 設立までの経過

平成17年に松戸市介護支援課の指導のもと小金地区社協で協議を重ね、「小金地区高齢者支援連絡会設立準備会」を立ち上げ作業を進める。

平成18年3月～12月までに11回の準備会を開催。既に設立した地域の事例を参考に検討を重ね、活動システムを決定。

平成18年6～7月に町会・自治会長と民生委員・児童委員に対しての説明会を北部・南部地区各2回ずつ計4回開催し、高齢者支援連絡会の目的等を説明。また、市政協力委員の小金地区会・小金地区社協に対して報告をし、高齢者支援連絡会の設立について賛同を得た。

平成18年12月22日の設立総会を以って活動をスタート。

2. 現在の活動(各部会の活動)

- ・高齢者の見守り
- ・独居高齢者宅への訪問
- ・地域活動への参加・協力（町会会合・地区社協主催行事など）
- ・地区交流会（高齢者支援連絡会委員・町会・自治会長、民生委員・児童委員での意見交換）開催
- ・全体会（高齢者支援連絡会全委員対象の研修、意見交換）開催
- ・役員会、専門部会開催

3. 課題や問題点

- ・民生委員・児童委員との協力体制の強化
- ・高齢者支援連絡会への理解や協力について町会ごとに温度差があるが、どのようにして無くすか
- ・見守り対象者の洗い出し（行政への情報提供の要請）
- ・高齢者支援連絡会の存在と役割を多くの地域住民に理解して頂くための広報活動

4. 今後の方向性

- ・高齢者の生き甲斐づくり
- ・見守り活動報告書内容の検討と活用
- ・高齢者支援連絡会委員の活動紹介としての広報紙発行
- ・高齢者支援連絡会委員の地位向上を図る

平成23年度 地域支え合い体制づくり事業の取り組み

平成23年度に国の「地域支え合い体制づくり事業」を活用し、地区社会福祉協議会や町会・自治会、NPO*法人など21団体が地域での日常的な支え合い活動の体制づくりの立ち上げに取り組みました。

平成23年度 地域支え合い体制づくり事業【主体別概要】

町会・自治会

幸谷町会 高齢者等実態調査・
新松戸東町会 安否確認システムの構築

常盤平西窪町会 防犯・防災マップづくりと
見守りネットワーク構築

松飛台北町会 高齢者の地域見守り
と介護予防

梨香台団地自治会 拠点整備
(ふれあいサロンの設立)

どっこいしょでありがとう会
コラボサロン

根本第三町会 中高齢者コミュニティづくり

常盤平団地自治会 啓発出版事業

社会福祉協議会

松戸市社会福祉協議会
・地域支え合い活動の立ち上げ支援
・心身障害者・高齢者の外出支援事業
(福祉カーの貸出事業)

矢切地区社協 災害時要援護者支援・
防災体制の構築

明第1地区社協
災害弱者情報の調査と災害発生時近隣
自治会・町会との情報交換組織づくり

馬橋地区社協 防災まちづくりⅡ
(防災無線・避難所誘導看板)

小金原地区社協
災害支援ボランティア整備事業

常盤平団地地区社協 いきいき福祉塾

NPO法人

特定非営利活動法人NPOメーク
拠点整備事業 (サロン整備)

特定非営利活動法人(NPO法人)
孤独死ゼロ研究会
よろず相談、研究事業
(安否確認から納骨までの総合相談事業等)

特定非営利活動法人千葉県精神保健福祉ネット
地域で孤立している精神障害者等の支援事業
(訪問型相談支援)

NPO法人おおぞら
地域で孤立している精神障害者等の支援事業
(訪問型相談支援)

NPO法人地域支援センター
支え合いネットワーク構築事業&
生活支援を行う各種団体等との連携

特定非営利活動法人 土曜会
心のケア相談員養成研修

社会福祉法人

社会福祉法人松栄会
特別養護老人ホーム ひまわりの丘
認知症高齢者等の見守り・支援体制の構築
(交流事業、職員のスキルアップ研修)

自治体

松戸市 地域ケアシステム事業
(要援護者台帳整備事業)

平成23年度 地域支え合い体制づくり事業【事業概要】

No.	事業主体	問い合わせ先	区分	事業	高齢	認知	障害	家族	その他	事業概要			
1	幸谷町会 新松戸東町会	地域福祉課	要援護者支援関係 防災体制・ 防災体制・ 防災体制・	高齢者等実態調査及び安否確認システムの構築	○		○	○		①域内居住の65才以上の高齢者について、「氏名、性別、健康状況等」の調査を行い、「あんしん電話システム」への加入斡旋を行った。 ②「あんしん電話システム」加入者には、診療所と連携し、週に1回電話にて、体調などの安否確認を行った。 ③2日間電話応答がない加入者には、相談員が自宅を訪問し、本人の安否を確認した。 ④高齢者の皆様を集会場へお招きし、月1回健康講座、ゲーム大会、映画会、お雑餅作りなど、町内交流会を実施した。			
2	常盤平西窪町会	(旧)健康福祉本部 企画管理室 (現)地域福祉課		防犯・防災マップづくりと 見守りネットワーク構築事業	○						①研修のため、立川市大山自治会を視察した。 ②防災用マップ、あかね会・こども会用マップ、西窪町通信(月1回発行)等を作成し、災害時の対応や、町会行事について周知を行った。 ③独居老人等要介護者を地域で支える見守りネットワークを立ち上げている。		
3	松飛台北町会	地域福祉課	つどいのサロン	高齢者の地域見守りと介護予防	○					高齢者の孤独化防止と介護予防を目的とした、高齢者対象の介護予防の企画を取り入れた「お茶飲み会」を月1回、開催した。			
4	梨香台団地自治会	地域福祉課		地域支え合い体制の構築に資する 拠点整備	○	○	○	○	○	○	①地域交流と買い物難民対策を目的に、「ふれあいサロン」を始め、コーヒー等の販売と買い物代行事業を行った。 ②「ふれあいサロン」の維持運営のための人材育成を目的に、専門講師による研修会(月1回から2回)を開催した。 ※現在は「特定非営利活動法人アイギス」が活動している。		
5	どっこいしょで ありがとう会	(旧)健康福祉本部 企画管理室 (現)地域福祉課		「コラボサロンこやま」どっこい しょでありがとう	○	○	○	○	○	○	①昔の遊びの復活、異年齢ふれあい遊び(5回) ②和太鼓あそびでストレッチ(3回) ③交流会(食事会)・お茶会(11回) ④研修会・勉強会(5回) ⑤新聞の発行(6回) ⑥健康体操を毎月行った 上記を通して、地域交流を一層深めた。		
6	根本第三町会	地域福祉課	ネットワーク・ 連携体制構築	根本地区中高齢者コミュニティ づくり	○					中高齢者への総合的サポートを目指した町会、NPO、地区社協が連携した談話室の運営(1月から3月まで約延べ480名参加)及び行事イベントの開催。行事イベントは松戸市歴史散歩(2回)、食事会(2回)、健康管理出前講座(2回)、社協主催のふれあい会(1回)など。			
7	常盤平団地自治会	(旧)高齢者福祉課 (現)高齢者支援課	啓発事業	啓発出版事業					○	自治会の地域活動等の経験と教訓をまとめ、今後の地域振興と福祉でまちづくりを活かすため、冊子『ふるさと常盤平』を保存版として出版した。常盤平団地全戸配布・松戸市関係団地・講演、視察の際に配布した。			
8	松戸市社会福祉 協議会	(旧)健康福祉本部 企画管理室 (現)地域福祉課	要援護者支援関係 防災体制・ 防災体制・ 防災体制・	地域支え合い活動の立ち上げ支援						○	①災害支援ボランティアの養成講座を開催した。 ②災害支援ボランティアハンドブックの作成を行った。 ③災害ボランティアリーダーの育成講座を開催し、受講者をボランティアリーダーとして登録、その中でチームリーダーを決め、今後の研修を主体的に実施してもらうこととなった。		
9				心身障害者及び高齢者の外出支援事業								○	①地域住民、町会・自治会の代表者、民生委員児童委員等による日常活動の情報交換と災害時における連携体制の検討会を開催した。 ②災害時に関する住民ニーズをアンケート調査し、報告書を作成した。 ③災害ボランティアセンターの基盤整備と啓発活動を実施した。
10				歩行困難な障害者・高齢者に社会参加を促進するために、福祉カーの貸出事業を行う。 また、運転ボランティアも育成し移送サービスを行う。外出支援事業の啓発活動を行う。									
11	矢切地区社会福祉協議会	(旧)健康福祉本部 企画管理室 (現)地域福祉課	防災体制・ 要援護者支援関係	矢切地区、災害時要援護者支援 ならびに防災体制の構築	○				○	①宮城県名取市、福島県いわき市等を視察した。 ②防災マップの作成を行うとともに、要援護者リスト、SOSカードを作成し、各町会に周知した。(SOSカードについては、20町会中10町会にて取り組み開始) ③防災組織の構築、防災倉庫の整備等を行った。			
12	明第1地区社会福祉協議会	(旧)健康福祉本部 企画管理室 (現)地域福祉課		災害弱者情報の調査と災害発生 時近隣自治会・町会との情報交 換組織づくり	○	○	○	○	○		災害弱者を把握するためアンケート調査を行い、報告書を作成した。各町会に地域支え合い体制づくりの推進を要請した。 災害発生直後のトランシーバーによる情報交換体制づくり。		
13	馬橋地区社会福祉協議会	(旧)健康福祉本部 企画管理室 (現)地域福祉課		まばし防災まちづくりⅡ						○	①災害時における災害時要援護者対応及び地域内の協力体制を維持するため、災害時にも活用できるデジタル簡易無線機モトローラと発電機を購入した。 ②一時避難所とし各町会・自治会ごとに身近な避難所を設置し、避難誘導看板等を設置し周知した。それにより、地域住民の防災意識の向上等が期待できる。		

No.	事業主体	問い合わせ先	区分	事業	高齢	認知	障害	家族	その他	事業概要
14	社会福祉協議会 小金原地区社会福祉協議会	(旧)健康福祉本部 企画管理室 (現)地域福祉課	防災体制・支援関係 支援関係 支援関係	災害支援ボランティア整備事業	○	○	○	○	○	小金原地区災害時のボランティア体制の確立と実施体制の整備 ①ボランティアネットワークの構築 ②ボランティア研修会の実施 ③ボランティアコーディネーターの育成 ④ボランティア受入れ、派遣訓練の実施 ⑤防災用品の整備
15	常盤平団地地区社会福祉協議会	(旧)高齢者福祉課 (現)高齢者支援課	サロン	いきいき福祉塾	○					「健康福祉塾(月1回)」、「カルチャー塾(月1回)」、「音楽の集い(月1回)」、「フリー塾(東日本大震災の被災地を視察、写真展・個展の開催)」を開くことにより、住民同士のふれあいの和を広げた。また、被災地(陸前高田市、大船渡市)の視察を通して、防災意識を高めた。
16	特定非営利活動法人 NPOメーク	(旧)健康福祉本部 企画管理室 (現)地域福祉課	サロン	地域活動の場の拠点整備事業	○		○	○	○	障害者、高齢者、家族、ヘルパー、ボランティア等が集まるサロンを整備した。
17	特定非営利活動法人 (NPO法人) 孤独死ゼロ研究会	(旧)高齢者福祉課 (現)高齢者支援課	サロン	よろず相談、研究事業	○					安否確認から納骨まで広い分野の総合相談事業を展開するとともに、研修・研究活動に取り組んだ。(相談員8名)
18	特定非営利活動法人 千葉県精神保健福祉 ネット	障害福祉課	相談・支援事業	地域で孤立している精神障害者等の支援事業			○	○		①障害者等の電話相談。(17名70回) ②医療や必要な福祉サービス等につなげた。(6名) ③孤立している障害者や家族等を訪問し、相談を受けた。(3名21回) ④必要な関係機関との調整やマネージメントをする。(7名) ⑤おんだアウトリーチとの連携。アウトリーチ事業評価検討委員会に参加した。(2回) ⑥障害者に対する地域の理解を図る。 (ボランティア養成講座等開催) ⑦職員の各種研修会への参加と他施設への見学、交流の実施。
19	NPO法人おおぞら		相談・支援事業	地域で孤立している精神障害者等の支援事業			○	○		①福祉サービス利用や申請に係る訪問支援、同行。 ②高次脳機能障害の診断を取るための検査同行など。(複数回) ③問題解決やインテークのための訪問支援。 ④医療との関係をうまく結ばず、困難を抱えている人への支援。 ⑤孤立している人への訪問支援。 制度利用では提供できない支援を担うことができた。
20	NPO法人地域支援センター	地域福祉課	ネットワーク・連携体制	松戸支え合いネットワークの構築事業&生活支援を行う各種団体等の連携	○	○	○	○		①要介護者への支援事業所のデータベースの構築を図った。 ②介護福祉サービス向上に関するアンケートを実施した。 ③市内デイサービス、有料老人ホームでの機能向上に連動した障害学習プログラム(図画工作プログラム)の提供(開発)の取り組みを開始した。今後、指導員の育成と、本サービス提供による介護福祉事業者のネットワーク作りを実施する。
21	特定非営利活動法人 土曜会	障害福祉課	人材育成	心のケア相談員養成研修					○	①心のケア相談員の養成研修(6回 延べ151人) ②ひきこもり支援員研修(6回 延べ148人) ③市民公開講座(101人) ④研修を通じた横のつながりができた。
22	社会福祉法人松栄会 特別養護老人ホーム ひまわりの丘	(旧)高齢者福祉課 (現)高齢者支援課	人材育成	特養老人ホームを中心とした認知症高齢者等の見守り、支援体制の構築	○					①認知症サポーター養成講座(3回 延べ83名) ②認知症介護スキルアップ講座(3回 延べ173名) ③地域づくり懇談会(2回 延べ33名) ④ケアケア交流講座(3回 延べ47名) ⑤認知症啓発ツール作成(リーフレット500部、クリアファイル1000部)
23	自治体 松戸市	(旧)健康福祉本部 企画管理室 (現)地域福祉課	防災体制・支援関係 支援関係	地域ケアシステム事業・要援護者台帳整備業務	○	○	○	○	○	要援護高齢者、障害者等の情報を集約した台帳を整備するための機能を、既存の介護保険システムに追加導入した。
	計21団体			計 23事業						

資料編

松戸市地域福祉計画推進委員会設置要綱	137
松戸市地域福祉計画推進委員会 委員名簿	139
松戸市地域福祉計画見直し専門部会設置要綱	140
松戸市地域福祉計画見直し専門部会 委員名簿	141
計画策定の経緯	142
松戸市地域福祉計画の進捗状況について《行政関係部署》	144
松戸市地域福祉計画の進捗状況について《市社会福祉協議会》	150
松戸市地域福祉計画の進捗状況について《15地区社会福祉協議会》	151
パブリックコメントの実施状況	152

統計資料

松戸市の年齢構成の推移、地区社会福祉協議会別世帯数	153
地区社会福祉協議会別人口一覧	154
医療機関の状況、出生数の推移	155
県内近隣市合計特殊出生率、保育所入所の状況	156
児童扶養手当、労働力状態	157
地区社会福祉協議会別要介護（要支援）認定者	158
刑法犯罪認知件数、人口一人当たりの犯罪発生件数	159
交通事故発生状況、ホームレスの人数	160
配偶者暴力相談支援センターの相談件数（千葉県）	161

参考資料

平成25年度千葉県NPO・ボランティア関連事業一覧表(抜粋)	161
--------------------------------	-----

松戸市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 松戸市地域福祉計画（以下「計画」という。）の推進を図るため、松戸市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の推進及び評価に関すること。
- (2) 計画の見直しに関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる35人以内の者で構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 福祉・医療関係団体関係者
 - (3) 地域団体関係者
 - (4) 市職員
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 前項に掲げる委員は、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会は、委員長がこれを招集し、議長となる。

- 2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第7条 第2条に掲げる所掌事項の調査及び検討を行うため、推進委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の運営については、別に定める。

(意見の聴取等)

第8条 推進委員会は、会議の運営上必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、健康福祉部地域福祉課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

松戸市地域福祉計画推進委員会 委員名簿

任期：平成24年4月1日～平成26年3月31日				
(順不同・敬称略)				
	氏名	所属団体	備考	見直し 専門部会
1	やなぎさわ まさとし 柳澤 正敏	松戸市医師会	委員長	
2	しん れいこ 新 玲子	松戸健康福祉センター(保健所)		
3	おおはし じゅんいち 大橋 純一	流通経済大学	副委員長	○部会長
4	ふみいり かよこ 文入 加代子	松戸市社会福祉協議会		
5	ひらかわ しげみつ 平川 茂光	松戸市民生委員児童委員協議会		
6	まつかわ ただし 松川 正	松戸市市政協力委員連合会		
7	ふじい きみお 藤井 公雄	中核地域生活支援センターほっとねっと		○
8	ほりこし えつお 堀越 悦雄	地域包括支援センター連絡会		
9	よしおか しゅんいち 吉岡 俊一	松戸市特別養護老人ホーム連絡協議会		
10	かどくち さなえ 角口 早苗	松戸市障害者団体連絡協議会		
11	たかはし きよし 高橋 清	松戸市ボランティア連絡協議会		
12	しらとり ひさじ 白鳥 ひさじ	松戸市はつらつクラブ連合会(老人クラブ)		
13	なか あやこ 奈賀 綾子	松戸市PTA連絡協議会		
14	もりた ひとし 森田 等	松戸市保育園協議会		○
15	あらか ぐみこ 荒 久美子	松戸市おやこDE広場ネットワーク会議		
16	なかざわ たくみ 中沢 卓実	特定非営利活動法人孤独死ゼロ研究会		
17	かまた けいさく 鎌田 啓作	特定非営利活動法人生活支援センターあらかると		○副部会長
18	もうり たずこ 毛利 多壽子	前市民公募委員		○
19	いいの ひろこ 飯野 弘子	市民公募委員		
20	すずき けいじ 鈴木 恵治	市民公募委員		○
21	いしい とくじ ろう 石井 得治郎	地域医療課長		
22	つがわ しょうじ 津川 正治	健康推進課長		
23	よしの みる 吉野 実	高齢者支援課長		
24	さとう みつひろ 佐藤 充宏	介護保険課長		
25	わたなべ たけし 渡辺 武	生活支援一課長		
26	かわむら としはる 川村 敏治	生活支援二課長		
27	みやま しゅうじ 宮間 秀二	障害福祉課長		
28	さきかわ あきひろ 笹川 昭弘	子育て支援課長		
29	すずき けいたろう 鈴木 啓太郎	子どもわかもの課長		
30	そうま まさみ 相馬 正己	子ども家庭相談課長		

松戸市地域福祉計画見直し専門部会設置要綱

(目的)

第1条 松戸市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）設置要綱第7条の規定により、松戸市地域福祉計画（以下「計画」という。）の見直しに関する調査及び検討を行うため、松戸市地域福祉計画見直し専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 専門部会の委員は、推進委員会の委員又は委員が所属する各団体の中から推薦された者で構成する。

2 前項に掲げる委員は市長が委嘱する。

(部会長及び副部会長)

第3条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、推進委員会委員長が指名する。

3 副部会長は、部会長が指名する。

4 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 専門部会の委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

(会議)

第5条 専門部会は、部会長がこれを招集し、議長となる。

2 専門部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 専門部会は、会議の運営上必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 専門部会の事務局は、健康福祉部地域福祉課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し、必要な事項は、部会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

松戸市地域福祉計画見直し専門部会 委員名簿

任期：平成24年7月30日～平成26年3月31日

	氏名	所属団体	備考
1	おおはし じゅんいち 大橋 純一	流通経済大学	部会長
2	しまむら よしゆき 島村 善行	松戸市医師会	
3	ひやくた きよみ 百田 清美	松戸市社会福祉協議会	
4	きむら まさお 木村 正男	松戸市市政協力委員連合会	
5	わかばやし けいこ 若林 桂子	松戸市民生委員児童委員協議会	
6	ふじい きみお 藤井 公雄	中核地域生活支援センターほっとねっと	
7	ひろたに あきこ 広谷 明子	地域包括支援センター連絡会	
8	もりた ひとし 森田 等	松戸市保育園協議会	
9	かまた けいさく 鎌田 啓作	特定非営利活動法人 生活支援センターあらかると	副部会長
10	もうり たずこ 毛利 多壽子	前市民公募委員	
11	すずき けいじ 鈴木 恵治	市民公募委員	

計画策定の経緯

開催月日	地域福祉計画推進委員会	計画見直し専門部会	その他
平成24年5月31日(木)	第1回 ・委嘱状交付 ・委員長及び副委員長選出 ・計画見直し専門部会の設置		
平成24年7月			■行政(庁内各課)への調査 取り組み進捗状況と課題、今後の方向性について
平成24年7月30日(月)		第1回 ・委嘱状交付 ・部会長、副部会長選出 ・松戸市地域福祉計画の概要について ・松戸市地域福祉計画の見直しの視点について	
平成24年8月～9月			■社会福祉協議会へのヒアリング 市、地区社会福祉協議会取り組み進捗状況と課題、今後の方向性について
平成24年9月27日(木)		第2回 ・現状と課題等の調査結果報告 (行政の取り組み進捗、地域での進捗や市民の意識) ・通知・あり方報告書などから追加項目の検討 ・見直し枠組み(項目)案の提示 ・枠組みの決定	
平成24年10月25日(木)		第3回 ・見直し計画の素案を提示 (枠組み(項目)、取り組みの評価、現状・課題・施策の方向) ・推進会議への報告内容確認	
平成24年11月13日(火)	第2回 ・専門部会の進捗状況報告 ・計画書の構成(案)について		
平成24年11月29日(木)		第4回 ・第2回推進会議の報告 ・総括、項目の名称、記載する内容	
平成24年12月26日(水)			■地域福祉計画・地域福祉活動計画の見直しに伴う意識合わせ ・計画見直しの進捗状況について ・各計画の位置づけについて ・各計画の整合・連携・共有部分について
平成25年1月23日(水)		第5回 計画(素案)について	
平成25年2月20日(水)		第6回 ・重点項目 ・キャッチコピー(案)	
平成25年3月21日(木)		第7回 地域での支え合い活動の事例紹介	
平成25年3月27日(水)		第8回 計画(素案)について (第1章・6章のみ)	

開催月日	地域福祉計画推進委員会	計画見直し専門部会	その他
平成25年5月9日(木)		第1回 ・計画(素案)について (第1章～第6章) ・第7章について ・各項目レイアウト(案)	
平成25年6月5日(水)	第1回 仮称)第2次松戸市地域福祉 計画(案)について		
平成25年9月1日～30日			■第2次松戸市地域福祉計画(案)の公表、パブリックコメント (意見募集)
平成26年1月			■第2次松戸市地域福祉計画の完成
平成26年1月23日(木)			■第2次松戸市地域福祉計画の住民説明会【小金地区】
平成26年1月30日(木)			■第2次松戸市地域福祉計画の住民説明会【常盤平地区】
平成26年2月7日(金)			■第2次松戸市地域福祉計画の住民説明会【本庁地区】

		取り組みの進捗状況	課題	今後の方向性	
基本 目標 1 安心して暮らせるまちづくり	1障壁のないまちづくり (駅エレベーター設置)	エレベーター設置状況:22駅中15駅で整備済み(H23年度末) 整備率:68%	エレベーターの設置橋上駅舎における2ルート目の整備の必要性が高まっている	エレベーター設置2ルート目の整備を視野に入れながら、1ルート整備率100%を目指す	維持
	(歩道等整備)	歩道等整備状況(重点整備地区) ・松戸地区西口バリアフリー事業 完了:4経路 予定:3経路 ・新松戸・幸谷地区バリアフリー事業 完了:4経路	歩道のバリアフリー化に関しては、基準上、現在の歩道以上の幅員が必要な場合が多く、その場合用地買収等が必要不可欠となり、既に宅地化が進んでいる地域では費用または現実性から、規定どおりの整備が出来ないことが多い	重点整備地区内の整備を中心に、バリアフリー化を推進していく	維持
	(放置自転車等の撤去・路上障害物撤去の指導)	放置自転車撤去台数(H23年度実績) 11,989台、1,566回	午前中の通勤客による自転車の放置は減少してきているが、午後の買い物客による放置自転車は依然として多いのが現状である	買い物客の放置自転車が增多する午後にも自転車の撤去を展開して、啓発を行っていく	維持
	2快適な生活環境づくり (松戸市環境計画の推進)	・「第2次松戸市役所地球温暖化防止実行計画」(H23～H27) ・「松戸市地域新エネルギービジョン」、「松戸市地域省エネルギービジョン」を「松戸市地球温暖化対策地域推進計画減CO2大作戦」(H21～H63)に再構築	・「松戸市役所地球温暖化防止実行計画」が目標を達成した ・「松戸市地球温暖化対策地域推進計画減CO2大作戦」は、目標達成が困難である ・子どもエコクラブ事業 クラブ数の減少	・現状維持とするが、環境関係の法律変更により、拡大する可能性はある ・子どもエコクラブ事業は維持していく	維持・ 拡大
	(松戸市緑の基本計画)	・「松戸市みどりの市民憲章」制定(H16) ・「松戸市緑の基本計画改訂版」公表(H20) ・(財)都市緑化機構主催「緑の都市賞」で「国土交通大臣賞」受賞(H22)	・社会的潮流と市政の方向性から「環境への配慮」、「多様な価値観への対応」、「少子高齢化社会への対応」、「都市の安全性向上への対応」 「まちづくりへの住民参加」などが計画における課題である	質的な向上(市民力)課題達成に向け、市民が主体となる緑に関する事業を展開している	拡大
	(水辺の健康エコロードづくりの取り組み)	H19年度にて完了	H19年度にて完了	完了	終了
	(もったいない運動の取り組み)	・もったいない運動推進市民会議の開催:年5回程度 ・各種イベントの開催:年4回程度(松戸まつりなど) ・もったいない運動推進アイデア作品募集	H19年度から「もったいない運動協賛団体」として、当運動の趣旨に協賛する市内の市民団体や企業を認定しており、現在538団体を認定しているが、認定から数年が経過し、運動に対する意識の薄らぎが懸念される	・市主導から市民主導へ移行していく もったいない運動推進市民会議が中心となった市民活動が展開され、市はそれをサポートする事で「人・もの・自然」を大切にす精神を広めていく	縮小
	3健康づくり (「健康松戸21」の推進、実行)	・健康診査、各種がん検診を実施 ・特定健康診査、特定保健指導を実施(H20～) ・啓発事業展開 ・人間ドック費用一部助成 ・その他(特定健康診査受診率向上プロジェクトの立ち上げなど)	・健康診査及びがん検診等の受診率が低い ・市民への周知が十分でない ・市民の検診に対する関心が薄い ・職場等、他機関で受診の健診結果の把握が不十分 ・未受診者の背景が不明瞭	・受診率、実施率達成に向け、更なるPRの強化及び、民生委員、健康推進員等による、地域へのアプローチの強化 ・受診者のニーズに合った、受診しやすい体制づくりの検討 ・市民と一体となった、健康づくりへの取り組みを実施	拡大
	(介護予防関連)	介護予防普及啓発事業の取り組み ・介護予防及び認知症予防の講演会など開催 ・認知症サポーター養成講座の開催(H23年度末現在9,451人)	介護予防普及啓発を推進する施策の体系はほぼ整っている	それぞれの事業について参加者の拡大を図る	拡大
	(認知症高齢者見守り関連)	認知症高齢者見守り事業の取り組み ・松戸市あんしん一歩運動の開始(H22年度) ・「オレンジ声かけ隊」向けの研修会(H23年度)	事業を開始したばかりなのでより広く市民に周知を図ることが必要。また、オレンジ声かけ隊登録者に対して動機の維持等を図る取り組みが必要である	認知症サポーターに運動の周知を行い、登録者を増やす	拡大
(食育関連)	食育推進計画策定(H19年度) ・各種イベント 出展・開催:年3回 啓発事業展開(H19年度～) ・市民アンケート(H22年度) 食育白書作成(H23年度)	食育推進の取り組み当初は、周知活動に注力した。食育に対する周知度・認知度は高かったが、若年層で朝食を摂る頻度が低く、今後は若手世代への働きかけが課題である	・イベント・広報・ホームページ等による継続的に食に関する情報発信に努める ・今後も関係各課で対象に応じた取り組みの継続的な普及活動が望まれる	維持	
4地域医療の充実	小児医療対策の取り組み ・平成18年4月松戸市小児急病センターを開設	今後の新市立病院の動向を注視していく	松戸市立病院・松戸市医師会・松戸市薬剤師会との連携をとりながらこの体制を維持していく	維持	

	取り組みの進捗状況	課題	今後の方向性		
基本目標1 安心して暮らせるまちづくり	5地域での防犯・防災・安全対策 (「松戸市セーフティーネットワーク」の充実、強化)	地域の防犯体制の取り組み ・19年4月に松戸市警防ネットワークに改組 ・地域防犯対策連絡協議会を3ヶ所設置 ・高齢者や万引き、ひったくりといった課題に対応する形で施策を推進	・各地域の温度差が大きく活動が少ない地域がある ・住民参画をさらに促進し、現役世代、子育て世代、若年層などの参加促進が必要になりつつある	各地域の活動を活性化させ、効果を高めつつも、効率化をはかり規模の維持につとめる	維持
	(「松戸市安全で快適なまちづくり条例」の推進)	松戸駅周辺、新松戸駅周辺、八柱駅周辺の3地区を喫煙禁止及びポイ捨て禁止重点推進地区と指定し指導監視員4名で地区を巡回し違反者には過料を課している 過料徴収件数(年度別) H18:602件 H19:1,285件 H20:1,039件 H21:939件 H22:875件 H23:1,371件	指定喫煙所の煙の拡散による苦情がたえないため、喫煙所のあり方を国、県の動向を注視していきたい	安全で快適なまちづくり条例に基づき重点推進地区の取締りを引き続き行う	維持
	(「松戸市交通安全計画」の推進)	高齢者の事故を防止する取り組みとして、松戸市老人クラブ連合会及び警察署と連携し交通安全の意識高揚を図るため、講習会及び各種イベントに関係者や関係団体に参加要請をおこなってきた	高齢者による交通事故の増加を防ぐため体験的な講習会の開催や高齢者が安全な行動に結びつくような交通安全教育の促進が課題である	警察署等で実施する高齢者に対する交通安全講習会へ関係者や関係団体に参加要請をしていきたい	維持
	(携帯電話等を活用した市民への情報提供)	継続的に実施 ・H23年3月31日時点の登録者数 12,332人 ・H23年度メール配信件数450件	・配信情報の充実化と迅速化 ・H25年度以降の消防指令機能統合に伴う夜間、休日の情報配信の手順の見直し	配信情報の充実化及び迅速化並びに関係機関の情報共有及び連携強化を目指して協議をしていく	維持
	(「松戸市地域防災計画」の推進)	・H20年度松戸市地域防災計画修正に伴う防災アセスメント報告書作成 ・H21年度防災アセスメントに基づく、防災対策、課題の検討 ・H22年度、作成に向けての千葉県との事前協議 ・H23年松戸市地域防災計画修正。災害対応マニュアル作成	災害時に松戸市役所職員がどのように対応していくか、災害対応マニュアルと併せ周知が課題	国、県の被災想定変更に伴い、松戸市地域防災計画修正の可能性がある	拡大
	(防災訓練の実施)	松戸市総合防災訓練を実施 ・H19年、松戸第五中学校、小金原公園 ・H20年、松戸第一中学校、小金北小学校 ・H21年は選挙及びインフルエンザの影響により中止 ・H22年、八ヶ崎小学校、常盤平中学校 ・H23年、新松戸南中学校、柿ノ木台小学校	実際の災害に即した内容で防災訓練を行うことが課題	東日本大震災を踏まえ、平成24年度から避難所運営訓練を実施	拡大
	(自主防災組織の立ち上げ、活動への支援)	自主防災組織結成の町会数(結成率) H19年:296町会(85.3%) H24年:310町会(87.57%) (7月19日現在)	・自主防災の訓練や行事などの参加者が高齢化し若年層の参加が少ない ・訓練等の活動がほとんど実施されていない地域も多いため参加等を促す働きかけが課題	パートナー講座等で啓発し、結成率、訓練率が100%に近づけるよう取り組んでいく	拡大
	(災害時要援護者への支援体制の検討)	・H22年10月 全体計画策定 ・H23年～ モデル地区での個別計画実施に向け地域と協議 ・H24年3月 個人情報保護審議会に諮問し、答申を得る ・H24年7月 モデル地区で申請書の配布を開始	・モデル地区においても取り組みに差があり、各地区で独自に同様の取り組みが進んでいる ・拡大にあたり個人情報保護審議会へ諮問が必要となる	最終的には、市域全体への拡大を目指す	拡大
	7相談援助・情報提供の仕組みづくり (わかりやすい情報提供)	地域包括支援センター ・H18年度松戸市地域包括支援センター(直営)設置。 ・H19年度地域包括支援センター3箇所(委託) ・総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的継続的ケアマネジメント事業、介護予防ケアマネジメント業務実施 ・11箇所の在宅介護支援センターで、総合相談業務、普及啓発活動、地域活動、申請代行業務実施。	高齢者人口の増加、要介護者の増加、認知症の増加、単身高齢者又は高齢者のみの世帯の増加	地域包括支援センターの機能を充実させて増設し、在宅介護支援センターを集約する	拡大
8利用者本位のサービスの提供・福祉サービスの質の向上 (高齢者支援連絡会の対象者拡大を検討)	中核地域生活支援センター ・千葉県の事業継続について情報収集	千葉県の事業継続の方向性・動向を注視する必要がある		維持	
(苦情解決制度・第三者評価の周知)	・平成18年から、地域の実情に合わせた、専門部会、企画部会、相談協力員定例会などを組織化している ・地域住民、専門職、行政が協働する基盤作りを行う	「高齢者」を対象としても、見守りが徹底されていない、そのため障害者、子どもに支援を広めていくのはまだ難しい	高齢者支援の充実を図る	縮小	
(苦情解決制度・第三者評価の周知)	・第三者評価システム・苦情解決制度の取り組み・苦情解決体制:各福祉施設における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員(苦情相談員)を設置し、施設掲示により利用者へ周知を行っている ・本制度に基づいて処理されている苦情は殆どない	周知を継続する		維持	

		取り組みの進捗状況	課題	今後の方向性	
基本目標2 自立と参加の促進	1制度ボランティア活動の充実 (民生委員・児童委員)	H22.12.1一斉改選 508人 H23.12.1 513人 ・市民児協広報誌 年2回 ・民生委員全体研修会 年2回 ・パートナー講座の実施	・欠員の補充・各地区において民生委員制度の理解促進を図るとともに、地域の福祉課題を共有し、多くの方が協力者(民生委員)になれるようにする	・松戸市民生委員推薦会とともに欠員ゼロに向け、自治会町内会や地域福祉関係の代表者で構成される地区準備会に協力をお願いしていく ・広報紙等によるPR	維持
	(市政協力委員)	・研修会を開催	・当該研修会に参加できなかった市政協力委員に対する対応	当該研修会の内容を充実させながら、今後も継続して開催していく	維持
	(健康推進員)	・研修会及び連絡会開催 ・市民への周知(広報、ホームページ、各種イベント(チラン等)) ・H24年5月、健康推進員数219人	・健康推進員の認知度が低い	イベント、広報、ホームページ等により周知を図り、認知度を高め、健康推進員への理解を広める	維持
	(食生活改善推進員)	・定例研修会及び講習会の開催 ・市民への周知(広報、ホームページ、各種イベント(チラン等))	・食生活改善推進員の認知度は低い	イベント、広報、ホームページ等による継続的な食生活改善推進員に関する情報発信に努める	維持
	(クリンクル推進員)	・H24年度委嘱者47名(H4年度からH23年度まで述べ826名) ・3ヶ月に一度報告書を提出してもらい、集積所や不法投棄等の状況を確認する。	・引き受けて下さる方がなかなか見つからないのが現状である ・推進員になると、ごみに関係したすべての事をやらなければならないとの誤解もあるので、そうではないことを丁寧に説明していきたい	市民と市をつなぐパイプ役として、廃棄物の減量及び適正処理の指導や啓発活動を行っていただいており、ごみ問題の解決に向けた役割はこれからも非常に大切だと考える	維持
	(防犯指導員)	・H23年8月委嘱者:松戸警察署管内560人、松戸東警察署管内467人 ・研修やトッパーリーダー講習の開催 ・ホームページで制度について説明	・防犯指導員の高齢化 ・活動があまり活発でない地域の防犯指導員の意識向上	研修を通じて防犯指導員の識見と意識の向上を目指しつつ、若い世代の取り込みを図る	維持
	(青少年相談員)	・イベントの実施 年4回(こども祭り、キャンプ大会など) ・各支部行事(12支部) ・松戸市220人	仕事や子育てに忙しい25歳~45歳が担い手となるため、慢性的に人手が不足している。	各イベントをととして、青少年相談員の事業についてアピールを行うとともに、地域団体と連携して意欲ある相談員の確保に努める	維持
	2生涯学習の推進 (各種講座)	市民対象の各種講座の開催 ・成人講座 ・市民大学講座	成年層の参加率が低いことで、市民ニーズに対応した学習機会の提供が求められている	情報提供システムの活用法を提供する	拡大
	(まつど生涯学習大学)	・まつど生涯学習大学(年18回) ・まつど生涯学習大学提案委員会(次年度の生涯学習大学の企画を提案する)(年8回) ・まつど生涯学習大学専攻科(生涯大学修了者を対象に地域学習を広げたい講座)(年17回)	地域課題をテーマにした学習活動を増やす		維持
	(地域教育セミナー)	※家庭教育学級開催状況に変更 ・各小学校に家庭教育学級を設置(44校) ・幼児家庭教育学級(年2回) ・中学校版家庭教育学級(年1回)	地域教育セミナーの開催・保護者や学校関係者が問題解決に向けた助言等を実施できる家庭教育推進チームの編成を視野に入れた研究を行う		拡大
3就労の支援 (障害者の雇用拡大と定着)	・行政、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所、特別支援学校等でネットワークを構築 ・情報の提供・交換等を行い、市内全体の一般就労及び定着支援の状況について、協議・検討	一般就労ができて、定着を支援する専門機関がないので、特に就労後の支援体制の充実を図る必要があります	教育・福祉やハローワークなどの関係機関や就労移行支援事業所・就労継続支援事業者・企業等のネットワークの構築を図るとともに、専門スタッフの人材育成に努め、一人ひとりのニーズに応じた就労支援、更には定着支援を実施する体制の整備を図ります	拡大	
(シルバー人材センター)	・補助金の交付、活動場所(シニア交流センター)の提供、広報による活動のPR等を行っている ・シニア交流センター内の高齢者職業相談室(ハローワーク設置)はH21年度末で撤退した ・シルバー人材センターは、H24年度から公益社団法人となり、より公共性が求められる団体となった	・景気の低迷から、就業機会の確保が難しい状況となっている ・就業をしたい高齢者の希望(職種等)と求められる仕事と異なる場合がありマッチングが難しい。ひいては就業率の低下につながっている	高齢者の増加に伴い拡大	拡大	
(ひとり親家庭への支援)	・母子自立支援プログラム策定事業による就労相談 ・ひとり親家庭就労促進業務 ・高等技能訓練促進費事業(H21年~)	・相談により、就労以外の課題や悩みの発見に結びつくことがある ・その解決に向けて、担当課(室)に適切につないでいけるよう、連携の更なる強化が重要である	引き続き十分な相談により、就労による早期自立支援を図る。また、適正な資格の取得の支援を行い、就労に結びつける	維持	

		取り組みの進捗状況	課題	今後の方向性	
基本目標2 自立と参加の促進	(若者の就業支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・求人・求職情報の提供(H18年度～) ・講座の開催(H18年度～) ・職業能力向上セミナー、スキルアップセミナー、プチ仕事探しかフェ ・就職相談窓口(H20年度～) ・職業訓練講座受講料の助成(H23年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援事業の周知 ・就職相談、就職セミナー・イベント等の参加者増 	国、県、高校、大学、企業との連携を図り、求職者に対し、就職相談をはじめ、就職セミナー及びイベント等の参加を促し、市内在住者の就職率向上を図る	維持
	4地域福祉推進の人材の確保と育成 (子育て・健康・医療・福祉関連の パートナー講座)	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナー講座開催状況：延1,033回(H18年～H23年)参加人数：延36,156人(内「子育て・健康・医療・福祉」関連の講座開催：延426回、参加人数：延11,796人) ・「子育て・健康・医療・福祉」に関する講座の開催回数や参加人数は、全体の約3～4割を占めており、本分野への市民の関心の高さが伺える 	<ul style="list-style-type: none"> 講座参加者を対象に行ったアンケート調査結果によると、受講者の講座内容の理解度は非常に高く、講座内容の質が高いことが推察される一方で、講座の認知度については改善する余地が見られることから、講座のPRについては、今後の課題である 		維持
	(公民館事業の推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館事業から結成された自主グループの会員 生涯大受講生、生涯大専攻科受講生、家庭教育学級生並びに広報まつどによる応募者等を対象に、まちづくりを中心に据えた講演会を開催 市民が自ら企画をした自主企画提案講座開催数：16件(H21年度) 22件(H22年度) 19件(H23年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 市民自主企画団体が自ら学んだ成果を発表する機会を増やすとともに、市民が学習成果の確認や自主企画団体の参加がしやすいようにインターネット等による環境整備を行う 		拡大
	(シニア交流センターの充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターの講座、介護予防教室の実施、はつらつクラブへのPR等により、利用者数が年々増加している ・シニア交流センターまつどの来場者数が増加している 	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日の利用者がほとんどいない ・有料での利用者が少ない 	さらなる周知をはかる	拡大
	5障害者の自立への支援サービスの充実 (松戸市障害者計画の推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法の制定により、当初計画の見直しを図り、平成19年3月に計画の改訂をした ・実施計画「松戸市障害者福祉計画」により、障害者計画の実現に向けた数値目標を3年毎に制定し、松戸市障害者計画推進協議会により計画の推進を図った 	<ul style="list-style-type: none"> H10年度～H22年度に計画が最終しており、次期障害者計画の策定を要する 	H24年度に次期障害者計画策定委員会を設置。H25年度～32年度までの計画を策定中	維持
	(地域生活支援センターの設置)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法成立後は、「指定相談支援事業」として、障害毎に分けることはなくなった。 相談支援事業として、福祉サービスの利用方法などの相談や情報提供を行う「ふれあい教室」にて実施している 身体・知的障害者相談「ほほえみ」精神障害者相談「おおぞら」 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者児への総合・専門相談を提供可能な一元化した相談支援の基盤整備が必要となっている 	H25年度に地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターを構築する	拡大
	6権利擁護 (成年後見制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・市長申立件数 延74件(H18～H23年度) ・報酬助成件数 延56件(H18～H23年度) ・H20年度より成年後見制度の啓発講演会の実施(年1回) 	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の認知度が4割台半ばである(いきいき安心プランⅣ市民アンケート調査概要)。市民が安心して暮らせるように、今後もPRに努めていく必要がある 	権利擁護が必要な要援護者に対して、適切な制度利用を引き続き支援していくと共に、関係機関との連携を図り、制度の普及啓発に取り組んでいく	維持
	7子どもや高齢者への虐待等の対応 (児童虐待への取り組み)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待被害者の救済支援体制を強化するため、従前のネットワークから要保護児童対策地域協議会(松戸市子どもと女性に対する暴力防止対策地域協議会)に移行(18年度) ・関係機関会議の開催・啓発事業の展開・実効ある早期発見、早期対応 ・児童虐待相談の推移(件数)H18(91) H19(76) H20(117) H21(274) H22(217) H23(310) 	<ul style="list-style-type: none"> 社会・経済の混迷に伴う子育てへの不安が相談の増加につながり、児童虐待に対する市民意識の高まり、関係機関の連携の充実が通報・通告の増加につながっていると考えられる。この傾向は今後も続くと思われるため、相談窓口体制の強化は喫緊の課題である 	協議会の啓発事業拡充により虐待防止の意識高揚を図るとともに、家庭児童相談のさらなる体制整備を図る	拡大
	(高齢者虐待への取り組み)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止啓発活動(ポスター・パンフレット作成、専門職向け研修会(年1回)、市民向け講演会(年1回/包括毎)) ・高齢者虐待相談(H23 相談件数:102件)・虐待評価会議(月1回/包括毎)・高齢者虐待防止マニュアルの作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> 虐待の予防、早期発見及び問題が多様化、複雑化した事例に多機関・多職種で対応するため、地域包括支援センターを中心としたより有効な体制を構築することが課題である 	地域包括支援センターを軸として地域ぐるみで高齢者虐待の予防活動を推進する。また、関係機関及び団体における虐待への対応の充実を図る	維持
基本目標3 支え合い共生	1当事者団体の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者関係懇談会では、各団体の取り組みと市政に対する意見・要望を受けて、平成25年から平成32年までの基本計画として次期障害者計画の施策に反映させていく ・計画策定後、毎年、障害者関係施策事業の進捗状況を把握して、計画の推進を図っていく 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中で、高齢者、障害者、子どもなどが暮らしており、多種多様な意見・要望をいかに公共の福祉施策に結びつけるかが重要である 	当事者団体からの意見交換の機会を増やして、現状に即した情報をえることで、行政の担うべき役割を常に把握し、広く市民から共感を得る支援を実現する必要がある	維持
	2ボランティア・NPO活動への支援 (まつど市民活動サポートセンターの充実、情報の提供)	<ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくり条例制定(H19年度)、協働推進計画を策定(H21年度)し協働事業の推進及び市民活動の活性化のための施策を体系化した ・民間活力を活用して市民活動や協働事業を支援するための相談、情報提供をするため指定管理者制度を導入(H19年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度市民アンケートの結果では、協働のまちづくりを推進すべきと思っている人が大多数を占めている ・市民活動に参加したことがない人が6割強 ・市民活動への参加を促す働きかけが課題 	市民活動についての意識啓発や参加するようになるための情報発信が求められていることから、引き続き、取り組んで行く	維持

		取り組みの進捗状況	課題	今後の方向性	
基本 目標 3 支え 合い 共 に 生 き る ま ち づ く り	4地域での声かけ見守り (高齢者支援連絡会)	・H18年:8地区の設置 ・H23年:五香六実地区高齢者支援連絡会を五香松飛台と六実六高台に分割し、9地区となる	高齢者支援連絡会を設置していない地区に対して社会資源の確認を行い、連絡会の必要性や他の組織との関係性を考える必要がある	高齢者支援連絡会を設置していない地域への働きかけを行い、残る地区での高齢者支援連絡会の必要性について検討していく	維持
	(まつど孤独死予防センター、孤独死ゼロ作戦の支援)	孤独死の実態把握についてデータを作成し活用に努めている (データ提供:松戸警察署、松戸東警察署) ・H18:男51女21 計72 ・H19:男67女34 計101 ・H20:男86女25 計111 ・H21:男72女38 計110 ・H22:男103女52 計155 ・H23:男78女40 計118	孤独死の実態調査の活用、居場所「いきいきサロン」づくり、見守り安否確認の支援、あいさつ運動の支援等について協働しながら支援策を講じる必要が求められる	・引続き孤独死の実態調査データの作成に努め、全市的に「孤独死ゼロ作戦」の取り組みを支援していく ・孤独死の実態調査の活用、居場所「いきいきサロン」づくり、見守り安否確認の支援、あいさつ運動の支援等について協働しながら支援策を講じる ・孤独死予備軍について検討する	維持
	5地域での交流・ふれあいの場づくり (集会所の整備)	集会所整備費補助金の執行状況(過去6カ年) ・H18年度対象町会(新設)3 (修繕)4 ・H19年度対象町会(新設)1 (修繕)1 ・H20年度対象町会(新設)1 ・H21年度対象町会(新設)1 ・H22年度対象町会(新設)2 (修繕)1 ・H23年度対象町会 1	集会所の建設補助の予算が潤沢ではないため、地域、経緯等の要素により、優先順位をつけて、建設補助を実施している	集会所の建設に係る住民ニーズを汲み取りつつ、当該補助を継続していく	維持
	(イベント・行事)	各町会・自治会の集会所の使用状況(イベント・行事)等について、調査を実施している(毎年1回)	町会・自治会のイベント活動への、新住民、若年層の参加が少ない(町会・自治会からの伝聞)	集会所で開催される地域のイベント・行事を調査・把握し、これを参考にして、より地域コミュニティに資する集会所支援事業を目指していく	維持
	6子育て支援 (放課後児童クラブ)	・～H17年度:38カ所設置 ・H22年度:全小学校区44カ所設置終了	学校外に設置されているクラブについて、順次小学校敷地内に移設する	・今後は、学校外施設の学校敷地内への移設 ・老朽化クラブの改修	維持
	(おやこDE広場)	H18:ゆうまつど・ふれあい22・野菊野こども館・根木内こども館 H19:ほっとる一む東松戸・北松戸 H20:旭町・南花鳥・あおぼ子育て支援センター H21:常盤平・ほっとる一む新松戸 H22:中部・馬橋・北小金 H23:にこにこキッズ	当初計画5ヶ所を大幅に上回る19ヶ所設置した	・地域の子育て拠点として充実を図る ・子育てコーディネーターを設置し、子育ての総合窓口とする	維持
	7外国人との交流 (外国語での行政情報の提供)	・H18年度より、外国人にとって有用な行政情報を広報まつどより毎月、4件抜粋し、5ヶ国語による情報提供を実施している。 ・H18年度から平成20年度外国語版生活ガイドブック標準版を作成(4ヶ国語) ・H21年度保険編を作成(4ヶ国語) ・H22年度防災編を作成(4ヶ国語) ・H23年度住宅編を作成(4ヶ国語)	広報まつどの情報提供は翻訳に時間を要するためタイムラグが生じている。タイムリーかつ的確な情報提供を行うような対応を検討していく		維持
	(外国人市民懇話会など)	・外国人市民懇話会:平成13年度から実施→平成22年度をもって、事業が終了 ・国際交流協会の各種講座、交流イベントにおいて、参加者アンケートを実施しており、その情報を入手した。	・日本人、外国人がお互いの文化や習慣など相違を理解し、認め合うための交流機会の状況の把握にあたっては、引き続き国際交流協会より情報を入手する ・外国人の利便性に対するアンケート調査などを定期的に行うことも必要		維持
	8ホームレス対策の検討	【全国調査報告】 ・H19(1月):73人→H24(1月):45人 ・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が、失効したが、5年間延長された ・千葉県では、平成24年3月「ホームレス自立支援計画」の見直しを行い、今後、「ホームレス支援センター」の設置を計画している。それに合わせて、今後、連携をとりながら進めて行く	・支援を望まないホームレスに対しては、その対応が難しい ・行政のみで支援するのは限度があり、NPO等の民間団体の協力が必要	ホームレスの数は、減少してきている	維持

		取り組みの進捗状況	課題	今後の方向性	
基本 目標 4 福祉文化の創造	1心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> 啓発冊子「やさしいっぱいみんなのまち」を発刊(H18年度) 市内小中学校等へ冊子の配布を実施(H18～21年度) 啓発冊子のホームページでのダウンロード方式を可能(H22年度) 小中学校等への冊子の配布は終了(H22年度) 希望者には窓口配布を行い、引き続き啓発冊子を活用した心のバリアフリーの展開に取り組んでいる 	ノーマライゼーションの普及をさらに推進していくためには、福祉や教育など、それぞれの分野が取り組んでいく必要性を感じている	啓発冊子の配布(ホームページでのDL方式及び希望者への窓口配布)による心のバリアフリーの推進を継続していく	維持
	2世代間交流	H24年度から、「いきいきほっとふれあい風呂事業(市内在住の65歳以上の高齢者が200円で入浴でき、同伴の小学生以下の子どもが無料で入浴できる)」で補助金を支給し、高齢者の引きこもり防止や生きがい感の創出と併せ、子どもとの世代間交流を支援している	高齢者が子どもを連れてくるのがほとんどないため、子どもを連れてくるための工夫が必要である	さらなる周知をはかる	拡大
	3福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 六高台地区を中心とした千葉県指定の福祉教育パッケージ方式ならびに松戸市研究指定(松戸六実高校、六実中学校、六実小学校、六実第二小学校、六実第三小学校)により、H20年度から3年間研究を進めた 旭町地区を中心とした千葉県指定の福祉教育パッケージ方式ならびに松戸市研究指定(松戸馬橋高校、旭町中学校、旭町小学校)により、H24年度から3年間の研究を進めている 	各学校が実施している福祉教育の実践について、横断的に情報交換できるような機会や地区の社会福祉協議会とのネットワークづくりを更に充実させる必要がある		維持
	4伝統的文化活動の育成	指定文化財 国 6件(内、H18年度「旧徳川家松戸定邸」1件) 県 6件 市 38件(内、H21年度「旧陸軍工兵学校正門門柱」他1件、H23年度「東漸寺のシダレザクラ」他2件)	各個人の学習支援だけでなく、地域社会の基盤強化につながる地域全体の教育力の地域差を少なくすることが課題	出前講座の開催、広報ホームページの掲載等多様な学習機会の提供をするとともに、関係機関と連携し、文化芸術の拡充に努める	維持

		取り組みの進捗状況	●課題、○今後の方向性	
基本 目 標 1	6 ニーズ把握の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年 五香六実地区社協が「五香松飛台地区」と「六実六高台地区」に分割し、15地区社会福祉協議会となった 平成19年～23年の間に10地区社協で小地域福祉フォーラムを開催。市社協も基本地域福祉フォーラムを開催し、地域のニーズを把握するとともに関係団体とのネットワーク構築を図った 各種イベント、研修等の開催にあたっては、アンケートを行い、住民ニーズ把握に努めた 平成23年度には、地域支え合い体制づくり事業の補助金を受け、災害に関する住民の意識調査を実施。また、災害ネットワーク検討会を設置し、関係団体等のネットワークの構築を図っている 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社会福祉協議会の事業や地域フォーラムの設置については地域格差が大きい ○災害ネットワーク検討会は継続審議中 ○アウトリーチを徹底し、制度の隙間や孤立して支援につながらないような見えにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた支援ネットワーク作りに取り組む必要性あり 	維持
基本 目 標 2 自 立 と 参 加 の 促 進	4 地域福祉推進の人材確保と育成	<p>【ボランティアの養成講座】 平成23年度:7講座開催 延べ15回 受講者 延335人 平成19年度～23年度:40講座開催、延べ66回、受講者 延2144人 ・地域の婦人会や学校のPTA及び家庭教育学級等に対しても出前研修等を実施 ・ふれあいサービスでは、協力会員基礎研修・救急教室・介護教室・調理教室を定期的に開催。5年間で延べ29回、568人が受講</p> <p>【ボランティア連絡協議会】 27団体が加盟し、ボランティアグループ相互の情報交換や親睦、ボランティア活動の拡充に関する事業 ・役員会(12回) 総会(1回) ・研修会開催(2回) 参加者68名 ・県ボランティア連絡協議会との連携 ・広報誌発行 ・各種社協事業への積極的な参加・協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●年々、各グループの構成メンバーの高齢化が進み、ボランティア連絡協議会の役員を引き受けられない、グループの存続が厳しい状況などの理由で加盟団体は減少している ○ボランティア連絡協議会の運営を市社会福祉協議会に依存する傾向が強かったが、自主的に展開することを提唱してからは、士気の高まりが出てきた 	拡大
	6 権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会活動、福祉に関する研修への参加 48の研修に参加(延べ91名) ・地区社協のふれあい会食会・いきいきサロン・子育てサロン等の従事者を対象とする連絡会を毎年1回開催し、地域活動者の育成を行っている ・介護員養成研修を平成19年～23年度まで毎年実施 延べ5回、166人が受講した。平成24年度は、受講生が集まらず開催を中止した。 ・福祉相談員の研修(年1回開催) H19～23 延べ145人参加 ・生活支援員の研修(年1回開催) H19～23 延べ73人参加 ・サマーセミナーの開催(年1回開催) H19～23実績5回 延べ3,218人参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成24年度、市民レベルの介護力アップを目指し、身近な地域での支え合い助け合う仕組みのスキルアップを図るための人材育成講座を検討している 	拡大
	6 権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業として、福祉サービス利用援助、財産管理サービス、財産保全サービスを実施 H19～23に当該事業に関わる相談件数629件 H23年度末の契約件数は、43件 ・事業の周知については、社協だよりでの広報の他、関係団体等の研修会に出席し、事業周知を行っている ・関係機関と関係者連絡会を開催し、権利擁護問題に関する連絡調整や情報交換を行い、困難ケースへの対応に関する検討も必要に応じて行うこととしている ・H19年国が事業名称を変更し、日常生活自立支援事業となる。松戸市社協では、H22年度より事業名を変更し、周知に努めた 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢化社会の進展に伴い、利用者の増加が見込まれる。利用者個々のニーズにきめ細やかに対応するためには、生活支援員の確保と育成が不可欠である。さらに関係機関との連携などの体制の整備も急務である ○家族形態の多様化の中にあつて、高齢者や障害者が安心して生活できるように当事者の利用を周知することも強化していく 	維持
基本 目 標 3 支 え 合 い 共 に 生 き る ま	2 ボランティア・NPO活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動に係る相談 年間1,777件(H23) ・ボランティアの紹介 年間166件 活動者数4,467人(H23) ・ボランティア活動に係る情報発信 ・ボランティアハンドブックの発行(年1回) ・ボランティア情報紙の発行(年6回) ・社協だより発行(年4回) ・講座の開催(基本目標2-4参照) ・ボランティア活動保険などの加入手続きなど ・ボランティア室の貸出しとロッカーの貸出しによる、活動拠点の支援 ・ボランティアサロン室の開設 ・切手整理ボランティア活動の拡充 20代～80代の世代を超えた交流、障がいある人たちにも参加できるボランティア活動の場を提供 ・ボランティア団体助成事業 H19～23実績 延べ151団体 1,656,000円 ・歳末あすけあい募金配分 H19～23実績 延べ71団体 2,855,774円 ・災害ボランティアの育成と組織化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの育成については、引き続き力を注いでいく必要あり ○生活課題が多様化し、制度の中では対応できないことをボランティア活動で解決しようとする向きがあるものの、専門的知識や技術力が必要であったり、セルフネグレクトに対しては、介入困難であったり、ボランティア活動の域を超えることがある。行政の包括支援の体制整備(人材・拠点)を望む 	拡大
	3 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年3月松戸市地域福祉活動計画(第3次)を策定 ・災害対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○「松戸市地域福祉計画」と整合性をはかり、第4次松戸市地域福祉活動計画を策定予定 ○社会的孤立、生活困窮、低所得者、権利擁護等の生活課題や地域福祉の課題に対し、アウトリーチ手法の徹底により課題の解決を図る ○災害対策、とりわけ災害ボランティアセンターの基盤強化 	維持
基本 目 標 4 創 造	3 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育のパッケージ指定を受け、H20～22年まで六実六高台地区(高校1校、中学1校、小学校3校)の福祉教育活動を支援 ・福祉教育サポーター養成研修の実施 ・福祉教育に取り組む学校の先生や地域活動者を対象とした「福祉教育関係者研修会」の実施 ・福祉体験学習実施校へのプログラムの提案 ・福祉教育活動助成金交付 H19～23 106校 ・福祉体験学習実施校への職員・サポーターの派遣および疑似体験用具等の貸出し 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成24年～26年、馬橋西地区(小・中・高校各1校)が福祉教育推進地域に指定され、その取り組みについて支援を開始した ○福祉教育プログラムに提案から実施にあつては、学校側と入念な事前検討を重ね、より効果的なプログラム実施と児童生徒にとどまらず保護者等へも福祉教育、地域活動への賛同が得られるように推進していきたい 	拡大

基本目標	基本目標1 安心して暮らせるまちづくり		基本目標2 自立と参加の促進		基本目標3 支え合い共に生きるまちづくり										
	6 ニーズ把握の場づくり		1 制度ボランティア活動の充実	4 地域福祉推進の人材確保と育成	2 ボランティア・NPO活動への支援	3 社会福祉協議会	4 地域での声かけ見守り			5 地域での交流・ふれあいの場づくり					
事業名 地区社協名	ラ地域 ム福祉 フォー	催役評 員議 員・の 会理 議事・	への研 修会 ・の 参 加・ 講 演 会	ナ講 演 等 の 開 催	ア地 域 登 録 ボ ラ ン テ ィ	み(重 点 的 に 取 り 組 む こ と)	地 域 見 守 り 活 動	会高 齢 者 支 援 連 絡	孤 独 死 対 策 事 業	ふ れ あ い 会 食 会	い ふ れ あ い サ ロ ン ・ い き	子 育 て サ ロ ン	ふ れ あ い 広 場	業ト ・の 地 域 交 流 事 業 ※1 そ の 他 の イ ベ ン ト	
常盤平団地	○	○	○	○		}	○	○	○	○	○	○	○	○	
馬橋	○	○	○	○	○		○				○	○	○	○	○
小金原	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○
常盤平	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○
東部	○	○	○	○	○				○		○	○	○	○	○
小金	○	○	○	○	○				○		○	○	○	○	○
新松戸		○	○	○							○	○	○		○
矢切	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○
明第1	○	○	○	○	○						○	○	○		○
本庁		○	○	○							○	○	○		○
馬橋西		○	○	○					○		○	○	○		○
明第2東		○	○	○							○	○	○		○
明第2西	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○
五香松飛台	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○
六実六高台		○	○	○							○	○	○		○
合計	10地区	15地区	15地区	15地区	10地区		2地区	3地区	2地区	15地区 会場数:19会場 延開催数:159回 参加者:延6,639人 ボランティア:延3,759人 配食:延開催数63回 配食人数:延331人 ボランティア:延108人	13地区 会場数:32会場 延開催数:745回 参加者:延17,727人 ボランティア:延3,216人	13地区 会場数:21会場 延開催数:289回 参加者:延10,368人 (大人:4,977人 子 ども:5,391人) ボランティア:延2,609人	9地区	15地区	

【課題と思われること】

- 地区社会福祉協議会の活動が、地域の福祉活動の中心を担っているということを知ってもらうこと(地区社会福祉協議会の周知)
- 地区社会福祉協議会の地域福祉活動の運営にかかわる人を増やしていくこと
- 子どもから高齢者まで広い世代の方々に、地区社会福祉協議会の活動に参加してもらうこと

【重点的に取り組む主な項目】

- 防災体制の構築
- 地域での声かけ・見守り
- 高齢者支援
- 子育て支援
- 地域交流・ふれあいの場づくり
- 世代間交流
- 学校との連携
- ボランティア活動の支援
- 家事支援

【※1 その他のイベント・地域交流事業】

- グランドゴルフ大会
- 市民運動会(共催・後援・協賛)
- 結婚50年記念事業(祝賀会・戸別訪問)
- 乳幼児・児童・生徒等との交流事業
(マジックショウ、子どもまつり、子ども離まつり、子ども対象の映画会、おもちゃの病院、地区の歴史を知るためのイベントなど)
- その他
(福祉麻雀大会・飛行機作りと飛ばしっこ大会、ウォーキングフェスタ、70歳以上の人なら誰でも参加できる食事会、世代間交流事業、ゲートボール親善大会など)
- 友愛年賀状

パブリックコメント*の実施状況

【意見募集実施の予告】

広報まつど 2013年(平成25年)9月1日号

【意見募集期間】

平成25年9月1日(日)～9月30日(月)

【計画(案)閲覧方法】

- ① 松戸市ホームページへの掲載
- ② 松戸市行政資料センターでの閲覧
- ③ 市内各支所での閲覧
- ④ 松戸市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会での閲覧
- ⑤ 市立図書館(本館、分館：新松戸・小金・常盤平)での閲覧

【意見の提出方法】

- ① 郵送
- ② ファクシミリ
- ③ Eメール

【意見への回答方法】

市ホームページにて回答

【意見・要望数】

件数：19件

人数：5人(郵送 1人、ファクシミリ 3人、Eメール 1人)

松戸市の年齢構成の推移

	総人口	%	年少人口 0歳～14歳	%	生産年齢人口 15歳～64歳	%	老年人口 65歳以上	%
平成17年度	468,380	100	64,652	13.8	326,089	69.6	77,639	16.6
平成18年度	470,028	100	64,214	13.7	323,230	68.8	82,584	17.6
平成19年度	473,727	100	64,047	13.5	322,526	68.1	87,154	18.4
平成20年度	476,813	100	64,228	13.5	320,721	67.3	91,864	19.3
平成21年度	477,894	100	63,922	13.4	318,540	66.7	95,432	20.0
平成22年度	478,986	100	63,579	13.3	317,825	66.4	97,582	20.4
平成23年度	476,896	100	62,132	13.0	313,369	65.7	101,395	21.3
平成24年度	485,876	100	62,139	12.8	316,439	65.1	107,298	22.1

資料 住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

※平成24年7月9日に住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳法の適応対象に加えられました。

地区社会福祉協議会別世帯数

	一般世帯			65歳以上含む世帯		
	一般世帯数	世帯内訳		65歳以上含む世帯数	世帯内訳	
		単身世帯数	複数世帯数		単身世帯数	複数世帯数
本庁地区	11,895	5,082	6,813	3,055	948	2,107
明第1地区	24,208	9,012	15,196	7,068	1,949	5,119
明第2東地区	12,711	5,541	7,170	3,297	959	2,338
明第2西地区	12,493	3,808	8,685	4,555	1,033	3,522
矢切地区	11,091	4,412	6,679	3,867	1,055	2,812
東部地区	16,946	4,265	12,681	5,076	1,075	4,001
馬橋地区	13,217	4,114	9,103	4,179	903	3,276
常盤平・常盤平団地地区	27,846	10,469	17,377	9,822	3,097	6,725
五香松飛台地区	13,760	3,785	9,975	5,202	1,141	4,061
六実六高台地区	9,212	2,023	7,189	3,005	635	2,370
小金地区	17,959	5,888	12,071	5,754	1,394	4,360
小金原地区	11,924	3,337	8,587	5,164	1,311	3,853
新松戸地区	16,739	5,752	10,987	4,722	1,235	3,487
馬橋西地区	9,360	3,364	5,996	2,849	735	2,114
松戸市	209,361	70,852	138,509	67,615	17,470	50,145

資料 国勢調査（平成22年10月1日現在）

※一般世帯数は、施設等の世帯数を含まない。

※複数世帯数は一般世帯数、65歳以上世帯数のそれぞれから単身世帯を差し引いた。

※「常盤平団地地区」のみの単独世帯の把握が出来ないため、「常盤平地区」と「常盤平団地地区」の2地区を一体的に扱うこととする。

地区社会福祉協議会別人口一覽

	人口	%	0~14 歳	%	15~64 歳	%	65 歳以上	%
本庁地区	23,967	100	2,906	12.1	16,662	69.5	4,399	18.4
明第1地区	54,224	100	6,874	12.7	36,550	67.4	10,800	19.9
明第2東地区	25,770	100	3,185	12.4	17,620	68.4	4,965	19.3
明第2西地区	29,652	100	3,803	12.8	18,702	63.1	7,147	24.1
矢切地区	18,808	100	2,294	12.2	11,798	62.7	4,716	25.1
東部地区	43,673	100	7,525	17.2	28,103	64.3	8,045	18.4
馬橋地区	38,094	100	4,938	13.0	25,183	66.1	7,973	20.9
常盤平地区	53,331	100	6,885	12.9	34,039	63.8	12,407	23.3
五香松飛台地区	34,788	100	4,597	13.2	21,761	62.6	8,430	24.2
六実六高台地区	25,021	100	3,338	13.3	16,671	66.6	5,012	20.0
常盤平団地地区	8,266	100	525	6.4	4,497	54.4	3,244	39.2
小金地区	42,667	100	5,325	12.5	28,087	65.8	9,255	21.7
小金原地区	28,459	100	3,501	12.3	16,714	58.7	8,244	29.0
新松戸地区	36,910	100	3,788	10.3	25,353	68.7	7,769	21.0
馬橋西地区	22,246	100	2,655	11.9	14,699	66.1	4,892	22.0
松戸市	485,876	100	62,139	12.8	316,439	65.1	107,298	22.1

資料 住民基本台帳人口（平成25年3月31日現在）

※平成24年7月9日に住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳法の適応対象に加えられました。

医療機関の状況

	病 院				一般診療所			歯科診療所		
		地域医療 支援	一般	精神		有床	無床		有床	無床
平成 17 年度	19	—	18	1	289	17	272	246	—	246
平成 18 年度	19	—	18	1	294	16	278	256	—	256
平成 19 年度	20	—	19	1	305	16	289	261	—	261
平成 20 年度	20	—	19	1	291	16	275	258	—	258
平成 21 年度	20	—	19	1	296	15	281	259	—	259
平成 22 年度	19	—	18	1	292	16	276	262	—	262
平成 23 年度	18	—	17	1	292	16	276	265	—	265

資料 松戸健康福祉センター事業年報

出生数の推移

	出 生	
	総 数	率（人口千対）
平成 17 年	4,258	9.0
平成 18 年	4,397	9.3
平成 19 年	4,173	8.8
平成 20 年	4,367	9.1
平成 21 年	4,316	8.9
平成 22 年	4,121	8.6
平成 23 年	4,155	8.7

資料 千葉県ホームページ（人口動態統計より）

県内近隣市合計特殊出生率

	平成 23 年	平成 22 年	平成 21 年	平成 20 年	平成 19 年	平成 18 年	平成 17 年
松戸市	1.36	1.33	1.29	1.29	1.20	1.24	1.18
市川市	1.3	1.37	1.28	1.25	1.28	1.26	1.21
船橋市	1.38	1.36	1.35	1.31	1.28	1.25	1.20
習志野市	1.32	1.28	1.22	1.22	1.23	1.18	1.13
野田市	1.28	1.36	1.25	1.25	1.19	1.21	1.10
柏市	1.33	1.32	1.28	1.24	1.21	1.17	1.1
流山市	1.49	1.38	1.33	1.31	1.27	1.23	1.16
鎌ヶ谷市	1.33	1.39	1.24	1.34	1.17	1.25	1.18

資料 千葉県ホームページ（人口動態統計より）

保育所入所の状況

	総数	公 立						民 間					
		計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳以上	計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳以上
平成 17 年	5,223	2,942	205	399	467	595	1,276	2,281	278	363	400	423	817
平成 18 年	5,233	2,929	195	403	472	585	1,274	2,304	252	352	408	426	866
平成 19 年	5,098	2,842	209	370	473	571	1,219	2,256	276	335	377	394	874
平成 20 年	5,015	2,738	181	360	433	545	1,219	2,277	273	389	382	372	861
平成 21 年	5,049	2,597	187	356	416	502	1,136	2,452	294	429	457	425	847
平成 22 年	5,183	2,510	215	363	427	468	1037	2,673	334	459	482	476	922
平成 23 年	5,248	2,399	225	349	406	472	947	2,849	321	500	510	512	1006
平成 24 年	5,497	2,396	183	365	401	474	973	3,101	373	538	564	555	1071

資料 保育課

児童扶養手当

	世帯数	内 訳			
		児童 1 人	児童 2 人	児童 3 人	児童 4 人以上
平成 17 年度	2,806	1,684	868	212	42
平成 18 年度	2,809	1,743	840	184	42
平成 19 年度	2,641	1,659	784	159	39
平成 20 年度	2,613	1,641	788	149	35
平成 21 年度	2,757	1,709	829	173	46
平成 22 年度	2,992	1,859	913	171	49
平成 23 年度	3,131	1,965	930	184	52
平成 24 年度	3,133	1,966	921	194	52

資料 子育て支援課

労働力状態（8区分） 男女別 15歳以上人口

区分	総数	労働力人口							非労働力人口			
		合計	就業者					完全失業者	合計	家事	通学	その他
			小計	主に仕事	家事的ほか仕事	通学のかたわら仕事	休業者					
総数	410,960	240,667	226,256	185,642	30,401	5,218	4,995	14,411	135,772	69,540	23,473	42,759
男	202,374	143,608	133,970	126,483	1,934	2,719	2,834	9,638	41,273	5,459	12,294	23,520
女	208,586	97,059	92,286	59,159	28,467	2,499	2,161	4,773	94,499	64,081	11,179	19,239

資料 松戸市統計書（平成 22 年 10 月 1 日現在）

地区社会福祉協議会別要介護（要支援）認定者

（平成 24 年 8 月 31 日）

管轄 地域包括 センター	日常生活 圏域	人口(人)	高齢者数 (人)	高齢化率	(再掲)高齢者数		要介護・要支援認定者(人)							合計	認定率 (出現率)
					65～74歳	75歳以上	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
中央	本庁地区	24,081	4,288	17.8%	2,342	1,946	53	91	93	146	98	89	72	642	15.0%
	明第1地区	54,254	10,512	19.4%	6,017	4,495	157	194	223	342	207	179	189	1,491	14.2%
	明第2東地区	25,937	4,826	18.6%	2,742	2,084	58	110	85	132	96	84	76	641	13.3%
	明第2西地区	29,663	6,982	23.5%	4,442	2,540	69	81	123	205	157	113	90	838	12.0%
	矢切地区	18,667	4,623	24.8%	2,541	2,082	68	86	102	138	116	91	68	669	14.5%
	東部地区	43,234	7,754	17.9%	4,581	3,173	87	126	137	249	188	175	168	1,130	14.6%
	小計	195,836	38,985	19.9%	22,665	16,320	492	688	763	1,212	862	731	663	5,411	13.9%
常盤平	常盤平地区	53,588	12,079	22.5%	6,699	5,380	200	239	233	413	277	208	203	1,773	14.7%
	常盤平団地地区	8,439	3,143	37.2%	1,712	1,431	71	67	66	103	48	30	34	419	13.3%
	五香松飛台地区	34,942	8,163	23.4%	4,846	3,317	100	154	152	243	164	127	115	1,055	12.9%
	六実六高台地区	24,995	4,783	19.1%	2,913	1,870	59	108	77	161	100	79	78	662	13.8%
	小計	121,964	28,168	23.1%	16,170	11,998	430	568	528	920	589	444	430	3,909	13.9%
小金	馬橋地区	38,202	7,746	20.3%	4,444	3,302	88	139	178	256	165	134	114	1,074	13.9%
	小金地区	42,942	8,934	20.8%	5,108	3,826	129	159	168	297	192	156	134	1,235	13.8%
	小金原地区	28,655	8,025	28.0%	4,378	3,647	131	154	173	267	171	168	138	1,202	15.0%
	新松戸地区	36,954	7,386	20.0%	4,789	2,597	89	143	128	208	121	101	88	878	11.9%
	馬橋西地区	22,291	4,707	21.1%	2,908	1,799	54	73	66	146	88	85	74	586	12.4%
	小計	169,044	36,798	21.8%	21,627	15,171	491	668	713	1,174	737	644	548	4,975	13.5%
住民登録外	-	-	-	-	-	20	32	56	80	60	64	48	360		
合計	486,844	103,951	21.4%	60,462	43,489	1,433	1,956	2,060	3,386	2,248	1,883	1,689	14,655	14.1%	

注1 日常生活圏域ごとの人口及び高齢者数については、地域福祉課集計一覧（地区社協15地区）」による（外国人を含む）。

資料 介護保険課

2 処理日（平成25年2月15日時点）において平成24年8月31日の認定が有効な人を抽出したため、他の統計と一致しない。

3 認定率は第2号被保険者のうち認定を有する者を含む。

4 住民登録外とは、他市町村の介護保険施設に入所している人等のこと。

刑法犯罪認知件数

年	総 数	凶 悪 犯						粗 暴 犯						窃 盗 犯										知 能 犯			風 俗 犯			その他の刑法犯								
		計	殺 人	強 盗	うち 路上強盗	放 火	強 姦	計	凶 器 準 備 集 合	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝	計	空 巢 ね ら い	忍 込 み	事 務 所 荒 ら し	出 店 荒 ら し	そ の 他 侵 入 盗	自 動 車 盗	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	車 上 ね ら い	ひ つ た く り	部 品 盗	自 販 機 荒 ら し	そ の 他 非 侵 入 窃 盗	計	詐 欺	横 領	そ の 他 知 能 犯	計	賭 博	わ い せ つ	計	住 居 侵 入	占 有 離 脱 物 横 領	そ の 他
平成17年	10,693	79	5	64	34	4	6	373	—	146	176	5	46	8,285	983	126	65	118	134	213	676	2,400	1,133	514	304	184	1,435	372	284	9	79	66	3	63	1,518	244	475	799
平成18年	8,870	45	8	24	10	3	10	307	—	116	155	6	30	6,872	852	172	59	90	119	223	444	1,909	706	456	264	86	1,492	270	218	7	45	36	—	36	1,340	274	455	611
平成19年	7,933	43	9	25	11	3	6	282	2	109	145	5	21	6,116	774	67	78	110	81	167	323	1,857	523	411	297	109	1,319	251	214	6	31	35	—	35	1,206	260	378	568
平成20年	7,128	26	4	17	4	1	4	272	—	109	133	3	27	5,513	544	99	78	78	141	86	271	1,813	610	338	269	61	1,125	250	216	5	29	47	—	47	1,020	172	309	539
平成21年	6,929	38	4	21	6	4	9	272	—	123	114	5	30	5,442	309	98	65	58	130	113	418	1,806	507	355	298	47	1,238	141	102	8	31	39	—	39	997	149	204	644
平成22年	6,471	32	6	17	10	7	2	243	—	113	112	5	13	5,221	456	72	87	58	154	134	446	1,734	490	222	168	55	1,145	117	93	6	18	22	2	20	836	137	218	481
平成23年	6,224	37	3	26	12	4	4	228	—	104	101	7	16	4,906	317	115	56	108	110	119	258	1,719	415	137	203	57	1,292	193	166	4	23	17	—	17	843	119	224	500
平成24年	6,435	33	3	21	5	3	6	264	—	114	123	15	12	5,086	281	109	94	111	114	174	347	1,878	400	162	226	67	1,125	166	152	1	13	31	—	31	855	159	205	491

資料 千葉県警察本部ホームページ

人口一人当たりの犯罪発生件数

	年	総 数	凶 悪 犯						粗 暴 犯						窃 盗 犯										知 能 犯			風 俗 犯			その他の刑法犯								
			計	殺 人	強 盗	うち 路上強盗	放 火	強 姦	計	凶 器 準 備 集 合	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝	計	空 巢 ね ら い	忍 込 み	事 務 所 荒 ら し	出 店 荒 ら し	そ の 他 侵 入 盗	自 動 車 盗	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	車 上 ね ら い	ひ つ た く り	部 品 ね ら い	自 販 機 荒 ら し	そ の 他 非 侵 入 窃 盗	計	詐 欺	横 領	そ の 他 知 能 犯	計	賭 博	わ い せ つ	計	住 居 侵 入	占 有 離 脱 物 横 領	そ の 他
23年	千葉県	134.8	0.7	0.1	0.4	0.1	0.1	0.1	4.8	0.0	1.8	2.4	0.2	0.4	105.5	5.5	2.7	1.4	1.8	3.7	5.3	5.0	31.7	11.2	1.7	5.2	1.8	28.5	3.3	2.8	0.1	0.4	0.6	0.0	0.6	19.8	2.3	5.1	12.4
	松戸市	130.3	0.8	0.1	0.5	0.3	0.1	0.1	4.8	0.0	2.2	2.1	0.1	0.3	102.7	6.6	2.4	1.2	2.3	2.3	2.5	5.4	36.0	8.7	2.9	4.2	1.2	27.0	4.0	3.5	0.1	0.5	0.4	0.0	0.4	17.6	2.5	4.7	10.5
24年	千葉県	130.4	0.6	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1	5.8	0.0	2.3	2.8	0.4	0.3	101.0	5.1	2.3	1.3	1.8	3.5	3.8	4.9	30.5	9.3	1.9	5.4	2.0	29.1	3.3	2.8	0.1	0.3	0.9	0.2	0.7	18.7	2.6	3.7	12.4
	松戸市	133.9	0.7	0.1	0.4	0.1	0.1	0.1	5.5	0.0	2.4	2.6	0.3	0.2	105.8	5.8	2.3	2.0	2.3	2.4	3.6	7.2	39.0	8.3	3.4	4.7	1.4	23.4	3.5	3.2	0.0	0.3	0.6	0.0	0.6	17.8	3.3	4.3	10.2

資料 千葉県警察本部ホームページ

交通事故発生状況

	発生件数	死亡者数	負傷者数
平成 17 年	2,404	9	2,807
平成 18 年	2,159	12	2,566
平成 19 年	1,977	11	2,331
平成 20 年	1,805	12	2,062
平成 21 年	1,848	13	2,157
平成 22 年	1,777	3	2,044
平成 23 年	1,478	10	1,742
平成 24 年	1,405	8	1,719

資料 松戸市統計書（各年 12 月末現在）

ホームレスの人数

	全国	千葉県	松戸市
平成 19 年調査	18,564	594	73
平成 20 年調査	16,018	524	55
平成 21 年調査	15,759	503	54
平成 22 年調査	13,124	510	56
平成 23 年調査	10,890	462	49
平成 24 年調査	9,576	355	45

資料 全国・県 厚生労働省ホームレスの実態に関する全国調査報告書の概要

※平成 20 年以降松戸市 地域福祉課

配偶者暴力相談支援センターの相談件数（千葉県）

	女性サポートセンター		ちば県民共生センター		健康福祉センター（現13箇所）		合計（件）	
	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV
平成17年度	13,832	2,320	5,324	727	1,978	1,466	21,134	4,513
平成18年度	14,677	2,145	4,081	400	2,530	1,900	21,288	4,445
平成19年度	12,897	2,478	5,984	760	2,805	2,280	21,686	5,518
平成20年度	11,068	2,230	6,186	1,055	2,503	2,054	19,757	5,339
平成21年度	9,877	2,166	6,208	946	2,674	2,081	18,759	5,193
平成22年度	9,210	2,365	6,805	1,037	2,798	2,203	18,813	5,605

資料 千葉県ホームページ 男女共同参画課

千葉県DV防止・被害者支援基本計画管理委員会開催結果

※ちば県民共生センターは、平成17年度までは助成センター

平成25年度千葉県NPO・ボランティア関連事業一覧表(抜粋)

No	事業名	対象者 (主に事業受託者)	事業概要	担当課 (室・班)
1	障害者グループホーム等建設事業	社会福祉法人、NPO法人等 (建設場所が政令市、中核市の 場合、当該市を除く)	障害者グループホーム等の施設整備をしようとするものに対して、その事業費の一部を補助することにより、整備の促進を図る。	健康福祉部 障害福祉課 施設整備班
2	社会福祉施設等施設整備費補助金事業	社会福祉法人、財団法人、医療法人、NPO法人等	就労移行支援、就労継続支援、生活介護等の日中活動系のサービスを行う事業所の設置、老朽化に伴う入所支援施設の改修、グループホーム等の設置に対し補助を行うことにより、障害福祉サービスの整備を図る	健康福祉部 障害福祉課 施設整備班
3	地域コミュニティ活性化支援事業	NPO等(特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織)、市町村	希薄化した地域コミュニティの再生や、新たな地域コミュニティの仕組みづくりの取組に対して支援を行い、併せて、その取組を広く県民に発信することにより、地域コミュニティの活性化を図る。 採択予定件数:5件	環境生活部 県民交流・文化課 協働連携班
4	伝統芸能継承者育成事業	法人格を有する団体もしくは文化芸術団体	小・中・高校生を対象に伝統芸能への関心を促し、将来に向けての保存・継承を図るため、体験活動と活動の成果発表とを併せて行う事業に対し、補助を行う。	環境生活部 県民交流・文化課 (文化振興班)
5	若者の文化芸術活動サポート事業	文化芸術団体、NPO、公益法人	若者による文化芸術活動の推進を図るため、若者が主体となって参加・実施する文化芸術活動事業に対し、補助を行う。	環境生活部 県民交流・文化課 (文化振興班)

資料 千葉県ホームページ

用語集 (※掲載ページ数：各章の冒頭に記載している用語の該当ページ)

	用語	解説
あ行	アクセシビリティ (p. 36)	年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることです。
	おやこDE広場 (p. 48, 88, 92)	地域子育て支援事業(ひろば型)。公共施設内等で乳幼児の保護者を対象にした交流の場の提供をする事業です。子育て相談、情報の提供、子育て講座の実施等を行っています。
	NPO (p. 2, 56, 72, 93, 100, 131)	民間非営利活動団体(法人)のこと。社会貢献活動を行っている市民団体で営利を目的としません。地域の活性化や地域福祉の向上などに大きな役割を果たすものと期待されています。
か行	カーシェアリング (p. 37)	1台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の新しい利用形態で、相乗りとは異なり、複数の会員が時間を変えて1台の自動車を利用するものです。
	家庭教育推進チーム (p. 61)	社会教育指導員、医療関係者、福祉関係者、行政担当者が連携し、家庭教育の問題解決に向け、支援をします。
	基幹相談支援センター (p. 48, 68)	平成24年4月施行の障害者自立支援法の改正により位置づけられた相談機関です。地域における相談支援の拠点として、障害のある人やその家族から総合的な相談(身体障害、知的障害、精神障害の3障害対応)のほか、地域における相談支援体制の充実の取組み、権利擁護、虐待防止などの業務を行います。
	協働事業 (p. 16, 72)	市民活動団体又は事業者が市と相互に社会資源を分担し、協力して行う事業です。
	協働事業提案制度 (p. 92)	市民活動団体又は事業者の発想や手法を生かし、提案者と市が事業の企画から実施までを協力して行うモデル事業を募集する制度です。
	合計特殊出生率 (p. 7)	一人の女性が一生に産む子どもの平均数です。
	心のバリアフリー (p. 17, 34, 90)	高齢者や障害のある人が生活していく上で障害となる、人々の心の中の誤った知識や情報、差別意識などを改め取り除くことです。
	孤独死 (p. 6, 76)	「ひとり暮らしで、誰にも看取られることなく、亡くなる。」 (松戸市常盤平団地地区社会福祉協議会) 「一人暮らしをしていて、誰にも看取られずに自宅で亡くなった。」 (東京新聞)

	用語	解説
か行	健康松戸 2 1 II (p. 11, 38)	松戸市総合計画後期基本計画の政策展開の方向である「健康に暮らすことができるようにします」「安心して子どもを生み、健やかに育てることができるようにします」を市民の方々が達成できるよう健康づくりに取り組んでいく方向性を示しつつ、行政機関が今後取り組むべき内容を示しています。
さ行	災害時要援護者避難支援体制 (p. 29, 46)	災害が発生した時又はそのおそれがある時に、高齢者や障害のある人など何らかの支援が必要な人（災害時要援護者）に、本人の希望により、あらかじめ市に登録し、避難や安否確認などが地域の中で速やかに行われるための体制を整備する仕組みづくりです。 ※平成 25 年度の災害対策基本法の改正に伴い、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられました。また、「災害時要援護者」から「避難行動要支援者」へ名称変更となりました。
	災害ボランティアセンター (p. 74)	災害発生時に、被害者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行います。
	社会福祉法人 (p. 12, 50, 74, 102)	社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人。設立目的を考慮して法人税が非課税となるなど、大幅な税制上の優遇措置が講じられ、寄付金などの収入も認められています。
	自主防災組織 (p. 16, 46)	大災害時に備えて、地域住民が自主的に集まり活動する防災組織です。
	市民大学講座 (p. 61)	この講座は現代社会のさまざまな課題を、地元大学とも連携をとりながら取り上げています。
	生涯学習情報システム (まつどまなびいねっと) (p. 62)	松戸市内のさまざまな生涯学習に関する団体の情報を登録しているインターネット上の情報サイトです。
	障害者虐待防止センター (p. 80)	障害者虐待防止法に基づき、虐待対応の窓口として市町村に設置されています。障害者虐待の通報や届出の受理、養護者及び障害者に対する相談、指導、助言、障害者虐待の防止、養護者支援に関する広報その他の啓発活動を主な業務とします。
	障害者週間 (p. 84)	平成 16 年の障害者基本法の改正により、国民に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わり設定されました。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間です。

	用語	解説
さ行	身体障害者手帳 (p. 7)	視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう若しくは直腸又は小腸・肝臓・免疫機能に障害がある人に都道府県知事から交付され、その程度により1級から6級に分かれるものです。
	生活習慣病 (p. 38)	食生活や喫煙、飲酒、運動不足など、生活習慣との関係が大きい病気のことで、糖尿病、脂質異常症、高血圧、高尿酸血症など生活習慣が発症原因に深く関与している疾患の総称です。従来は「成人病」と呼ばれていました。
	精神障害者保健福祉手帳 (p. 7)	精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患があり、長期にわたり日常生活又は社会生活に制約がある人に、都道府県知事から交付され、その程度により1級から3級に分かれています。
	成人講座 (p. 61)	この講座は「学習のきっかけづくり」「新しい仲間作り」を目指して、さまざまな講座を実施しています。
	制度ボランティア (p. 17, 56, 103)	行政機関からの委嘱を受け、行政の円滑な運営と市民生活の確立や社会福祉の増進を目的として市内各地に配置されている民間奉仕者。民生委員・児童委員、市政協力委員をはじめ、健康推進員、食生活改善推進員、クリンクル推進員、防犯指導員、保護司、青少年相談員など多岐にわたる分野の委員が活躍しています。
た行	第三者評価システム (p. 51)	サービス事業者がサービス内容や経営状況、危機管理体制などの項目について専門機関に評価を依頼し、その結果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者選択の目安とするための制度です。
	団塊の世代 (p. 61, 96)	昭和22～24（1947～1949）年頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代と比較して人数が多いところから、このような表現をします。
	地域子育て支援センター (p. 48, 88, 92)	地域子育て支援事業(センター型)。民間保育所内で乳幼児の保護者を対象にした交流の場の提供する事業。子育て相談、情報の提供、子育て講座の実施等を行っています。
	地域包括支援センター (p. 16, 38, 80, 106)	平成17年の介護保険法の改正により、新たに地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設です。 ※平成25年10月より3ヶ所から11ヶ所に増設します。

	用語	解説
た行	知的障害 (p. 53)	知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあることです。知的機能障害について標準化された知能検査による測定結果において、知能指数がおおむね70までとされています。程度により軽度・中度・重度・最重度と分けられます。
	中核地域生活支援センター (p. 49)	千葉県が民間に委託して行っている相談支援事業で、これまで相談窓口が分かれていた障害のある人、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの問題などの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたります。
	ドメスティック・バイオレンス(DV) (p. 80)	夫から妻、妻から夫、親から子、子から親、きょうだい間の暴力など、家庭内の様々な形態の暴力と考えることができ、最近では「配偶者やパートナーからの暴力」という捉え方が一般的になっています。
な行	日常生活圏域 (p. 20)	高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したものです。
	ノーマライゼーション (p. 91)	障害のある人と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方です。
は行	パブリックコメント (p. 18, 152)	市の基本的な政策の策定過程において、その案を示し、広く市民等の意見を求め、その意見に対して市の考え方を示す一連の手続きのことで、市民等に対する説明責任を果たすことにより、行政運営における透明性の向上を図ることを目的としています。
	バリアフリー (p. 34, 67, 90)	高齢者や障害のある人等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することです。 物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方です。
	ハローワーク (p. 64)	厚生労働省が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続きなどの事務を総合的にを行います。
	ピアカウンセリング (p. 69)	同じような問題、悩みを抱えている者に対しては、同じ立場にある者、同じような経験をした者が相談に当たることが効果的であるとの視点に立ったカウンセリングです。

	用語	解説
は行	ファシリテーター (p. 62)	参加者の学びやチームの成長を促進するよう、話し合いに対して中立な立場を保ちながら話し合いに参加し、調整・支援する人です。(=進行役)
	放課後K I D Sルーム (p. 87)	学校施設を活用して、小学生が放課後などに安全に安心して活動できる空間。実施小学校の図書室を開放し、自由に学習や読書ができる場所を提供しています。教職員免許などを持つ2名の支援スタッフが常時配置され、読書支援や学習支援を行います。※放課後児童クラブとは異なり、監護を必要とする児童の指導にあたる専門の職員はいません。
	放課後児童クラブ (p. 86)	児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。
	法定雇用率 (p. 64)	「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業者に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務づけられている。精神障害者については、現在、雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます。
	ボランティア (p. 2, 50, 68, 72, 94, 100)	社会の課題解決のため、個人の自発的な意思に基づき、原則として無償でボランティア活動を行う人のことです。一般的に、「自発性」、「社会性」、「無償性」が挙げられます。
ま行	松戸市交通安全計画 (p. 43)	交通安全対策基本法第26条の定めるところにより、第9次千葉県交通安全計画に基づき、松戸市交通安全計画(平成23年度から平成27年度)を策定しています。市内における交通社会を構成する「人」「車」「環境」の三つの要素について、相互の関係を考慮しつつ、適切かつ効果的な方針について総合的に検討し策定したものです。

	用語	解説
ま行	松戸市交通バリアフリー基本構想 (p. 35, 90)	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき一定規模の駅を対象とし、段階的かつ継続的にバリアフリー化を推進するための方針を定めるものです。また重点整備地区を設定し、平成22年(2010年)を目標として、駅舎や駅前広場、周辺道路等について、重点的かつ一体的にバリアフリー化を実施するための事業等を定めたものです。
	松戸市高齢者保健福祉計画 松戸市介護保険事業計画 (p. 10, 38, 107)	高齢者保健福祉計画は、市町村が将来必要な高齢者保健福祉サービスの量を明らかにし、その提供体制を計画的に整備するための計画です。介護保険事業計画は、市町村が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するための計画です。介護保険事業計画を包括する総合的計画として位置づけられる高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は整合性をもって作成することが必要であることから、計画期間は同一とし、作成も同時に行うのが適当とされているため、本市では、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改訂を行い、「いきいき安心プランⅣまつど」の名称で策定しています。
	松戸市次世代育成支援行動計画 (p. 10, 86)	次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことを目的にした計画です。前期計画(平成17年度～21年度)では、子どもと地域の未来について施策の推進を図り、後期計画(平成22年度～26年度)では、ニーズや社会環境の変化を踏まえて策定し施行しています。※この計画は「次世代育成支援対策推進法」に基づく松戸市の行動計画です。
	松戸市障害者計画 (p. 10, 67, 90)	障害者基本法に基づく法定計画であり、市が取り組むべき今後の障害者施策の基本的事項を定めるものです。
	松戸市障害者福祉計画 (p. 14)	障害者自立支援法(第88条の規定)及び国の定める「基本指針」に即して、障害者自立支援法による障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を策定することとされた法定の計画です。
	松戸市食育推進計画 (p. 11, 38)	市民が「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことができるよう、3つの基本目標からなる「松戸市食育推進計画」を平成20年3月に策定しています。
	まつど生涯学習大学 (p. 61)	この講座はあらためて「松戸」に関することや「暮らしに身近な問題」を学習することで、60歳以上の皆さんの自己の充実と地域での活躍を応援します。

	用語	解説
ま行	松戸市総合計画 (p. 10, 65)	「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成しています。「基本構想」は、市の発展方向を展望し、21世紀の新たな時代に向けて推進すべき基本的方向を明記するもので、期間は、平成10年度から平成32年度までの23年間です。「基本計画」は、基本構想の実現のために必要な施策の方向を体系的に整理するもので、後期基本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間です。「実施計画」は、基本計画に揚げられた施策を個別事業にまとめ、財政的な裏付けをもたせた3ヵ年ごとの短期的な事業計画です。
	松戸市特定健康診査等実施計画 (p. 11)	国民健康保険の保険者である市が、健康と長寿を確保しつつ医療費の抑制にも資することを目的に、生活習慣病を中心とした疾病の予防を重視し、被保険者に対して、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要があるものに対する保健指導(特定保健指導)を実施する体制について定める計画です。
や行	ユニバーサルデザイン (p. 36)	あらゆる年齢や性別、体型、障害の有無・レベルにかかわらず、誰にでも使いやすい製品等をデザインすることです。特定の障壁を解消するというバリアフリーから一歩進んだ発想。さまざまな商品やサービス、ファッション、建物、設備、街、交通機関など、あらゆる分野に通用するものです。
ら行	療育手帳 (p. 7, 47)	全ての知的障害者を対象として都道府県知事から交付される手帳で、その程度によりA(重度の場合)からB(その他の場合)までの区分に分かれています。

計画見直し専門部会委員からのメッセージ ～計画に込めた願い～

ここでは、計画の策定に携わった委員の方々の想いや計画に込めた願いを、市民の方に贈るメッセージとしてご紹介します。

部会長 大橋 純一

「松戸市地域福祉計画策定に携わって」

今から十数年前、地域福祉計画の概念が不明確の中、皆さんと手探り状態の中、その策定に向けて奮闘努力したことが懐かしく思い出されます。ただ、残念なことに、未だに地域福祉計画とは何か十分理解されていないことです。これは研究者として十分反省すべき点でもあります。

副部会長 鎌田 啓作

策定に参加するに際して、自分自身の老い方・死に方と重ね合わせながら考えるように努めました。地域福祉計画は、そうした一人ひとりの市民の想いを積み重ねて策定されるもので、これで完成ではない。今後も市民の生活や社会環境の変化に対応して、この計画の見直しが行なわれていければと思っています。

委員 島村 善行

わたくしは松戸医師会で在宅ケア委員会の委員長をさせていただいており、当部会で医療・介護面での意見を主に述べさせていただきました。この計画書を計画倒れにさせず、地域の皆さんに、広く活用してもらい、成果を出すことが大事です。今まさに超高齢社会で、今後ますます首都圏の高齢化が進む中、成果を出す方法は、われわれ地域住民が、何をしてもらおうかというのではなく、自分たちが何をするかです。この計画書には、それらのヒントが沢山盛り込まれています。超高齢社会のキーワードは、地域であり、地域住民が誇りをもって地域を支えることだと思います。そのエネルギーは、夢・勇気・知恵・実行力・隣人愛であります。

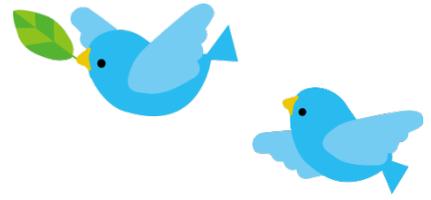
委員 百田 清美

「あなたが主役」。サブタイトルのこの言葉が、私の一番の願いでありメッセージです。一方、市社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、「私たち」という表現にこだわって策定されました。いずれも「人と人のつながり」を重視し選ばれた言葉です。「こんにちは」の挨拶から始めましょう。

委員 木村 正男

地域で日常的な交流と云えば（向こう三軒両隣り）を基本理念とする町会・自治会の集まり、又、子ども同士が御縁の親同士、或いは同好会や趣味の仲間など、多種多様な展開があります。

更に、地域に於ける催しとして盆踊りや運動会、社会福祉協議会による福祉フェアなど住民お互いのふれあいの場の拡がり結構な事だと思います。



委員 若林 桂子

民生委員児童委員の立場から意見を述べました。住民が支える地域福祉の有り様、中でも、今回課題に加えられた防災災害対策としての要援護者の把握・災害時の安否確認システムの構築などが、行政と地域が一体となって、早急に取り組みが進められるように期待を込めました。

委員 広谷 明子

地域福祉計画策定を通じ、様々な人が地域を支えていることに改めて気づかされました。一市民としても地域福祉について考えるよい経験ができました。地域福祉計画が自分たちの住む地域に関心を持ち、生活課題に主体的に取り組んでいくための、一助になれば幸いです。

委員 藤井 公雄

障害のある方やお年寄りの方々が安心して生活しやすい街とは何かを考えながら計画策定に参加させていただきました。生活の困りごとを相談できる場所、人をつくっていくこと。それをわかりやすく伝えるにはどんな方法があるのかを提案できればと思います。

委員 森田 等

少子化や核家族化が進行し、一方でひとり親家庭世帯の増加や保育所入所待機者増加などの問題を抱えるなかで、子ども・子育て支援のテーマに対し、松戸市保育園協議会を代表する立場として臨みました。未来が明るいものとなるには、「安心して子どもを産み、育てる社会」の実現が必要です。この地域福祉計画がその歩みとなることを期待します。

委員 毛利 多壽子

これからの少子高齢社会の福祉は、基本的なものは行政が行うとしても、市民みんなが自分のできる範囲において助け合い、支えあう相互扶助と各種の団体との連携や行政との協働で自分達が安心して暮らせる地域をつくっていくことがより強く求められてきたと思う。計画には目標が必要であり、目標を実現するにはどうするか。「自分が安心して自分らしく生きられる地域とは」を常に念頭に置き、そのためにどうするか、自分が係わっている幾つかの活動の中で見聞きし感じていることと合わせ、市民公募の委員として自分は精一

委員 鈴木 恵治

私は、それぞれが悩みを抱えながらも、自分が住んでいる場所で普通の生活を送れることが幸せではないかと思っている、そこには必ず他の人とのつながりがあり、地域という社会がある。行政もこのひとつであり私たち自身も積極的に参加し、だれもが平等に安心した生活が送れる地域、社会をつくるが必要と考えます。

地域福祉計画がこの社会を一步でも進めることができれば、との思いです。

第2次松戸市地域福祉計画(案)

平成26年1月

発行 松戸市
編集 松戸市健康福祉部地域福祉課

〒271-8588 松戸市根本 387-5
Tel 047-366-3019

